

平成26年第1回粕屋町議会定例会会議録（目次）

第1号 2月28日（金）

・開 会	5
・会議録署名議員の指名	5
・会期の決定	5
・町長の施政方針	5
・諸般の報告	13
・議案等の上程（第1号～第25号）	15
・議案等に対する質疑	22
・請願の報告	24
・陳情の報告	24
・議案等の委員会付託	25

第2号 3月3日（月）

・一般質問	31
太田健策議員	31
1. 給食センター建設について	31
2. 旧焼却場について	47
木村優子議員	48
1. 町の発達障害児への対応について	48
2. ふるさと納税について	54
田川正治議員	58
1. 26年度予算編成に関することについて	59
2. 学校給食センターの建て替えを公設・公営で行うことについて	62
3. 介護保険制度の改正に関することについて	73
川口 晃議員	76
1. 町立幼稚園を3年保育にし、預かり時間の延長を	76
2. 柚須駅の改築・改修計画の進行状況と福北ゆたか線の高架化の問題に ついて	79
3. 学校給食センターの建て替えは公設・公営で	82
福永善之議員	94
1. 可燃ゴミ処理問題 住民負担の大きいRDF手法を続けるのか	94
2. 高齢者運転免許証更新バス利用の行政評価について	105

第3号 3月4日(火)

・一般質問	119
久我純治議員	119
1. 長者原下区の公民館の増改築は出来ないものか	119
2. 駕与丁公園の中に彫刻を置いて、公園の充実をはかっては	121
3. 枯れたケヤキ通りのケヤキの植替えは	124
小池弘基議員	125
1. 自然災害への対策と現状について	125
2. 粕屋町の通り名選定の進捗状況について	133
山脇秀隆議員	136
1. 平成26年度施政方針について	136
2. 平成26年度重点施策について	144
本田芳枝議員	150
1. 町政の舵取りの覚悟を問う	150

第4号 3月20日(木)

・各委員長の審査結果報告・質疑・討論・採決	175
議案第1号 粕屋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	175
議案第2号 粕屋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	175
議案第3号 粕屋町職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例について	175
議案第4号 粕屋町行政組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例について	175
議案第5号 粕屋町消防団条例の一部を改正する条例について	181
議案第6号 粕屋町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例について	181
議案第7号 粕屋町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について	181
議案第8号 粕屋町債権管理条例の制定について	181
議案第9号 粕屋町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について	186

議案第10号	粕屋町農産物直販施設の設置及び管理に関する条例の一部を 改正する条例について……………	186
議案第11号	粕屋町水道事業給水条例の全部を改正する条例について……………	186
議案第12号	平成25年度粕屋町一般会計補正予算について……………	188
議案第13号	平成25年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について……………	191
議案第14号	平成25年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について……………	191
議案第15号	平成25年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について……………	191
議案第16号	平成25年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算につ いて……………	195
議案第17号	平成26年度粕屋町一般会計予算について……………	197
議案第18号	平成26年度粕屋町国民健康保険特別会計予算について……………	219
議案第19号	平成26年度粕屋町後期高齢者医療特別会計予算について……………	219
議案第20号	平成26年度粕屋町介護保険特別会計予算について……………	219
議案第21号	平成26年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算につ いて……………	219
議案第22号	平成26年度粕屋町水道事業会計予算について……………	223
議案第23号	平成26年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計予算について……………	223
議案第24号	粕屋町町花、町木の追加について……………	226
議案第25号	町道路線の変更について……………	227
意見書案第9号	国民の「知る権利」を侵害する「特定秘密保護法」の撤 廃を求める意見書（案）（継続審査分）……………	228
請願第1号	学校給食センターを引き続き公設・公営で行うことを求める 請願……………	230
請願第2号	建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図るよ う国に働きかける意見書の提出を求める請願……………	230
陳情第1号	「『要支援者に対する介護予防給付継続』と『利用者負担増 の中止』及び『特養の要介護1、2の入所継続』に関する」 意見書提出を求める陳情……………	230
委員会の閉会中の所管事務調査……………		231
・閉会……………		232

平成26年第1回（3月）

粕屋町議会定例会

（開 会 日）

平成26年2月28日（金）

平成26年第1回粕屋町議会定例会会議録（第1号）

平成26年2月28日（金）

午前9時30分開会

於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. 会議録署名議員の指名
- 第2. 会期の決定
- 第3. 町長の施政方針
- 第4. 諸般の報告
- 第5. 議案等の上程
- 第6. 議案等に対する質疑
- 第7. 請願の報告
- 第8. 陳情の報告
- 第9. 議案等の委員会付託

2. 出席議員（15名）

1番 木村優子	9番 久我純治
2番 川口晃	10番 因辰美
3番 安河内勇臣	11番 本田芳枝
4番 太田健策	12番 山脇秀隆
5番 福永善之	13番 八尋源治
6番 小池弘基	15番 伊藤正
7番 田川正治	16番 進藤啓一
8番 長義晴	

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 青木繁信 ミキシング 古賀博文

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（24名）

町長	因清範	副町長	箱田彰
教育長	大塚豊	総務部長	八尋悟郎
住民福祉部長	水上尚子	都市政策部長	野中清人
教育委員会次長	関博夫	総務課長	安河内強士
経営政策課長	山本浩	協働のまちづくり課長	安川喜代昭
税務課長	石山裕	収納課長	瓜生俊二
学校教育課長	八尋哲男	社会教育課長	中小原浩臣
給食センター所長	城戸和子	健康づくり課長	大石進
介護福祉課長	吉原郁子	総合窓口課長	今泉真次
子ども未来課長	安河内渉	環境生活課長	因光臣
都市整備課長	吉武信一	地域振興課長	安松茂久
上下水道課長	山野勝寛	総務課庶務人事係主幹	今泉真希

(開会 午前9時30分)

◎議長（進藤啓一君）

おはようございます。

皆さん方既にお気づきの方もおられるようでございますけれども、議場が暗いというお話があつておりましたので、町に相談いたしまして光度を上げていただいておりますことをまず報告しておきたいと思ひます。

さて、昨年4月の改選から早いものでもう1年を経過しようとしています。初めて議席を得られた議員の方にとっては、この3月議会をもって年4回の定例会全てを経験されたことになるわけであります。ちなみに、今3月定例会は会期も長めの設定であり、かつ新年度の当初予算も上程されています。議員皆様方の真摯にして活発なご審議をお願い申し上げまして、開会の言葉とさせていただきます。

ただいまの出席議員数は15名であります。定足数に達しておりますので、平成26年第1回粕屋町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎議長（進藤啓一君）

会議録署名議員の指名をいたします。

今期定例会の会議録署名議員には会議規則第120条の規定により、議長において13番八尋源治議員及び15番伊藤正義議員を指名いたします。

◎議長（進藤啓一君）

会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日から3月20日までの21日間といたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よつて、会期は本日から3月20日までの21日間と決定いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

町長の施政方針の説明を求めます。

因町長。

(町長 因 清範君 登壇)

◎町長（因 清範君）

おはようございます。

今年の冬は記録的な大雪で、日本列島は大変な混乱となりました。被災地の皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興を祈るものでございます。

議場は、先ほど議長からお話がありましたように、大変暗うございました。LEDに本当四、五日前に交換したばかりでございます。大変皆様方のお顔がはっきりと見えるようでございます。こういった良環境の中で、平成26年第1回の3月議会が開会できますことを大変うれしく思うところでございます。議員各位におかれましては、何かとご多忙の中をご出席賜り、心から感謝申し上げます。

それでは、まず最初に平成26年度の施政方針を申し上げます。

本日、ここに平成26年第1回定例町議会に対し、平成26年度一般会計予算及び諸議案のご審議をお願いするに当たり、町政運営についての所信を申し述べる機会を与えていただき、厚く御礼を申し上げます。私も町長就任以来、微力ながら住民福祉の向上と町政の発展のため、変革の時代のさまざまな課題に取り組み、早くも3回目の年度を迎えることができました。

世界に目を向けますと、昨年は日本が注目される年でもありました。2020年に開催が決まった東京オリンピック・パラリンピック、その波及効果はスポーツ界の振興発展にとどまらず、経済界においても期待が膨らむところでございます。また、ユネスコの世界遺産となった富士山や無形文化遺産となった和食は、日本の自然、文化が世界に広く認められ、明るい話題ともなりました。

国内におきましては、ここ数年続く異常気象や東日本大震災の教訓を受け、気象庁は特別警報を創設しました。そのような中で、例年以上に発生した台風や竜巻、特に伊豆大島を襲った台風18号やフィリピンを襲った台風30号は甚大な被害をもたらし、改めて自然の驚異を思い知らされる出来事でもございました。被災された皆様方に、被災地域の日も早い復旧復興を願ってやみません。

粕屋町におきましても、地域防災計画の見直しを行い、新たに指定を受けた土砂災害警戒区域の説明会を実施するなど、町内の危険箇所の情報を町民の皆様と共有するとともに、行政区単位での自主防災組織の進展を図っているところでございます。町民の皆様のご大切な命・財産を守るために、防災、減災対策はスピード感を持って集中的に実施してまいります。

昨年3月に、厚生労働省から発表されました地域別将来人口推計では、2040年までの粕屋町の人口の伸び率が全国1位、29.8%の伸びをすると予測されております。また、2月に入りまして、厚生労働省から公表されました2008年から2012年までの粕屋町の合計特殊出生率、これは女性一人が生涯に産む子供の数でございますが、2.03であり、全国的に上位の多くが、沖縄県、そして鹿児島県などの離島であ

りますけども、粕屋町はこれらの地域に次ぐ数値の高さを示しております。全国的に少子・高齢化が進む中において、人口の増加は歓迎すべきものであります。今後とも粕屋町に生まれてよかった、住んでよかった、住み続けたいと感じていただけるように、より一層まちづくりを推進するため、職員の英知と努力を結集し、取り組んでまいります。これからのまちづくりを進めるに当たって、行政組織の一部改編を行い、町の基盤づくりを担う都市計画部門を分離・独立させ、取り組みの強化を図ってまいります。

第2次安倍内閣においては、デフレ不況から早期脱却と経済再生を図るため、アベノミクスと称される大胆な金融緩和、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略といった三本の矢政策が実施されております。広がりつつある景気回復の裾野を確実なものにしていくためには、企業の収益を雇用拡大や賃金の上昇につなぐ経済の好循環が必要不可欠でございます。粕屋町におきましても、このたびの好循環実現国会で生み出される経済再生対策に呼応しながら、地方財政計画の規模を考慮した経済対策を講じることが重要であると考えております。

しかしながら、4月に実施される消費税増税がもたらす経済への影響が懸念されており、さらに今後も増え続ける社会保障費や老朽化が進む公共インフラへの対策が、本町におきましても財政運営に大きな負担となっていくことが予想されます。

このような厳しい財政状況ではありますが、本年度におきましては、輝きある未来に向かって、重要な視点として、次の5つの項目を挙げております。まず、都市と自然が調和した活力のあるまちづくり、安全で快適なみちづくり、誰もが生き生き暮らせる健康づくり、豊かな心と健やかな体を育む教育環境づくり、安全で安心して暮らせる地域づくりの5項目を掲げております。今を生きる私たちにとって、築き上げられた郷土をさらに発展させ、次世代を担う子どもや若者たちに夢や希望のたすきをつなぐことは重要な役割であります。そのためには、粕屋町が持つ地域資源を活用した都市機能の向上と暮らしの安全を兼ね備えたまちづくりを行い、健全な子どもたちを育むための環境づくり、地域づくりに取り組んでまいります。また、住む人が幸せを感じながら充実した日々を送るためには、心と体の健康が大切な要素であり、計画的な行政の支援はもとより、地域が元気になるような人と人とのつながりが感じられる施策の推進に努めてまいります。今後も粕屋町が自らの責任と自らの財源で、自治の原点に立ち、主体的に施策を展開できるよう、地方分権社会の構築を目指し、まちづくりを進めてまいりますので、議員各位のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、平成26年度の予算につきまして概要をご説明申し上げます。

このたび成立した国の予算において、デフレ不況から脱却、経済再生と財政健全

化をあわせて目指す予算であるとともに、社会保障と税の一体改革を実現する最初の予算であり、消費税増税分を社会保障の充実と安定化に配分するものとなっております。粕屋町におきましても、限られた財源の中で将来を展望した財政の健全化に努めるとともに、あらゆる事務事業を精査しながら財源を確保していくペイ・アズ・ユー・ゴーの原則により、予算の検討を行い、暮らしの向上と総合計画の推進に配慮する中、国の経済対策補正予算を有効に活用した補正予算も含め、予算を編成したところでございます。社会保障に係る民生費及び教育費の増大に伴い、一般会計の総額は約123億円となり、平成25年度と比較いたしますと、プラス5.7%、特別会計と企業会計を合わせますと総額224億円となる前年度比プラス4%増の予算についてご提案するものでございます。

一般会計につきましては、主に待機児童対策として進めております私立保育所新設に伴う補助金の増加、施設の老朽化対策として行います町営住宅施設改修工事費の増加、及び本年度に国が社会保障施策として行う臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金が増加したことが増額の大きな要因となっております。このほか国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、住宅新築資金などの4特別会計の合計は65億9,300万円余で、前年比1.6%の増となっております。水道、下水道の2企業会計の合計は35億400万円余で、3.2%の増となっております。財政の健全化では、継続的な学校施設の整備や老朽化した公営住宅の改修は急務であり、世代間負担のバランスをとりながら財政計画を進めてまいります。

以上が平成26年度の予算の概要であります。政府の経済対策により実施される消費税増税では、歳入の増加が見込まれるものの、足元の景気の回復のみでは持続的な経済成長へは連動いたしません。今後も経済の動向や政府が繰り出す施策の発信に留意し、財政的に有利な施策を積極的に活用した行政経営を行い、町民の皆様の生活に寄与できる強くて優しいまちづくりに努めてまいります。

それでは、平成26年度の重点施策について、第4次粕屋町総合計画に掲げる5つのまちづくり目標に沿ってご説明を申し上げます。

まず1点目は、都市と自然のバランスのとれた便利で快適なまちの実現に向けた取り組みについてでございます。

秩序ある土地利用を進めるため、江辻山の企業立地による産業基盤の強化や、昨年度に引き続き酒殿駅周辺の土地区画整理事業に向けた調査、測量や地区計画の策定業務を実施し、都市と自然が調和したゆとりある質の高いまちづくりを目指します。また、都市機能の向上や交通ネットワークの充実を図り、交通環境の整備を推進するため、地域や関係機関等を含めた組織づくりの検討を進めてまいります。県事業の基幹道路整備として、千代・粕屋線の完了に続き、筑紫野・古賀線バイパ

ス、福岡東環状線及び粕屋・久山線の道路建設を進め、交通の利便性が高い生活基盤を支える都市計画道路の整備を行い、交通渋滞の緩和と通学路や生活道路の安全対策に向けた整備に取り組みます。また、今後の公共インフラの老朽化対策に係る財政負担を軽減するために橋梁などの長寿命化修繕計画に基づき整備を進めてまいります。

環境対策におきましては、地球温暖化対策として、再生可能エネルギー活用に向けた太陽光発電の設置補助制度を継続し、環境保全の取り組みを進めます。また、先人から受け継いだかけがえのない山、川、ため池などの緑や水辺を守り、町のシンボルであります四季折々の自然の営みを肌で体感できる駕与丁公園の利用促進を図ってまいります。県内外から1万人を超える来園者があります粕屋町バラまつりも第10回を迎え、節目にふさわしい祭りを目指してまいります。また、駕与丁公園の700本の桜も植え込みから20年を超え、県内でも有数の桜の名所になってまいりました。このようなことから、町木として桜を認定し、一層花と緑にあふれたまちづくりを推進してまいります。

次に、農業振興につきましては、都市型農業の経営の効率化を進めるとともに、農業の多面的機能を維持し、食料自給率の向上と地元農産物の学校給食での利用拡大など、地産地消を推進してまいります。また、水害対策として、県事業による多々良川の薬師堰と古屋敷堰の統廃合改修工事が施工されることに伴い、周辺の農業施設の整備を進めてまいります。さらに、新大間池の護岸改修工事を施工し、水源の維持管理に努めてまいります。

地域振興につきましては、住宅リフォーム補助制度を継続し、小規模事業者の振興に努めてまいります。また、交通の利便性を生かした企業誘致や新産業の創出を支援するとともに、商工会や関係機関とが連携することにより、企業間の交流を促進するなど、商工業の新たな展開を図ってまいります。

2点目は、誰もが安心していきいき暮らせるやさしいまちづくりに向けた取り組みでございます。

私たちは、子どもから高齢者まで誰もが安全で安心して、皆が笑顔で楽しく豊かに暮らせる希望に満ちた未来像を創出していかなければなりません。全国的に少子高齢化が進む中にありながら、粕屋町は出生率が高く、子育て世代が多い、大変元気な活力のある町でもございます。子どもの最善の利益が実現される社会を目指すために、本年度は粕屋町子ども・子育て支援事業計画を策定いたします。その中で、地域で子どもを見守る施策等も含めた計画を検討してまいります。安心して子どもを産み育てられるように、妊娠期から相談事業を充実させ、発達や言語に関する相談体制強化や育児教室等の充実を図るとともに、新たに2カ所の民間保育所を

設置し、平成27年度には200人以上の定員増を図り、待機児童ゼロを目指してまいります。また、核家族化が進む中、孤独化する子育て世代も多く、社会全体で支えていくことが私たちの重大な責務であります。これらの状況を踏まえ、子育て支援センターと児童センターの機能をあわせ持つこども館、仮称でございます、建設の準備に入ります。さらに、子育て世代の経済的負担を軽減するため、幼稚園就園児就園奨励費を増額し、幼児教育のさらなる充実を図ってまいります。

次に、高齢者福祉につきましては、超高齢社会になり、さまざまな問題がありますが、高齢者が住みなれた家や地域で生き生きと安心して生活が送れるように、今後も地域包括支援センターのさらなる機能強化とともに、ゆうゆうサロンや脳若トレーニング教室等の介護予防事業を充実させ、また高齢者見守りネットワークの協力体制の強化及び障害者を含めた見守りを実施するため、地域との連携を深め、推進してまいります。そのほか、広域的な事業化が検討されております徘徊高齢者捜してメール事業に関しましても実施に向けた協議に入ります。これは福岡都市圏で取り組んでおる事業でございます。それから、高齢者、80歳以上になられた高齢者の方が運転免許証を返還されたとき、5,000円相当のIC乗車券を交付し、高齢者の運転による事故の軽減に努めてまいります。これは要綱の名称は、粕屋町高齢者運転免許証自主返納支援事業という、ちょっと長い名前ですけども、そういった名前でございます。本年度は、粕屋町高齢者福祉計画・介護保険事業計画、粕屋町障害者計画・障害福祉計画を町民の皆様とともに策定いたします。特に、介護保険の計画につきましては、大幅な制度改正が予定されておりますので、介護保険サービスの必要量等を十分に検討し、介護予防事業をさらに充実させ、元気な高齢者を一人でも多く増やす施策を講じてまいります。

障害福祉の計画につきましては、障がいに対する正しい知識と理解を深め、障がい者個々に応じた質の高い福祉サービスを提供できるように計画の策定を進めてまいります。また、町民の皆様が自らの健康に関心を持ち、予防に取り組むことができるように、健康増進事業として新規に歯周疾患の予防や早期治療のための健診を行うなど、感染症予防事業といたしまして、肺炎球菌予防接種や風しん予防接種等に対する助成も引き続き実施してまいります。さらには、全ての健康づくり事業において、保健師の地区分担制をしき、個人だけではなく、家族や地域といった単位で、生活習慣病の発症予防、重症化防止や虐待予防に努めてまいります。今後も特定健診・特定保健指導やがん検診の強化を図り、地域における健康づくり活動を支援し、健康日本一のまちづくりに取り組んでまいります。

続きまして、男性も女性も全ての個人が社会の対等な構成員としてあらゆる分野に参画する機会が確保され、その能力・特性を十分発揮できる男女共同参画社会の

実現は、国民的課題であり、国の成長戦略の検討方針では我が国最大の潜在力である女性の力を最大限発揮させるとうたわれております。今年は特に女性が大活躍をいたしました。1つは、30歳の女性でございますが、STAP細胞を見出した女性、それから今季の冬季オリンピックソチでは、竹内智香さんが見事に銀メダルをとりました。まさに、女性の時代が本当にそこまでやってきたという感がございませぬ。本町におきましても、男女がともに家事、育児や介護に参加する姿勢を、誠心誠意、就労面を初め、女性の社会進出と地位向上を図るため、男女共同参画行動計画を策定し、事業の普及啓発に努めてまいります。

3点目は、人、地域、文化を愛する人を育むまちづくりに向けた取り組みでございます。

学校教育につきましては、確かな学力・豊かな心・たくましい体を育成する教育の充実を図っています。昨日、4小学校、また2中学校の学校経営の発表がございました。それぞれの校長先生、しっかりした視点を持って学校教育に取り組まれておるということを知り、大変安心したところでございます。1つには、児童・生徒の増加に伴い、大川小学校、粕屋中学校、それぞれ6教室の増築工事や両校の老朽化した校舎の大規模改修工事を計画をいたしております。さらには、近年の猛暑やPM2.5対策のために、小学校、中学校合わせて216室の空調設備設置工事を行います。これら学校施設改良等に13億2,000万円余りにつきましては、政府が繰り出す財政的支援の施策を見逃すことなく、国の補正予算にのせて対応いたしております。子どもたちが、安全で安心して充実した学校生活を送ることができるよう、ハード面の教育環境の整備に努めてまいります。また、教育活動を充実させるために、教育支援員の配置を初めとした各学校の状況に応じた、きめ細かな取り組みとともに、学校、家庭、地域と緊密な連携した学校教育の充実を図ってまいります。

学校給食センター建設につきましては、PFI方式により、良質な学校給食の提供を効率的・効果的に実現できる施設整備を行い、安心・安全の食の提供とあわせ、食育の推進に取り組んでまいります。

また、人々の価値観やライフスタイルが大きく変化している現代社会において、心の豊かさや生きがいを感じながら、人々が集い、喜びを分かち合うことは地域の活力を高める原動力でもあります。そのワンステージでありますスポーツ振興におきましては、粕屋東中学校のテニスコートに照明設備を設置し、一般の方が利用できる環境づくりをいたします。そして、社会教育の充実にも努めてまいります。また、来年度は本町が糟屋郡民体育大会の主会場として実施されます。さらには、知的障がい者スポーツの世界大会日本予選、第6回スペシャルオリンピックス日本夏季ナショナルゲーム・福岡のバスケット競技をかすやドームに誘致し、開催いたし

ます。

文化振興におきましては、文化の祭典、第42回糟屋地区美術展の開催やサンレイクかすや開館10周年記念事業の一環といたしまして、ラジオ番組、NHK全国放送ふるさと自慢うた自慢の公開録音を実施いたします。

4点目は、交流と助け合いによりお互いを大切にしあえるまちづくりに向けた取り組みでございます。平成23年3月の東日本大震災、平成24年7月の九州北部豪雨、また昨年10月の伊豆大島での豪雨など、人命や社会基盤を揺るがす災害は、いつ、どこで発生するか予測ができません。地域の連携や支え合いを基本として、誰もが安全・安心を実感できる地域社会の実現を目指してまいります。

防災・減災対策につきましては、粕屋町地域防災計画に基づき、防災講座等を通して、自助、共助の重要性を醸成し、自主防災組織の設立を促進するため、新たな支援制度を創設し、地域防災力の強化に努めてまいります。また、消防・救急体制の充実に向けては、人口が急増する粕屋町西部及び志免町地域の消防力強化を図るため、粕屋南部消防署出張所の建設に着手し、平成27年10月の開設を目指してまいります。

最後に、5点目として、みんなで創り進めるまちづくりの実現に向けての取り組みについてでございます。

開かれた町政の実現に向けましては、広報・広聴機能の充実が挙げられます。わかりやすく、読みやすい、広報かすやの編集や多様な行政課題について町民の声を傾聴する町長と語ろうを引き続き実施してまいりますとともに、行政区を訪問し、懇談会の開催に取り組んでまいります。最近のメディアを活用した取り組みでは、町の魅力を発信するため、ツイッターやフェイスブックなど、新しい情報発信手段の導入を視野に入れ、検討してまいります。また、公共施設に係る維持管理費が今後も増大することが予測されるため、施設の更新や長寿命化のための改修、また廃止を含めた公共施設マネジメントの具体的検討を進め、そのための財源として計画的な基金の積み立てを図ってまいります。歳入の確保といたしましては、町税の徴収や料金・使用料の収納が町行政運営の財源を確保する最も大切な根幹的業務であります。公平、公正な税等の賦課を行うことはもちろんのことでございますけれども、滞納に係る不公平感を無くすため、収納業務に力を注いでまいります。このたびの議会に債権管理条例を上程し、徴税、料金の集約化を図り、一元化を図ることにより、一層の適正化を図ってまいります。

行政運営につきましては、総合計画の進行管理や行政評価を通して、職員一人一人が最小の経費で最大の効果を上げるという費用対効果の意識を持ち、創意工夫により町民サービスの向上と経費削減に努めてまいります。また、福岡都市圏広域行

政推進協議会などの都市圏構成組織の一員として、広域的な対応が求められる共同事業や国への提言活動などに取り組んでまいります。

これまで、平成26年度の重点施策を第4次粕屋町総合計画に沿ってご説明申し上げておりますが、平成18年度からスタートいたしましたこの総合計画も、来年度、平成27年度で計画期間が終了いたします。つきましては、粕屋町の未来を語り合い、まちづくりのビジョンを町民の皆様とともに考えるために、まちづくりシンポジウムを開催するとともに、これから10年後の新しい粕屋町の将来像を見据え、時代に即した実現性と持続性を兼ね備えた新しい計画の策定に本年度から着手してまいります。

終わりに、私は町政の舵取りを行うにあたって、町民の声に耳を傾け、語り合うことが重要であると考えております。このため、町民の皆様と語り合う機会を今後増やし、これまで以上に町民の声を大切にしながら、粕屋町がさらに魅力と活力あふれる町として発展し、町民の皆様が優しさや幸せを感じながら暮らせるまちづくりを目指してまいります。町民の皆様の思いを胸に刻み、町政を推進する上で、車の両輪となる議員各位の皆様とともに、活発で真摯な議論を行い、粕屋町の発展のために渾身の力を振り絞って取り組んでまいりますので、温かいご支援とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上をもちまして私の施政方針とさせていただきます。ご拝聴どうもありがとうございました。

(町長 因 清範 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

続きまして、諸般の報告を求めます。

因町長。

(町長 因 清範 登壇)

◎町長（因 清範君）

それでは、諸般の報告を申し上げます。

今、定例会での報告といたしましては、一部事務組合の平成24年度決算が1件、一部事務組合等の平成26年度予算が8件でございます。

まず1つ目は、須恵町外二ヶ町清掃施設組合の関係でございます。これは、一般質問でも出されておりますが、今までの経過、現状等について報告をいたします。

まず、し尿処理施設関連につきましては、酒水園の放流水は安定した放流水質が維持されております。4月から本年1月までの10カ月間におきましては、約1万2,800キロリットルのし尿を処理し、前年同期と比較いたしますと約11%減少いたしております。これは下水の普及の向上によるものでございます。本年度は施設槽の

改修工事を行いました。今後も状況に応じて修繕を行いながら処理業務を行ってまいりたいと考えております。

また、クリーンパークわかすぎの運営管理につきましては、RDF施設及びリサイクルプラザ、両施設とも順調に稼働いたしております。RDF施設におきましては、4月から本年1月までの10カ月間におきましては、約3万6,300トンの可燃ごみを処理し、約2万1,700トンのRDFを大牟田リサイクル発電所へ搬出したしております。また、リサイクルプラザにおきましては、4月から本年1月までの10カ月間におきまして、約2,100トンの不燃・粗大ごみ等を処理しており、これから有価物としてアルミ缶、スチール缶、合わせまして約160トン、ペットボトル約120トン、破砕鉄、2級アルミ等、約240トンを搬出し、約2,700万円の売却益が出ております。

大牟田リサイクル発電事業関係につきましては、去る2月3日に、大牟田リサイクル発電事業運営協議会が開催されました。平成26年度から平成29年度までの改訂長期事業計画と平成26年度単年度事業計画につきましては、加入組合全員の賛成により決定されたところであります。また、30年度以降34年度までの5年間の長期事業計画につきましても、30年度以降、脱退を表明しております阿蘇広域行政事務組合と菊池市を除く加入組合の賛成により決定されたところでございます。平成26年度のRDF処理委託料単価はトン当たり1万1,500円からわずかではございますが、300円安くなりまして、今現在1万1,200円となっております。

また、30年度以降の10年間のクリーンパークの事業延長に係る地元協議関係につきましては、クリーンパーク稼働延長協議会の本年4月発足に向けて設立準備委員会において協議を重ねているところでございます。なおかつ、3組の委員が出ていただくようにしております。乙犬区が8名、尾仲区が5名、若杉区が3名という構成で、対策委員を出してもらうということになっておるようでございます。これは、各行政区の総会の後ということになりますので、恐らく7月以降になるだろうと思います。

その他の一部事務組合等の報告につきましては、別紙面に一覧表を載せておりますので、ごらんいただきたいと思います。あと一件、これ急遽出てきたものでございます。広域消費生活センター開設について、現在の経過についてご報告を申し上げます。

現在、悪質商法、消費生活トラブルなどの対応におきましては、県の消費生活センターと連携して解決を図っておりますが、消費生活をめぐるトラブルを初め、町民が抱えるさまざまな悩みや不安を的確に把握し、適切な助言により問題解決に向けた相談体制の充実を図る必要がございます。そのためには、専門的知識のある方

を配置し、消費生活センターの開設が必要であろうと思います。なお、消費生活センターは近隣町と連携することで、より効果を発揮すると考えております。今現在、南部、中部、6カ町のうち、久山町だけが加わらないで5カ町での話を今後進めようということになってございます。このセンターは、志免町の事業として、志免東小学校横の志免交番移転予定地に併設するという事で今協議を進めております。これ建設については、志免町が進めると申しますよという今のお話でございませうけれども、その後の運営費につきましては、県の補助金を一部活用しながら運営をしていきたいと思っております。町民の皆様が安全に安心して暮らせる地域社会づくりを目指し、地域や関係者の皆様との連携を含めながら、悪質商法を排除するとともに、自立した賢い消費者の育成に消費者行政の分野からも力強く取り組んでまいりたいと思っております。

以上で報告を終わります。

(町長 因 清範 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

議案等の上程を行います。

お手元に配付いたしておりますように、今期定例会に町から提出された議案は25件であります。

提案理由の説明を求めます。

因町長。

(町長 因 清範 登壇)

◎町長（因 清範君）

それでは、平成26年第1回3月定例会に提案いたします議案についてご説明申し上げます。

条例の改正が10件、条例の新規制定が1件、平成25年度補正予算が5件、平成26年度当初予算が7件、町木の追加が1件、町道路線の変更が1件、以上25件でございませう。

それでは、議案第1号から順にご説明申し上げます。

なお、予算に関する議案につきましては、副町長からご説明申し上げます。

議案第1号は、粕屋町特別職の職員の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

監査委員の職務は、地方自治法や地方公営企業法、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、予算の執行や財産の管理、地方公営企業の経営のほか、一般行政事務について定期的に行われ、定期監査、決算審査、財政的援助団体等監査のほか、住民等から請求による監査を行うなど、多岐にわたっております。つきま

しては、糟屋地区の市町長との協議の結果、今回識見を有する監査委員報酬を年額34万円から40万円に引き上げる変更を行うものでございます。

次に、議案第2号は、粕屋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与について、平成24年8月に、高齢層職員の昇給抑制に関する人事院勧告が行われ、それを受けて、国においては平成25年度から人事院勧告どおり改定を行うことが平成25年1月24日に閣議決定し、同年6月24日に同法律の一部を改正する法律が公布されました。つきましては、粕屋町におきましても、人事院勧告を踏まえ、55歳を超える職員の昇給抑制に関する規定の整備を行うため、粕屋町一般職の職員の給与に関する条例について一部改正を行うものでございます。

議案第3号は、粕屋町職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる、第三次一括法の公布により、地方公務員法の一部が改正されました。今回の改正では、高齢者部分休業について、法律に規定されていた基準自体が削除されたものでございます。参酌すべき基準に準じて、従来の基準を参考にしながら、地域の実情に応じて条例を定めることとされました。つきましては、これを受けて高年齢として条例で定める年齢を55歳とする国の基準を参考にし、本条例の一部改正を行うものでございます。

議案第4号は、粕屋町行政組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。

施政方針の中でも述べましたように、新年度から一部行政組織の改編を行い、町の将来のあるべき姿を示し、その実現に向けた町の基盤づくりを担う都市計画部門を分離独立させ、取り組みの強化を図るものでございます。都市整備課と環境生活課を都市計画課と道路環境整備課に改める行政組織の改編を実施するにあたり、関係条例において所要の規定の整備を行うものでございます。

議案第5号は、粕屋町消防団条例の一部を改正する条例についてでございます。

消防組織法第22条の規定に基づき、消防団員の任命について所要の整備を図るものでございます。また、議員立法による消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が、昨年12月に公布・施行され、本法律において消防団員の処遇の改善のため、報酬や手当などの必要な措置を講ずることが義務づけられました。法の趣旨に基づき、糟屋地区内の協議の結果、出動手当等、諸手当を増額するものでございます。

議案第6号は、粕屋町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案第5号と同様に、議員立法により、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が、昨年12月に公布・施行され、本法律において消防団員の処遇の改善のため必要な措置を講ずることが義務づけられたものでございます。退職報償金の引き上げについて、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令も改正される予定であり、これにあわせて所要の整備を行うものでございます。

次に、議案第7号は、粕屋町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

第3号議案と同様に、第三次一括法の公布により、社会教育法の一部が改正されました。今回の改正では、町が社会教育委員の委嘱の基準を定めることとされたため、文部科学省令に定める基準を参考として、粕屋町社会教育委員の委嘱の基準を定めるものでございます。

議案第8号は、粕屋町債権管理条例の制定についてでございます。

自治体が有する債権は、根拠となる法律によって、公法上の債権と私法上の債権がございます。それぞれの債権の管理を行うには、地方自治法や地方税法、民法や条例など、根拠となる法律が異なるため、複数の法令の規定に基づいて行う必要がございます。この条例は、これらの複数の法令の規定を新たな条例の制定によって明文化し、債権管理事務の一層の効率化を図るとともに、町の債権の適正な管理に関して必要な事項を定め、公正かつ公平な町民負担の確保を図り、もって健全な行財政運営に資することを目的として制定するものでございます。

議案第9号は、粕屋町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

今回の改正は、既に地区計画が設定されている長者原駅南地区の区域内における計画の変更を行うものでございます。長者原駅南地区のB-1地区では、業務機能と住宅機能を調和させた計画的な複合市街地を目指しておりましたが、商業施設や医療機関等の誘致が実現できず、住宅のみの立地計画に変更となりました。そのため、同じ住宅地として整備する計画のB-2地区に統合し、快適で潤いのある市街地整備を目指すものでございます。

議案第10号は、粕屋町農産物直販施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回の改正は、消費税法の一部改正に伴い、所要の規定を整備するものでございます。

議案第11号は、粕屋町水道事業給水条例の全部を改正する条例についてござい

ます。

水道法の規定に鑑み、粕屋町水道事業の給水を行うにあたり、その供給条件並びに給水の適正を保持するための事項を見直し、改めて定めるものでございます。

それでは、議案書の109ページをお願いいたします。

議案第24号でございます。粕屋町町花、町木の追加についてでございます。

花見と言えば桜というように、春を象徴する花として、桜は古くから人に愛されてまいりました。粕屋町におきましては、各小・中学校始め、江辻山公園、大川河畔公園、御野立所公園、町内の児童公園、そしてサンレイクかすや、駕与丁公園など、町内には1,000本を超える桜があるなど、私たちの目を楽しませてくれています。駕与丁公園の700本の桜も、植栽から20年を超え、立派な成木に成長し、見事な花を咲かせております。

そこで今回、桜を町木に認定し、花と緑にあふれるまちづくりを進めていくものでございます。

次に、議案第25号は、町道路線の変更についてでございます。

町道、黒の前線は、これまで起点側が多々良川河川管理道路でありましたが、県道筑紫野・古賀線バイパス工事に伴い、大隈橋交差点への取付道路改良が行われましたので、起点を変更し、町道路線の延長を行うものであります。

以上、条例等の提案については終わります。

あと副町長のほうから予算についての提案を申し上げますので、よろしく願いいたします。

(町長 因 清範君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

(副町長 箱田 彰君 登壇)

◎副町長（箱田 彰君）

それでは、予算に関する議案につきまして私のほうからご説明申し上げます。

議案書の59ページからお願いいたします。

まず、議案第12号は、平成25年度粕屋町一般会計補正予算についてでございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11億3,129万円を追加し、歳入歳出予算の総額を132億8,086万6,000円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、町債を9億650万円、国庫支出金を2億9,197万2,000円、町税を5,100万円増額し、繰入金を1億466万2,000円、県支出金を2,064万1,000円減額するものでございます。

一方、歳出の主なものとしたしましては、小学校施設整備事業費を7億227万8,000円、中学校施設整備事業費を6億1,322万2,000円、公共施設整備基金費を5,010万1,000円、流域関連公共下水道事業会計補助金を5,000万円、千代・粕屋線事業に伴う町事業費を3,300万円増額し、私立保育所運営事業費を5,000万円、広域環境衛生事務費を2,360万円、児童手当給付事業費を2,005万7,000円、乳幼児・子ども医療費助成事業費を2,000万円、それぞれ減額するものでございます。

なお、特に、国の平成25年度補正予算、好循環実現のための経済対策に対応し、今回の補正予算で小・中学校の空調設備の整備など、総事業費13億2,139万円を計上しております。

続きまして、議案第13号は、平成25年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,090万円を減額し、歳入歳出予算の総額を41億7,567万5,000円とするものでございます。

歳入の主なものとしたしましては、財政安定化支援事業繰入金及び出産育児一時金等繰入金の減少により、繰入金を1,736万2,000円減額するものでございます。

一方、歳出といたしましては、総務費を250万円減額し、そして出産育児一時金の減少により、保険給付費を840万円減額するものでございます。

議案第14号は、平成25年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算についてでございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ600万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億1,786万2,000円とするものでございます。

歳入といたしましては、後期高齢者医療保険料を500万円、繰入金を100万9,000円減額するものでございます。

一方、歳出といたしましては、総務費を120万円、後期高齢者医療広域連合納付金を480万9,000円減額するものでございます。

続いて、議案第15号は、平成25年度粕屋町介護保険特別会計補正予算についてでございます。

保険事業勘定の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ302万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を18億2,818万9,000円とするものでございます。

歳入の主なものとしたしましては、一般会計繰入金を277万4,000円減額するものでございます。

一方、歳出の主なものとしたしましては、総務費を263万9,000円減額するものでございます。介護サービス勘定の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出そ

れぞれ24万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,265万1,000円とするものでございます。

歳入の主なものとしたしましては、サービス収入を62万8,000円増額するものでございます。

歳出の主なものとしたしましては、サービス事業費を20万円増額するものでございます。

次に、議案第16号は、平成25年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算についてでございます。

主な補正の内容は、業務の予定量において、年間総排出量の増加、建設改良事業費を減額し、一般会計繰入額を増額したため、収益的収支につきましては、収入を6,166万6,000円増額し、10億6,384万7,000円に、支出を292万3,000円減額し、10億8,448万5,000円に、一方資本的収支につきましては、収入を1億7,578万3,000円減額し、5億5,724万6,000円に、支出を7,287万2,000円減額し、9億1,832万9,000円とするものでございます。

続きまして、議案第17号は、平成26年度粕屋町一般会計予算についてでございます。

平成26年度の一般会計歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122億7,600万円とするものでございます。これは対前年度比5.7%、6億5,800万円の増になり、その主なものを事業別に前年度と比較しますと、保育施設整備事業費を2億2,336万5,000円、町営住宅管理運営事業費を9,417万7,000円、臨時福祉給付金給付事務費を1億610万4,000円、子育て世帯臨時特例給付金給付事務費を8,005万3,000円、こども館整備事業費を1,006万7,000円、災害対策事業費を903万円、前年度より増額するとともに、学童保育所運営事業費を7,169万4,000円、街路建設事業に伴う町事業費を5,490万円、前年度より減額し、計上しております。また、この財源不足を補うため、減債基金から1億8,800万円、財政調整基金から2億円繰り入れをいたしております。さらに、粕屋町学校給食共同調理場整備運営事業の平成43年度までの限度額として、68億3,400万円の設定をするなどの債務負担行為も今回提案しております。

続きまして、議案第18号は、平成26年度粕屋町国民健康保険特別会計予算についてでございます。

平成26年度の本特別会計歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億2,244万3,000円とするものであり、これは前年度当初予算比で3.9%の減となっております。

歳入の主なものとしたしましては、国民健康保険税8億3,872万7,000円、国庫支

出金 9 億2,008万9,000円、前期高齢者交付金 7 億9,649万4,000円、共同事業交付金 5 億1,555万7,000円、繰入金 2 億7,446万9,000円を計上いたしております。

一方、歳出の主なものといたしましては、保険給付費26億2,172万4,000円、後期高齢者支援金等 4 億7,185万5,000円、介護納付金 1 億9,386万6,000円、共同事業拠出金 5 億3,092万4,000円でございます。

続きまして、議案第19号は、平成26年度粕屋町後期高齢者医療特別会計予算についてでございます。

平成26年度の本特別会計歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億2,451万2,000円とするものであり、これは前年度当初予算比5.7%の増となっております。

歳入の主なものといたしましては、後期高齢者医療保険料 3 億3,360万円、繰入金8,989万7,000円を計上しております。

一方、歳出の主なものといたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金 4 億431万3,000円でございます。

議案第20号は、平成26年度粕屋町介護保険特別会計当初予算についてでございます。

平成26年度の本特別会計は保険事業勘定と介護サービス勘定からの予算となっております。保険事業勘定は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億3,074万7,000円とするものでございます。これは対前年度比13.9%の増となっており、その主な理由は介護給付費の増加に伴うものでございます。

歳入の主なものといたしましては、介護保険料 3 億9,031万6,000円、国庫支出金 4 億1,414万2,000円、支払基金交付金 5 億5,871万4,000円、県支出金 2 億9,029万4,000円、繰入金 3 億7,716万5,000円を計上いたしております。

一方、歳出の主なものといたしましては、総務費6,742万9,000円、保険給付費19億865万3,000円、地域支援事業5,192万9,000円でございます。

次に、介護サービス勘定は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,321万7,000円とするもので、対前年度比6.5%の増額となっております。

歳入の主なものといたしまして、介護予防サービス計画給付費収入1,254万円を計上しております。

一方、歳出の主なものといたしましては、総務管理費1,165万6,000円でございます。

続きまして、議案第21号は、平成26年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてでございます。

平成26年度の本特別会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ256万1,000円とするものでございます。

歳入の主なものとしたしましては、諸収入255万1,000円を計上しております。

一方、歳出の主なものとしたしましては、諸支出金191万円でございます。

次に、議案第22号は、平成26年度粕屋町水道事業会計予算についてでございます。

収益的収支につきましては、収入が9億7,692万3,000円、支出が9億837万9,000円で、資本的収支につきましては、収入が20万円、支出が3億7,104万7,000円で、収入が支出に対して不足します額につきましては損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補填するものでございます。

続いて、議案第23号は、平成26年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計予算についてでございます。

収益的収支につきましては、収入が12億1,252万5,000円、支出が12億6,199万1,000円で、資本的収支につきましては、収入が6億1,721万1,000円、支出が9億6,299万3,000円で、収入が支出に対して不足します額につきましては損益勘定留保資金等で補填するものでございます。

以上、予算関係の議案の説明を終わります。何とぞよろしくご審議賜りますようお願いいたします。

(副町長 箱田 彰君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

議案等に対する質疑に入ります。

質疑は議案一括番号順にお願いいたします。

質疑はございませんか。

5番福永議員。

◎5番（福永善之君）

議案第17号平成26年度粕屋町一般会計予算について、一般会計予算案は今お手元にお持ちですか。

ページの12ページ、地方債の発行額、またページ178ページ、債権発行見込み額、これに差があるんですけど、その理由はいかがですか。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員、もし内容でございましたら、できれば予算委員会がありますので、そのときに十分質問されたらいかがと思いますが、議案等に対する質問でございますから、それに準じて質問願いたいと思いますが、もし内容であれば詳しく予算委員会で聞かれたほうがわかりやすいかなとは思いますが、ですから、今質問ですから…

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

再度お聞きしますが、12ページの地方債の第3表、それと176ページでございましょう。

◎議長（進藤啓一君）

山本経営政策課長。

◎経営政策課長（山本 浩君）

ただいまの質問ですが、違うと言われる箇所なんですけど、どの部分をとられて違うというふうなご質問かがちょっと理解できてないんですけど、恐らく12ページと176ページの違いでいいますと、学校教育施設等整備事業債、この分が、余分というか、12ページはないのに176ページにあるということのご質問ということでしょうか。

この学校施設整備事業債につきましては補正予算のほうで組まれております。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員、よろしいですか。

◎5番（福永善之君）

はい。

◎議長（進藤啓一君）

11番本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

私の場合は要望でございます。今度、予算委員会で審議をしますが、補正はちょっとおいといて、平成26年度の予算の説明の仕方ですね、それについての要望でございます。

毎回、皆さんがいろいろお話をしてくださるんですが、そのときに最初にこの町長の施政方針の中に、ペイ・アズ・ユー・ゴーという言葉がございます。それは、私がここで読み上げるまでもないんですけども、結局新しい事業を取り入れるときは既存のものをどう対応するかという、そういう検討を各課でされていると思います。その説明をある程度していただかないと、私どもが審議するときにわからないんですね。だから、数字だけではなくって、その町長の施政方針を受けて、あるいは町政運営において、町でこういう考えでこうしてこの課はこうして、その結果この数字ですという形で、数字の奥にあるものをある程度説明をしていただくと、こちらが質問をするときにしやすいので、その辺をよろしくお願ひしたいと、それは私の要望でございます。だから、今から各課において私は最初にそういうことを聞いてみたいと思いますので、聞く必要がないときはもう言わないんですけど、その辺をお願ひしたいということが私の要望です。これは、議会がする町政報告の

内容にも関連いたしますので、よろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

ほかに質疑はございませんか。

ありませんか。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

◎議長（進藤啓一君）

次に、お手元に配付いたしておりますように、今期定例会に提出された請願は2件であります。

事務局長が請願を読み上げます。

事務局長。

◎議会事務局長（青木繁信君）

議事日程表の9ページ以降、2件でございます。

請願文書表受理番号1番。受理年月日、平成26年2月20日。件名、学校給食センターを引き続き公設・公営で行うことを求める請願。請願の要旨、請願書写し添付につき省略。請願者の住所及び氏名、粕屋町若宮2丁目19番25号、乙須明人様。紹介議員、太田健策議員、川口晃議員、田川正治議員。付託委員会、総務常任会を予定。

受理番号2番。受理年月日、平成26年2月20日。件名、建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう国に働きかける意見書の提出を求める請願。請願の要旨、請願書写し添付につき省略。請願者の住所及び氏名、須恵町大字植木415の24、福岡県建設労働組合粕屋支部 代表 齋藤眞弘様。紹介議員、田川正治議員、太田健策議員。付託委員会、厚生常任委員会を予定。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

次に、お手元に配付いたしておりますように今期定例会に提出された陳情は1件であります。

事務局長が陳情を読み上げます。

◎議会事務局長（青木繁信君）

議事日程表の15ページ、1件でございます。

陳情文書表受理番号1番。受理年月日、平成26年2月14日。件名、要支援者に対する介護予防給付継続と利用者負担増の中止及び特養の要介護1、2の入所継続に関する意見書提出を求める陳情。陳情の要旨、陳情書写し添付につき省略。陳情者

の住所及び氏名、博多区博多駅前1の19の3、福岡県社会保障推進協議会 会長
松井岩美さん。付託委員会、厚生常任委員会を予定。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

お諮りいたします。

本日上程されました議案等及び請願、陳情につきましては、付託表のとおり、そ
れぞれ所管の委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、本日上程されました議案等及び請願、陳情につ
きましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託することに決定いたし
ました。

お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則
第45条の規定により、議長に一任していただきたいと思いますが、ご異議ございま
せんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は議
長に一任していただくことに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

（散会 午前10時58分）

平成26年第1回（3月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

平成26年3月3日（月）

平成26年第1回粕屋町議会定例会会議録（第2号）

平成26年3月3日（月）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

1番	議席番号	4番	太田健策	議員
2番	議席番号	1番	木村優子	議員
3番	議席番号	7番	田川正治	議員
4番	議席番号	2番	川口晃	議員
5番	議席番号	5番	福永善之	議員

2. 出席議員（15名）

1番	木村優子	9番	久我純治
2番	川口晃	10番	因辰美
3番	安河内勇臣	11番	本田芳枝
4番	太田健策	12番	山脇秀隆
5番	福永善之	13番	八尋源治
6番	小池弘基	15番	伊藤正
7番	田川正治	16番	進藤啓一
8番	長義晴		

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 青木繁信 ミキシング 古賀博文

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町長	因清範	副町長	箱田彰
教育長	大塚豊	総務部長	八尋悟郎
住民福祉部長	水上尚子	都市政策部長	野中清人
教育委員会次長	関博夫	総務課長	安河内強士

経営政策課長	山 本 浩	協働のまちづくり課長	安 川 喜代昭
税 務 課 長	石 山 裕	収 納 課 長	瓜 生 俊 二
学校教育課長	八 尋 哲 男	社会教育課長	中小原 浩 臣
給食センター所長	城 戸 和 子	健康づくり課長	大 石 進
介護福祉課長	吉 原 郁 子	総合窓口課長	今 泉 真 次
子ども未来課長	安河内 涉	環境生活課長	因 光 臣
都市整備課長	吉 武 信 一	地域振興課長	安 松 茂 久
上下水道課長	山 野 勝 寛		

(開議 午前9時30分)

◎議長（進藤啓一君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長（進藤啓一君）

ただいまから一般質問を行います。

発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、さらに文書通告の趣旨にのっとり簡単明瞭に、答弁者の発言に関しましては質問にそれることなく的確に、しかも簡潔にされますことを議事進行上、強くお願いする次第であります。

なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう声に出して意思表示されますようあわせてお願いいたします。

それでは、通告順に質問を許します。

4番太田健策議員。

(4番 太田健策君 登壇)

◎4番（太田健策君）

議席番号4番太田健策です。

通告通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

12月の議会で給食センターの件につきまして質問をいたしましたが、十分な返答をいただけなかったということで、またこの件につきまして一般質問をさせていただきます。

給食センター建設について、PFI事業について。1番、建物計画について、2番、従来方式の算定について、3番、久留米市との比較について質問をさせていただきます。

それでは、1番の建物計画について質問をさせていただきますが、これは平成25年6月全員協議会での資料の中から質問をさせていただきます。

学校給食共同調理場の運営事業に係る経緯の説明というところから入らせていただきますが、平成18年10月、粕屋町行財政改革大綱を公表し、学校給食センターの調理業務の民間委託を決定するという実施計画を発表されております。このときの町長さんは、どちらさんやったんですかね、町長。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

篠崎町長、18年10月には、18年は前々町長の小池町長だと思います。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

町長さんの名前、しかと覚えていただかんと、誰やったかいなじゃなかなか質問もしにくくなりますんで、よろしく願いいたします。

そのときの書類の中に、現行の施設は老朽化が著しく、文部科学省から衛生管理基準に不適合のため衛生管理面のリスクが大きく、民間業者への業務委託ができなかったということに書いてありますけど、施設は老朽化が著しくっていうことをここでうたってありますけど、あの建物はたしか鉄筋コンクリートということでありましたから、大体29年ということになっておりますが、町のこの鉄筋コンクリートの耐用年数ってというのは何年で計画されとりますかね。

◎議長（進藤啓一君）

今の建物の耐用年数っちゅうことですが。

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

18年のことは詳しくわかりませんが、耐用年数によっては使い方次第だろうと思います。30年から50年、メンテナンスがうまくいけば、50年前後は大丈夫だろうと思いますが、メンテナンスをやってなかったら30年もたないというふうに考えております。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

メンテナンスがされないということではなくして、鉄筋コンクリートは50年間固まり続けるぞということになっておりまして、耐用年数は鉄筋コンクリートの場合50年ということであつたわけしております。その辺をしかつとやっぱり理解していただいて、建物の老朽化が著しく、激しく傷んだというようなことを簡単にここで述べられても、この問題に詳しい人は何でかいなと思うようなことになってくると思います。

それで、老朽化がこんな激しいっていうのは、何か問題があつたんですかね。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

私の把握しているところでお答えをさせていただきます。

平成8年6月に、全国的に平成8年ですが、O157という食中毒が発生いたしました。糟屋地区におきましても、近隣の町で平成18年6月に食中毒がはやっております。それから、文科省のほうは全国的に大量給食施設の改善を求められ、今まで水でジャージャー流しておったウェット方式から、水を流さないように乾燥しなさいということでドライ方式に変えなさいという通達を出されたわけでございます。つまり、この下に水がたまっておくと、そこにウイルスがどんどん繁殖していつ食中毒を起こしてもおかしくない状況になるということで改善が出されたわけでございます。したがって、建物自体は立派な建物で20年ぐらいたってましようが、今から17年ぐらい前の話ですね。そのときに、ウェット方式からドライ方式に変えておけばという、教育委員会として反省もしてるわけでございますが、そのときに改善なされなくて、今も給食センターの下はコンクリートで、排水の傾斜がないために溝を掘って、そこに水を流しているという状況でございます。そういうことで、建物も今のコンクリートの施設を改修できないかということで、篠崎町長のときにも話が出ましたし、因町長のときにも話出ましたが、もう児童・生徒数の増加に対応できないといういろんな面から、改善が望ましいだろうということになっております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

今言われましたごと、鉄筋コンクリでこれだけ傷んだということは、ほかに何か問題があったっちゃんいかなと私は想像しますが、あそこはもともとゴミ捨て場ってことでありましたから、その影響があったっちゃんいかなと思っておりますけれども、そういうことはないんですかね、教育長。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

わかる範囲でお答えさせていただきますが、今から30年前にもう給食センターは建ってるわけでございますね。そのときには、今みたいに環境についての保全とか地質の条件だとか、周りの住宅地に関する環境の規制とかというのはなかったように思います。今、さらにそういった住環境に対する条件が非常に厳しくなっているのは聞いておりますし、県にもそういう通達をいただいておりますので、それについては地質調査を今まで進めてきましたし、これからも慎重に取り組んでいきたいと考えております。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

わかりました。

それでは、平成21年5月に粕屋保健福祉事務所の立ち入り検査の結果ということで改善通知が出されたということなんですが、これについて何か改善通知が出されたということで、改善通知の書類か何か残ってるんですかね。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

21年5月27日のことでした。私、保健所の監査があるということで、教育長として給食センターに出向きまして、保健所の方と監査を受けたわけですが、非常に厳しいものがございまして、教育委員会として、町として、この給食センターの改善をどのように計画して、保健所が通知しているにもかかわらず、改善がなされていないということで計画書を出せということで追求されたわけです、保健所から。それで、文書で保健所に呼び出しされまして、説明をしてきて、早速帰りまして、町のほうにお願いをしていきますというのが給食センター建て替えの始まりでございます。21年春のことです。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

そのときに建て替えを計画するという事になっておると書いてありますけど、どういうふうな建て替えを計画されたというのは、ここには何の説明もありませんが、これから今まで、今26年ですから、5年ぐらいたちましたけど、どういう計画でいくかちゅうことはここに一つも書いてないんですが、どういうことやったんですかね、この計画を、建て替えの計画ちゅうのは。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

21年度には、町長に給食センターを早急に建て替えてほしいと、新しい施設に改善してほしいと、保健所のほうから指摘を受けていると、いつ食中毒になってもおかしくない状況にある、子どもたちが危ないというお願いをいたしました。22年度に、そのときには建て替えの計画とかはありません。町長に給食センターの改善を

お願いしたわけでございます、教育委員会としてですね。22年度の6月議会で当時、篠崎町長が給食センターの建て替えについて検討委員会を設置するとお答えされておりまして、それから検討委員会が設置されたわけでございます。22年度、23年度にかけまして検討委員会で十分検討されたということで、委員がご指摘のように、21年度につきましてはまだ建て替えの具体案はありませんでした。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

23年10月に、今言われました篠崎町長のときに検討委員会が発足されたということなんですが、これはこの前のときも質問しましたが、これはこの中に入ってある方は有識者が1名、保護者3名、教職員代表2名、栄養士1名、調理員1名、行政職員1名ということで、調理業務だけのこれ検討をされたんじゃないかなと思いますけど、建築については、やはり建築の第三者委員会か何かをつくってやっていくべきじゃなかったかと思うておりますが、どうですかね。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

検討委員会につきましては、いろんな検討の内容があると思います。例えば、ある市内では、もう検討委員会の中に建築業者の方とかプロの方をずっと入れて、PFI事業はどうなのか、従来方式はどうなのかということの検討を具体的にされてある検討委員会もございますが、粕屋町の場合は、まず保護者、学校、調理員、そういうことで基本的なところから原点に戻って、自校方式がいいのか、センター方式がいいのかあるいは民間委託がいいのか、従来方式がいいのか、その辺から検討していこうということでございましたので、PTAのほうにお願いをいたしまして委員を出していただきたい、校長会のほうにお願いして校長代表を出していただきたい、有識者として福岡県の教育委員会として長い間学校給食に携わってきた方を委員長に据えまして、検討させていただいたわけでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

先ほども言いましたけど、この建設については全然検討されないづく、アドバイザー業務に入ってきておるんですね。このときに、やはりわざわざ鉄筋コンクリ

ート50年間もつということ鉄筋コンクリートで建てて、それで老朽化したということであったら、何かやはりほかの方法でこれを建てないかんちやないかなという、いろんな方法をこの間に検討せないかんちやないかなと。もう、急にここに23年、24年3月にはPFIに決まった。そういうほかの方法を全然検討されないので、即PFIということにもうここで入ってこられとりますが、これは大体どなたがPFIの事業を持ち込まれたんですかね。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

PFIっていう、初めて言葉を知ったのは、23年5月に久留米市の給食センターを視察に検討委員会で行かせていただいたときに、初めてPFIという言葉を知ったわけですが、そのときに国が進めている低い財源で高いサービスを受けられる素晴らしい仕組みであるということで、当時は若干の、駆け出したばかりでしたけど、今は既にもう50施設ぐらい、学校給食センターでPFI建設が進めてあるのは、全国的に50施設ぐらいあるというふうに聞いております。突然このPFIが出てきたわけじゃなく、検討委員会の中でPFIが出てきました。そして、それをもとに従来方式、今のを改善したらどうかという方法、従来方式、PFI方式ということで検討を進めさせていただいたわけでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

いや、私が今質問したとは、何でここでもう少し民間のほかの従来方式で建ててきた計画を出すとか、比較して出すとかというようなことが何でなかったのかなという質問しようとするよ。

教育長が言わっしゃったと前の質問で言われたのは、県から紹介を受けてPFIの業者を紹介していただいたということと言われましたけど、県が業者をあっせんしていいちゅうようなことにはなっとらんちやないかなと思いますけど、いかがですか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

県からPFIを進められたちゅうことじゃなくて、PFIという言葉自体、プライベート・ファイナンス・イニシアチブという民間資金事業活用事業というよう

なことを初めて知ったのは、23年の久留米のセンター視察でございまして、それでこれも検討する価値があるということで、検討を始めたわけでございます。県から言われたということじゃなくてですね。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

そやけえ、何遍も言いよるけん、何で従来方式、町で今まで建ててきたんでしょ。教育長も学校大分建てたんでしょ。それが従来方式という意味じゃないですか。そしたら、それで積算して、こういう形で・・・・・・建物の大きさにしたっちゃ、何にしたっちゃ、どこも検討されてないんですね、どっこも出てきてない。ただ、構造にしたっちゃ。その勉強をせんずく、急にアドバイザーに入ってくる、ほいでもう次の従来方式ということに入らせていただきますけど、アドバイザー事業の中で従来方式が出てきておりますね。そのアドバイザー事業者に従来方式も一緒に見積もりさせるなんちゅうのは、これは今まで考えられますか、同じ業者に従来方式とPFI方式を積算しなさいと言うたら。これは、談合しようと一緒にやらないですか、同じ業者に同じ見積もりさせて。

やはり、久留米の場合も行きましたけど、久留米の場合も質問しましたけど、久留米の場合は、やっぱり久留米市で従来方式でぴしゃっと見積もりをしましたと。それで、PFIを見積もり、アドバイザーの事業の見積もりとを比較しましたと、はっきり言われましたよ。粕屋町の場合は、これが何もないやないですか。どうしたら皆さんにこういう質問、私が質問した場合、従来方式で今言わっしやっ、従来方式で。何で従来方式で見積もりされんのですか。技術屋がおられるでしょう。都市計画課の野中部長とか、吉武課長あたりは技術屋でしょう。ちょっと技術屋に頼んで、大方見積もりしちやってんないと言え、比較はできるんですよ。アドバイザー事業と従来方式の事業、それでもアドバイザーが従来方式を見積もったら見積もったでいいやないですか。町が見積もった事業と比較ができるでしょう。そしたら、そこで高いか安い、わかるんじゃないですか、誰にでも。この役場の皆さん方の中でも、やっぱりおかしいねと思うとう人、ひょっとしたらおんしゃあかもしれんですよ。そういう方法をやらんで、どんどこんどこ先さへ進んで。

私が12月に一般質問して、もう3カ月たちましたね。従来方式でどっか設計事務所に頼んだらどげんやったですか。ちょっとしちゃんないって。金は幾らもかからんですよ。そしたら、私が言いようことが正しいのか、PFIが正しいのか、ちょっとはっきりするっちゃないですか。それはトップが指示せな、誰がするんです

か。トップが指示せなでしよう、そうじゃないですか。そんならい、良心持ってやらなでしようもん。それを私は何遍も、12月にサンレイクとこの役場と図書館の金額を出しとうとにそれに対して何の返答もないやないですか。太田議員が言われるこの坪単価がおかしいですよという返答も何も出てきてないんですよ。町長、どげですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

教育委員会の所管のほうで進めております。具体的に、子細なことを私のほうからは指示はしておりません。教育委員会の今の方針を信じて、私がPFIで行こうという決断をしたところでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

しかし、担当課が答えをしかつと出し切らんやったら、トップの責任でしょうもん。トップが指示して、技術屋がおるとでしよう、もう技術屋さんが。ちょっと参考に出してくれんかと指示すれば、簡単にできるんですよ、そんならいは。そういう努力も何もせんで、先さへ先さへ進んで。

町長、何ておっしゃったですか。アドバイザー事業のときに精査すると、そういう結果が、まだいい結果が出るっちゃないですかというようなことを私に言われましたよ、12月に。何ですか、このアドバイザー。施設整備費なんて2億円から上がとうですよ。初期整備費が2億円から上がとりますよ。調査のときは19億7,904万円。町がつくと21億25万9,000円うちゅうことで上がとるんですよ、こーやって。何で上がらないかんとですか、こーやって精査して。精査したら、あんた下がらないかんほうやろう。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

消費税の問題とか、資材が今高騰しております。そういった細かい部分については、担当課の準備室長のほうからお答えさせます。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

初期整備費が上がったというものは、精査におきまして原材料費、これが15%以上上がってる、現在ですね。それと、労務費が高騰しているということで10%を増して精査しておりますので、その点で上がっております。

それと、久留米市さんのほうのPFI導入可能性調査の件ですが、久留米市さんのほうも粕屋町と同じように、PFI導入可能性調査をコンサルに頼んで試算しております。職員が試算したということではございません。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

今町長言いんしゃったばってん、消費税とかなんとか、消費税は同じこっちゃけん、PFIばしたっちゃ、町がしたっちゃ、消費税は3%で変わらんとでしよう、上がるとは。

それと、アドバイザーの久留米が調査したとかというのは、それは当たり前のことであって、私が言いようのは、あんたのところが自分のとこでこれを精査してないんでしよう。だから、このアドバイザー事業者がつくった資料が高いか安い、検討できんのですよ。普通は、スーパーに買いに行ったらあの店は幾らか、こっちは幾らか、あっちが安いねと思うやないですか。同じとこがしたら、わからんでしよう、そんなもんが。簡単に精査したら68億円、アドバイザーで64億円と、4億円ポーンと上がった。その説明は、今度初めてでしよう。あなたたち簡単に4億円上がったって。ほんで、もうちょっと先になったら、まだ上がるんですか、これ。人件費の高騰費、材料の高騰費というて。自分とこで精査しとったら、その上げ方によっても本当に上がった分が上がったのか、精査できるでしよう。何もしてないから、言いなりじゃないですか、これ業者の。違いますか。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

導入可能性調査からアドバイザーの精査の額の違いにつきましては、導入可能性調査の時点では、消費税5%で15年計算をしておりました。一番大きく変わったのがその点でございます、平成26年4月から8%、27年10月から10%の消費税の試算をした結果、PFIで約3億円近く上がっております。これが大きな要因でございます。それと、資材と労務費の高騰ですね。これで4億円ということでございます。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

だけん、そげんとば何遍説明しんしゃったっちゃ、実際町で積算した資料がないから判断ができないと言いようでしょう。何遍言うですか、こればかり。そしてら、何ちゅうことない、町で積算する技術がないとなとかあるでしょう、今までしてきたんでしょ。教育長は、30年前と今は値段が上がって違うとか違わんとか言いますけど、これは今まであなたたちが29年前につくった給食センター465坪が、これは36億9,000万円、約37億円ですよ、これ。これ何もかんも入っとなですよ、これ37億円で。全部入っとなですよ、これ。それすると、坪も80万円なんですよ。教育長は、30年前と今とはもう全然単価が違いますから言わっしゃあばってん、消費者物価指数調べてんですか。30年前と今とは86%ですよ。これ県の商工事務所からもろうてきましたよ。20年前とは大して変わっておりませんと。そういうこれも出とるんですよ。

そやけえ、今教育次長が言うた何%上がると、何%上がって、そういう実態の資料も用意しないと、口頭であなたが言うたっちゃ、今まで言うてきたことが当てになってないでしょう。実際に、公の何か資料を用意して、皆さん、こう上がるとですよと、労務費が上がって材料費が上がると、高騰しとんですよっていう説明をしなきゃ。業者が上がりますからちゅうて持ってきた資料で上がりますと。何なそれだいたい。それじゃあ、あなた説明つかんめえもん。今からでも遅くなかろうもん、あなたパーッと従来方式で見積もりつくるぐらい、何の難しいね。技術屋さんいっぱいおんしゃあとに。ちょっと相談すりゃあ、ザーッとぐらいのことはすぐできますよ、よそへ頼まんでも。それを役場の中で、みんなでやっぱり助け合いして行ってやっていくような方法をとらんで、自分とこで一生懸命素人が抱えとってどげんしますか。みんな町民のほうに負担が来るばかりじゃないですか。何も努力、そういうことをせんで。

それで、ここで消費者物価の変動からして、自分のはじき出したら、1,000坪で148万円、150万円で大体できるちゅう指数が出とるんですよ。坪の1,000坪やから14億円ですか、約15億円で。こういうやつが従来から出してきてある資料というんですよ。教育長、それは教育長でしょう。教育長やったら、こういう計算の仕方ぐらいやったら教育、人に勉強を教えようとなら、そんなら指導せなでしよう。これに対する反論なら反論のあるごとつくらなでしよう。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

太田議員のおっしゃるとおりでございます。30年前の給食センターは、坪当たり79万5,000円でございます。もう30年前の話、坪当たり79万円でございますが、先にお示しました資料もごらんいただいたと思いますが、粕屋フォーラムは坪単位が107万円でございます。サンレイクかすやは137万円でございます。久留米市の給食センターは133万円、坪当たりですね。今度粕屋町で計画しておりますのは、坪当たり152万円ですが、入札をいたしまして必ず下がるという方向予想がつきますので131万円という、高いか低いかというのは個人的な感覚になりましようが、20億円で建てるといえば20億円の建物は建ちますし、30億円で建てるといえば30億円で建つと思いますし、これはどこを基準に高い低いかと、判断は非常に難しいので、こういった坪単価で計算をさせていただいたところでございますので、そういう把握はある程度しているつもりでございます。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

教育長が今言いんしゃったごと、自分とここで積算したらすぐわかるんです、それは。できんとですか、それは。自分とこの従来方式の計算で一遍計算してみとったら、それに準じて人が出してきたもんが高いか安い、あなたたちが出しよる資料、サンレイクは20億円出してきとうとよ、これ。なんが20億円、建物は20億円かかりませんよ。それ全部出してみんですか、中身を。そんな子ども扱いのことして。もう少しちゃんとした、だけん20億円、サンレイクが20億円でできたというような資料をもらいましたよ。20億円で建物が幾ら、外回り幾ら、造成費が幾らというような、なって20億円になつとるんですよ。給食センターはそれで金、造成費やらかかりますか。比較にならんでしょう。

それから、続きまして、久留米市との比較ということで出させてもらいますが、次長が久留米市との今度の計画との比較はどこが違うか。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

久留米市の中学校ですが、中央給食センターとの違いということのご質問ですが、それにお答えいたしますけど、一応久留米市のほうはPFIでしてますが、炊飯設備、これがございません。粕屋町の計画では、炊飯設備を設置するというで計画をしております。それと、久留米市さんのPFIの事業の中では、光熱水費は久留米市さんの負担ということの契約になっております。粕屋町では、光熱水費もPFI事業費に含めるというような計画をいたしております。大きく違うとこ

ろは、この辺だと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

大きく違うところ、それだけですかね。久留米市の建物は、鉄骨でしょう。鉄筋コンクリートじゃありませんよ。鉄骨で建てると鉄筋コンクリート建てるとはどのくらい違うか、わかる方おられますか。次長、わかるね。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

粕屋町が予定しております新しい給食センター建設の計画の中では、当然粕屋町も鉄骨造で建てる計画でございます。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

鉄骨造で建てるっちゃうことになったら、久留米市はこれは施設の整備、厨房備品等、消費税除くで15億円、16億円ぐらいですよ、16億円。それで、PFIにして49億9,000万円ですよ、約50億円ですよ。粕屋町68億円ですよ。何の違いがそげえあるんですか。今言うた給食センター、御飯を、パン屋が潰れるから給食はパン屋に、米はパン屋に頼んだっていう話やったですよ。どこがほんならそんな違いが出てくるんですか。68億円と49億9,000万円、光熱水費がどんぐらい、幾らかかるとね。言うてごらん。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

久留米市との比較でございますが、久留米市は施設整備費が契約では18.9億円、これかかっております。一応、維持管理費が33.5億円。高熱水費は年間5,000万円がかかっておりまして、15年間にいたしますと7億5,000万円が市負担となります。それで、粕屋町の試算と合わせますと、久留米市さんのほうは約60億円近くになるというようなことになろうかと思えます。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

それで、あんたが口頭でまた言うたっちゃあ、あてにならんたい。そういうと

ころ詳しく、こちらの今の計画と対応した資料をつくって、何でみんなへ配らんと、いつからですか、これ久留米視察行ったとは。久留米は40、50億円ぐらい、年間2億円ですよ、払うのは。16年ですよ、1年長いんですよ。誰しもそげん思いますよ。

それと、今度の事業の中に、今鉄骨で建てると言いつつ建てたばってん、どこに鉄骨で建てるとかって、鉄骨で建てりゃあ、まだ安うならにゃいかんとに、まだ追求しますよ。今初めて聞きましたよ、鉄骨でつくるなんちゅうのは、私は。どっかで言われました、何も言うてないでしょう。久留米市は、それで3,500、8,000食ですよ、予定が。建物でも3,500、粕屋町は3,000でしょう。570平米向こうが広いんですよ。それに68億円と約50億円、ほかにちょろちょろ何か違うたっちゃねえ、そんな簡単に違いませんか。誰しもがそんなおかしいっちゃんないかと思うのは、当たり前でしょう。あなたたちは、何も町民に何も一つも説明せんやろう。町民は、文句言いたかっても言うチャンスがない、言える情報が入ってこない。だから変わりに言いよんですよ。そんな、もうちょっと町民が納得されるような金額を、わからんでも信頼して、町を信頼して町民をやっていきよんのに、単純にあんた50億円と68億円、18億円も違うんですよ。そこら辺のちゃんと説明を皆さんに、議員の皆さんにもはっきり説明できてないでしょう。基本となる従来方式、町でこれだけやったらこれだけの予算を組んで、これだけでさてやろうか、というそういう計画も何もありません。大体、計画立ててやっていくのが普通やないと。違いますか。思いつきやないね、これは。町は、計画立てて、それでお金が足らなあ積み立てして、何年後にやろうっちゅうような、それが計画でしょうもん。そんな計画も何もない、突然68億円。そら自分たちのあんたは金やないけん、よかろうたい。役場へ行きよったら、ちょいちょい表の駐車場で会いますが、税務課の帰り、あれはぶつぶつぶつぶ何人かで言いようけん、どうしたとですかって言うたら、いや、もう税金払いきらんって頼みに来たら、いや、それはもう延ばされんって言われてから、どうかならんやろうかちゅうてみんなて話し合いしよんしやった。そんな68億円も使うなら、何でそういうとこに少しでも負担を軽くしてやろうとか、町の各課の予算を少しでも上げてやろうかというようなことを考えないかんっちゃんないですか。何ぼ提案しても、それを推し進める、聞く耳ない。違いますか、町長。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

民でできる業務は民でという基本的なスタンスにあります。それで、説明も各学校、小学校4校、中学校2校、教員、PTA、保護者に対して、全て説明に教育委

員会のほうが回っております。なおかつ、インターネットでも今の進捗の状況については、公開をしております。それで、太田議員が言われるように、町民を無視した形で進めてるということには当たらないと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

よろしいですか、これは全員協議会の資料で26年2月にもらった資料の中から7ページです。次長、いいですか。この中に、施設撤去費が7,392万9,000円っちゃうのが入ってきとんですね。これはどっから算定して出されたんですか。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

これは、コンサルが出した数字でございます。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

このアドバイザーのコンサルですか。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

そうでございます。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

だけえ、何遍も言いよろうが、アドバイザー計画して、この業者にさせたっちゃあ、高い金額しか出てこんっちゃうのは、あなたたちがやった25年10月の全員協議会の資料、施設撤去費2,640万円出とるんですよ。何でこれ急に7,392万9,000円、何で上がらにやいかんとですか。私が計算したっちゃ、この撤去費はこれで出とう2,640万円が適当なもんですよ。それに突然7,392万9,000円。アドバイザーの業者へ出させるけん、そげんなるったい。だから、みんな信用ならんって言いよんですよ、わかった。アドバイザー事業で出したっちゃあ、そこが精査させたっちゃあ、ちゃんとした金額は出てこんって言いよろうが、基本がないけん。町の考え方がないけん。何で違うたとね。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

P F I 導入可能性調査のコンサルでは、撤去費としては幾らというようなことで、算出したと聞いておりませんで、施設整備費の中に14億3,900万円の中に設計管理費、事前調査費、施設撤去費を含むというようなことで聞いております。それで、事前の施設撤去費が幾らなのかというのは、P F I 導入可能性調査の中では、聞いておりません。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

なら、何であなたこれつくったって、誰がつくったとね、これ。これつくったとは、25年10月の資料は。2,640万円の解体の施設撤去費なんちゅうのは、誰がつくったんですか、これ。今言うたアドバイザー事業者に頼んでつくらせたんでしょもん。それで、何で急に何かで金額を調整するか何かのごとく、ここで上がってきて、これ計算合わんよ、これ。

◎議長（進藤啓一君）

計算の根拠をおっしゃってるんですか、計算の。

◎4番（太田健策君）

はい。ここの今7ページの今回精査された分で、施設整備費の中で14億7,279万8,000円ってなっておるんですね。その中に設計管理調査費が8,336万6,000円、工事費計が13億8,943万2,000円って、施設撤去費がこれを足したっちゃ、これはこの上の金額とは合いませんよ、これ。

◎議長（進藤啓一君）

関次長、わかりましたか。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

この金額は、施設整備費の中で14億7,279万8,000円というのがモデルプランにより算定ということで、その内訳として設計管理費調査費、それと工事費ということでございます。それを合わせたものでございます。施設撤去費は、別に7,392万9,000円ということで上げさせていただいております。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

そしたら、これは何ですか。施設撤去費ちゅうのは、全く町の単体工事でやら

れるんですか、別に。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

いえ、P F I 事業の中に含めておりますが、この7ページの説明、額を出す根拠としては、一応先ほども言いましたように、設計管理調査費で幾ら、工事費で幾ら、合わせて幾ら、施設撤去費に幾らというようなその説明の箇所でございますので、わかりやすいように個別に説明した額を上げさせていただいています。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

そら、あなたたちが最初に2,640万円っちゅうのがここに出てこないかんぢゃないと。そうじゃないね、違う。何で違わにゃいかんね、この撤去費が。変わったらおかしいでしょう。だから、不信感を持たれるんですよ、不信感を。誰でも不信感持ちますよ、これ倍以上やないですか、2,640万円から7,300万円。誰が計算しても、そら環境課の課長に計算してもろうてんですか、こういうような金額にはならんけん。あなたが素人やったら、何でちょっと見積もってもらわんですか。こういう間違いがあったらいかんのですよ、あなたたちは人に説明するとに。違いますか。だから、全体がおかしいと思われるじゃないですか。これもう精査して、何億円も違うてきて、この人件費ですか、これが安くなった、4億5,000万円ぐらい安くなった。調整しとっちゃないですか、これは。ほかんとこへ上げて。そうしか考えられんとよ。

◎議長（進藤啓一君）

お答えは。

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

人件費の質問だろうと思いますが、人件費につきましては、P F I 導入可能性調査で人件費を算出した分が粕屋町の現在の人件費、調理員等の人件費を参考にしておりましたが、今回の場合、精査の場合は、一般的な自治体の給与表で平均的なほかの自治体の年齢、給与等を用いて算出しておりますので、下がっております。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

だから、精査されて4億円も何ぼも違うということは、中身が信頼おけないと、

それを言いたいんですよ。4億円ですよ、あなた。川口議員が追求したけん、下がったっちゃろうばってん、追求せんやったらそのまんまいくとでしょう。だから、信用ならないと、だけえ業者はみんなほかのところを上げて調整しとっちゃいなと、おまけに逆に上がったやない、68億円で4億円も。やけえ、そういう感覚やから、業者から簡単にあしらわれて、高いもん使わされようというのが私の考え方なんです。もうちょっと私が言うた今までのことをちゃんと精査して、次の質問に移ります。

旧焼却場についての質問をいたします。

これは、6月議会で焼却場のまだ煙突が立ったなりということで質問いたしましたが、その後、土壌汚染調査も報告ないし、水質調査の報告もありません。また、協定書についてもありますけど、これについても何の話し合いもありません。町長は、25年度で計画を立ててということで返答されておりますが、計画的にはどうなつとんでしょうかね。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

お答えします。

解体についての見積もりによる設計というのを3月末までに出されるようになっております。太田議員の質問、昨年だったと思いますが、いろんな環境問題とか健康問題とか等々、出されております。そういった細かい部分については、都市政策部長のほうからお答えをさせますけども、ちょっともう時間がないようです。次回の質問に置いていただければと思います。

◎議長（進藤啓一君）

いや、都市政策部長、時間の範囲内でお答えください。

◎都市政策部長（野中清人君）

土壌調査については、近隣の9カ所、それから水質は旧清掃センター場内の分もあるし、廃捨て場といいます最終処分場もあるかと思われま。この辺は、現在も水質の調査もやっておりますので、時間がありません。改めた別の形、もしくは別の審議会、予算の審査の中でもご質問があれば考えたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員、よろしいですか。

◎4番（太田健策君）

どうもありがとうございました。

（4番 太田健策君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

1 番木村優子議員。

（1 番 木村優子君 登壇）

◎1 番（木村優子君）

おはようございます。議席番号1 番木村優子です。

通告書に従って質問いたします。

まず初めに、ペアレントトレーニングをご存じでしょうか。ペアレントトレーニングは、ストレスや深刻な悩みを抱える家族を支援する方法の一つとして、アメリカUCLA神経精神医学研究所ハンス・ミラー博士によって1974年に開始されました。日本でも、この方法を改良したものが実施されており、訓練を受けたトレーナーの指導のもとで行われております。

それでは、以下順次質問をいたします。

まず初めに、粕屋町にはどれくらいの発達障害児がいらっしゃるのかをお聞かせください。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

子どもは、発達段階にあることから確定診断が出にくいことや、発達障害児という言葉の重みから親が障害を受け入れにくく、まだ医師による診断を受けていない方も多いことなどがあり、正確な人数は把握できておりません。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1 番（木村優子君）

今住民福祉部長もおっしゃられましたけれども、確かに診断がついていないお子様、そして親が気づいていないお子さんも発達障害児の中にはいらっしゃると思います。

軽度発達障害の子どもには能力はあるが、集団の中で誤解されやすく、不適応を起こしやすかったり、少し変わった子どもと見られやすく、親も悩んでおられます。そういった中で、保護者が子どもについつい手を上げてしまって、虐待へと進むケースもあったり、発達障害の方の中には、生活する環境によってはひきこもりになるケースもあります。また、学校では普通学級で学ぶことが多いため、先生方の中には接し方に困る場面もあると思います。ここで関連なんですけれども、粕屋町で虐待があったとの報告はあるでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

今私のもとに、その報告は上がってきておりません。相談の中で、虐待と思われることはあると思います。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

ありがとうございます。

それでは、ひきこもりと言われてある方たちの把握はなされてあるのでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

学校のほうですか、どっちですか。

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

ひきこもりって学校の関係のひきこもりですかね。それは済いません、学校教育課長のほう、よろしいですか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

学校教育では、ひきこもりという言葉は使っておりませんが、不登校ということで報告をしておりますが、今小学校でも若干出ておりますし、中学校では毎年両中学校で20名程度の不登校児童・生徒がおります。ただ、最近学校の中に適応指導教室等がつくられまして、適時指導していただいておりますが、どうしても家庭が非常に厳しい状況にありまして、スクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーに入っただいて、学校教育ではもう手に負えないという状況もあるようでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

ありがとうございます。

それでは、2番目の質問に入らせていただきますが、発達障害児に対して、町としてはどのような支援を行っていらっしゃるのでしょうか。また、親への援助はどのように行っているのかを就学前と就学後でお答えをください。お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

まず、健康づくり課では、主に発達相談や年長児相談会などの相談事業や療育教室、所属園や他機関との連携、保護者を対象とする研修会、保護者懇談会等の支援を行っています。乳幼児期は、初めて保護者の方が子どもの発達に目を向け、さまざまな不安や葛藤の中でお子さんの発達と向かい合おうとする大切な時期だと捉えています。そういう観点から、保護者の支援や援助につきましては、特に保護者の方の心理状態や親子関係などに細心の注意を払い、将来のために障害への理解や受容を受けるといった部分に力を入れております。

また、介護福祉課におきましては、家族の負担軽減のための一時預かり事業、のびのびルームや日中一時預かり事業などの地域支援事業の提供、また地域活動支援センターほしにおいての居場所の提供や障害児等発達支援事業等を委託して行い、地域で見守る体制整備に努めております。また、知的親の会の皆さんと連携し、リーフレットで会の案内を行っています。悩みを相談し、共有されたりと、行政ではできない貴重なつながりが得られており、その活動支援を行っています。一応、小さいお子さんに関しては、健康づくり課ということで。

◎1番（木村優子君）

就学後を学校教育課のほうでお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

八尋学校教育課長。

◎学校教育課長（八尋哲男君）

学校教育における発達障害に対する支援でございます。県のほうでは、ふくおか就学ノートという事業もございます。そういったふくおか就学ノートの活用や、粕屋町では適正就学指導委員会、こういったものの判定で就学指導、それからの未就学児におきましても小学校の教師との就学相談、それから面接等を行いまして、子どもたちにとって最もふさわしい教育環境を考え、将来の就職まで見据えたところでの対応ができるような環境整備をしているところでございます。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

ありがとうございました。

今両課にお聞きをいたしました、発達障害について今述べていただいたんですが、健康づくり課と学校教育課との連携などは、どのようになされてあるでしょう

か。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

連携につきましては、主に適正就学指導委員会の際の情報提供や、子どもたちの就学先の小学校との連絡会等を実施しております。小学校への就学に際しましては、大きく環境が変わることから、子どもも保護者も不安を抱えている方が多く、個々の発達特性を正確に引き継ぎ、入学当初からこれまでと同様に適切な支援を学校教育の中でも受けられるよう、今後も学校教育課はもちろん、それから介護福祉課等も含めて、連携の強化を図っていきたいと考えております。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

ありがとうございます。

今お聞きしたんですけれども、また問題となるような事柄とか、そういった中で保護者からの要望などはありませんでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

保護者からの要望につきましては、随時担当の者が対応させていただいております。具体的なものは、ちょっと今、資料がございませんので。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

ありがとうございます。

今お聞きをしたんですけれども、私は就学前と就学後ではなく、出生してから成人するまで、一貫して相談に応じられるような場所が必要なのではないかと考えております。今、住民福祉部長のほうからも、不安を抱えている保護者の方も多いというようなことも今お聞きをいたしました。ですので、一貫して相談に応じられるような場所、そういったところがあれば、親御さんにとっても安心して相談をできるのではないかと考えておりますが、町長は今のご意見を聞きながら、どのように考えられますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

これは、自治体に共通することだと思います。広域で施設そのものを、いずれは広域で考える必要があるだろうというふうに思ってます。今のお話もその中で検討させていただきたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

ありがとうございます。

子どものしてほしくない行動を目にすると、怒りやいらいらが募って、親や家族自身もストレスを抱えます。また、子どもも絶えず怒られる中で、ストレスを抱えることと思います。単なる悪循環の繰り返しになってしまうことは少なくありません。先ほども申しましたとおり、そういったことから子どもに手を上げてしまったりと、児童虐待へとエスカレートしてしまうこともあります。ペアレントトレーニングは、親が子どもの行動変容における心理やパターンを理解、分析し、問題行動を適切な対応で減少することのできる技術を獲得することを目的としております。講座は、おおよそ10回を一くりとして行われ、対象は大体3歳から10歳ぐらいまでの子を持つ保護者であります。また、職員向けの講座もあつたりと、さまざまあります。

それでは、1問目の最後の質問に移ります。

こういった保護者への援助としてのペアレントトレーニング講座を我が町でも行ってはと思いますが、見解をお聞かせください。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

ペアレントトレーニングとは、木村議員さんがおっしゃったように、子育てに取り組むご両親がその役割を積極的に引き受けていくことができるよう、親と子どもを支援するために開発されたもので、発達障害のペアレントトレーニングとは、発達障害児を持つ親のための子どもの育て方のトレーニングです。軽度発達障害の子どもたちは、それぞれに特徴的な困難を抱えています。上手にコミュニケーションがとれなかったり、パニックを起こしたりすることもあり、親が子育てをしていくときに育てにくいと感じられたりすることもあります。そのようなことを子どもの行動に焦点を当てて、具体的にどのような対応ができるかを親とともに学習していくことで子どもたちの成長のためにもなりますが、親が子育てをつらいと感じなくなったり、子育てに余裕が出てきたり、自己肯定感も生まれ、少しずつ自信にも

つながり、親にとってもメリットが多いと言われています。

粕屋町におきましても、現在町の療育に通われているお子さんは、その発達特性も保護者の発達の受容段階もさまざまです。そのことにより、個々に合わせた保護者支援を行っています。ペアレントトレーニングという言葉は使用していませんが、特に行動面の問題から深刻な悩みを抱えている場合や、親子関係の悪化、二次障害のおそれがある場合など、適切な対応を学んでいけるよう、ペアレントトレーニングの手法も用いながら個々に合わせた支援を行っています。今後は、先ほど言われましたペアレントトレーニングなんですか、今行政だけでなく、町内の障害福祉関係者や親の会とも連携しながら、実際やっていきたいと思っております。今度27から29の3年間の障害者計画、障害福祉計画の中にも、その分を組み入れていきたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

ありがとうございます。

今後、また取り入れていけるようにやっていきたいというようなご答弁だったと思うんですけども、その中で行政としての援助をどういうふうになさっていかうと考えてらっしゃるかをお尋ねをしたいんですけども、例えば今、民間の保護者の会の皆さんが行ってくれるとか、またそういうことがございましたら、補助金とかはどうなさるのかとか、またこの課がかかわっていくのかとかというようなこととかは考えていらっしゃるでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

現在、かかわるのは介護福祉課がかかわることになると思います。今、関係の事業所等に補助金を出しております。その中で進めていただいて、今後はまたその内容によって、こちらのほうも検討させていただきたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

今、内容によってはということでしたので、しっかりとまた検討していただきながら、補助金の面もしっかり保護者の会の方とかと話し合いながらやっていただけたらというのが私の思いでもございます。

今、介護福祉課がかかわられるということでのご答弁だったんですけども、発達障害の子どもたちは健康づくり課でのご相談を受けていらっしゃるのではないかと思いますんですけども、そういったところはどういうふうになりますでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

先ほどもお答えしましたように、学校教育課も、それから健康づくり課も、介護福祉課も一緒に連携をとってやっていきたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

ありがとうございます。

いろいろ検討をなされる中で、例えば研修を行うようなことがございましたら、地域の方ももっと巻き込んでいただきたいという思いもございまして、民生委員の方などもその中に含んでいただけたらというような思いがございます。親がどのように子どもとコミュニケーションをとっていくかというしつけのスキルを身につけ、親子関係を改善することで子どもの問題行動が減って、子どもを叱ること、時にはどなったりたたいたりする回数を減らすことができる。また、集まった保護者、主に母親がトレーニングを受けることによって、自分も頑張っているという自己肯定感が生まれ、少しずつ自信が出てくる。また、グループワークにより知らない人と話ができたり、友達になったり、1人で悩まなくてよくなる、このような活動が今大きな社会問題となっている虐待防止及び育てにくい子どもを抱える保護者の救いになるというふうに思われます。子育て世代の多い我が町だからこそ、子を持つ保護者への援助も強化すべきと考えて、この質問をさせていただきました。

続きまして、2問目のふるさと納税についてご質問をいたします。

制度開始から今年で6年を迎えるふるさと納税、2013年度は過去最高の納税額を記録する自治体が相次いでおります。ふるさと納税は、納税者が自らの意思で納税対象を選択できるようにすること、自分が応援する地域に貢献したいという真摯な思いを実現すること、効果的な情報提供の自治体間競争が刺激されること、納税者の志に応えられる施策に生かしていくことを通じてその地域が活性化し、内発的発展が促されることなどを期待して導入される制度であり、国土全体の均衡ある発展を図る上で重要かつ画期的な制度と言えます。

1問目の質問でございますが、粕屋町の現状についてをお聞かせください。

◎議長（進藤啓一君）

八尋総務部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

それでは、木村議員のご質問にお答えいたします。

ふるさと納税の制度につきましては、説明のほうは先ほどおっしゃったとおりで、省略させていただきます。

粕屋町の現状についてでございますが、平成20年9月議会で粕屋町ふるさとづくり寄附条例、こういう条例が可決制定されまして、同年10月1日より寄附金の受け付けを開始いたしました。現在までの寄附件数は11件で、その合計金額は262万1,537円であります。寄附金の使途は、寄附者が自由に選択できますが、ほとんどが町長への一任というふうになっております。これらの寄附行為に対しまして、寄附年月日、氏名、住所、金額、使途につきまして町のホームページに掲載し、感謝の意を表しておるところでございます。

次に、活用の状況でございますが、寄附者の希望につきましては、駕与丁公園の猫対策、それから千代・粕屋線吉田地区のバス停待合所の設置など、意向に沿った形で事業に充てました。町長への一任寄附は、昨年4月に開園いたしました阿恵大池公園に時計を設置させていただきました。また、最近の受け付け分で、このたびの議会で補正予算計上しておりますが、使途指定分で図書館の子ども用図書の購入を予定しております。

それから、これはふるさと納税ではございませんけれども、平成元年12月から今日まで24年間の長きにわたりまして、匿名により毎月郵便為替で3,000円の寄附をお受けいたしております。ご本人から寄附を終了するに当たり、お名前のほうがわかりましたので、お礼の意を表し、広報かすや3月号に紹介させていただきました。

これらの寄附は本当にありがたく、私どもは責任の重さを痛感するとともに、寄附者の思いに応えるべく、住みよいまちづくりに邁進しなければならないというふうに考えております。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

ありがとうございました。

濟いませぬ、11件っておっしゃられたのは、制度開始から11件のみと、6年間で11件ということではよろしいのでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

八尋総務部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

これは平成20年から25年、今年度までが11件というふうになっております。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

ありがとうございます。

それでは、粕屋町への納付手続は、どのような方法をとってすることができるのでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

八尋総務部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

インターネットあたりでも、このやり方については掲載はさせていただいております。ご本人からの申し込みの連絡、これ電話でもネットでもいいんでしょうけれども、お受けいたしましたら、こちらから納付書を差し上げるということで、それで金融機関に納めていただくというふうになっております。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

粕屋町では、寄附者に対する特典はありますかでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

八尋総務部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

木村議員もご存じでしょうが、ふるさと納税することによって、かなりの自治体でこの特典をされるところが多うございます。新聞記事あたりを見ますと、半分程度が何らかのお返しをしておるといふふうなことを書いてあります。郡内の状況につきましては、宇美町と須恵町ですかね、こちらのほうが簡単なものをお返しとして返しておるわけでございますけれども、粕屋町の現段階では、うちのほうでは実施はしておりません。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

ありがとうございます。

以上を踏まえて、次の質問に移ります。

これまでの実績について、総務省は昨年、制度開始以来、初となる全国調査を実

施しております。その中で、都道府県と市区町村を合わせた寄附件数が8年の約5万件から12年には約12万件など、着実に増加をしております。また、納付手続も都道府県の約8割がインターネットでのクレジットカード決済を導入したり、またコンビニ払いなど、簡素化を進めてきております。

我が町として今後どのように取り組んでいかれるのかをお聞かせください。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

お答えします。

5年間で11件というのは、大変少ないと思っております。ということで、やはり粕屋町がどんな町かというようなことをネットでお知らせして、特にバラ園なんかは、よそのバラ園はどこも有料です。粕屋町は、無料でバラの鑑賞ができます。こういったこともやっておりますので、この維持管理費のご支援をとか、来年はこども園をつくります。そういった目的を持ったものにしてもらうことがいいのかなというふうなことも思います。それから、してもらったお礼ということで、粗品については粕屋町の特産、今商工会でいろんな特産物を、ブロッコリーとバラとコラボした商品を開発をしております。そういったものとか、うちには醤油屋さんもごさいます。焼酎屋さんもごさいます。ですから、粕屋町の特産品を、お気持ちをお送りするとかということを考えていきたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

ありがとうございました。

今お答えしていただいた中に、須恵町も宇美町も特典を設けていらっしゃるということで、私が全国の中で、ネットで見させていただきまして、興味があった特典としてはお米とかお肉、カニ、そしてやはり地酒なども人気があるものでございました。やっぱり、アピールの仕方で興味もぐんとわいてくるものだと思っております。利用者が増えている中で寄附が来るのを待ってはいならず、国民の志、寄附を積極的に獲得していく姿勢がなければならないと思っております。今、町長のご答弁で積極的に獲得をしていこうと思われているのだと私は判断したのですが、それでよろしいでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

全く、今私の気持ちを受け取っていただいて、思いを受け取っていただいて、そのとおりでございます。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

自治体が何もしない状態していると、ふるさと納税に関心を持たれている方のニーズは、ふるさと納税という名称もあるように、自分の生まれ育ったふるさと、言いかえれば、地方の中小都市や知名度のある自治体に向かってしまいます。しかし、本制度の本質、目的には、納税者の意思選択の自由も含まれており、単に自分が生まれ育ったふるさとに寄附が向かうのではなく、頑張る自治体や志の高い市民、町民が恩恵を受けられるようにすべきと考えております。

また、ふるさと納税は、まちづくりの展開や自治体の経営、ひいては地域そのものの活性化や存続を左右するほどの重要な制度であり、おのおのの所管課で対応していればよいといったものではないと、また思います。寄附がたくさん集まりつつある自治体では、現在の窓口職員では対応し切れないといった状況も出ているようであります。獲得という意識を持って、多額の寄附、事業費を集めるために、いかにして情報を発信するか、いかに寄附してくれた方に満足してもらうかなどを戦略的に考えて、効果的な行動をとる、さらには自治体の顔として率先して宣伝をするとともに、寄附者の意見に耳を傾ける、そういった専門組織の設置が必要と、また考えております。行政のみならず、みんなで地域振興に取り組むふるさと納税のさらなる活用を期待して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

（1番 木村優子君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

ここで暫時休憩といたしたいと思います。

（休憩 午前11時00分）

（再開 午前11時15分）

◎議長（進藤啓一君）

それでは、再開いたします。

7番田川正治議員。

（7番 田川正治君 登壇）

◎7番（田川正治君）

議席の番号7番、田川正治。

通告書に基づきまして、質問をいたします。

まず最初に、26年度予算編成に関してであります。国会では4月からの消費税8%導入ということで、国民への8兆円の負担増が押しつけられ、年金などの社会保障の負担増、給付減を合わせると10兆円もの文字どおり史上空前の負担増を押しつける状況になってます。一方で、大企業には、復興特別法人税の1年前倒しでの廃止で1兆円、法人税率10%引き下げで5兆円、合わせて6兆円もの減税をする大盤振る舞いがあります。賃金では、基本給は19カ月マイナス、実質賃金は総額で6カ月連続減少しているという状況であります。

このような中で、社会保障では、生活保護の改悪を決定して昨年8月、今年4月、そして来年の3年間で大幅に削減する、このようなことになっております。また、年金は、民主、自民、公明で合意していた来年度までの3年間で2.5%削減する。そういうことで、昨年10月に1%、今年4月1%だったのが0.7%、来年4月に0.5%引き下げる。高齢者医療は、今まで1割だった患者負担が4月以降に70歳になる人から2割に引き上げるということになっており、生活保護費が昨年8月から1.5%引き下げられたことによって、今後保育料や学童保育、就学援助などの基準が引き下げられるのではないかと、このように保護者の負担と心配が増えてきております。介護保険制度も、40歳から64歳までは4月からの保険料5,000円を突破すると言われており、来年は制度が改悪されるということでもあります。このような国の政治の悪政に対して、町民の暮らし、福祉を守るのが地方自治体の役割であると思います。この点から、26年度予算の編成が医療、福祉、暮らしへの負担を軽減するための予算編成になっているのかどうかということで、町長の見解を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

田川議員の質問にお答えします。

福祉と医療、生活と健康を守り、子育てと教育充実のための予算編成にすべきだが、これがなっておるかということでございます。

まず、教育、それから民生含めて、全体予算の51%を超えます。これもまた、これでは足りんということで、ほかの仕事ができないと思います。相当いろんな部分に気を遣って配分したつもりでございます。

まず、新しいところでは、元気高齢者支援事業、それから障害者地域生活支援事業、それからまた障害者の自立支援給付事業、それから生活習慣病の予防、保健師の、これは健康づくりのほうですけども、保健師の地区分担制をひいて、地域の実態、状況に応じた家族、地域の全体の活動の中での健康づくりをしていこうという取り組みを今年度からするようにしております。それから、健康増進事業の中で

は、歯周病疾患予防対策を新たに加えました。それから、感染症予防事業としては、今まで昨年度からやってきました風疹、それから肺炎球菌の予防接種を継続してまいります。

子育て事業といたしましては、待機児童解消に向けての私立の新設保育所の募集をいたし、今既に1つが決まっております。これは、内橋地内に新設するということが決まっております。それから、同じく子育て支援事業の中で今年度、27年度に建設しますこども館についての検討委員会並びに設計の予算を上げております。この中には、いろいろな子育ての相談、それから支援、それから親子でいっしょに遊べる、また高齢者がお孫さんを連れて一緒に来られると。そして、その中で給食は出しませんけども、お弁当を持ってこられれば食事もできるといった環境のものもつくろうと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

今町長が述べられたことは、施政方針で開会のときに聞きました。私も、内容は非常に粕屋町の将来を担う子どもたちも含めた配慮ある予算の方向性が示されてると思います。

内容は、もっと予算も含めて、実際現実に町民が求めていることにはいかにかを進めていくかということが今から必要だと思います。そういう立場から、私は一般質問、今日の質問の中で出してるのは、消費税増税が8%、10%ということになるわけですが、これに基づいて、条例で含めて消費税が上がった分だけ、もう皆さんから徴収しますよというやり方でなくて、そういうことが求められるということとの関係で、例えば医療、福祉分野にその予算をつけて保険料を引き下げるとかというようなことなどを含めたやり方ということは、当然必要だというふうに思ってるわけです。

それと、もう一つは、町の職員の体制の問題についても、今まで電算化を含めていろいろ職員の比率が下がるという状況の中で、窓口業務含めて本当に大丈夫なのかということなどがやっぱりあります。それは、職員の人たちがおってこそ、窓口における非正規の人たちが力を発揮するということになるわけでありまして、そういう点で23年から比べると、職員のほうが4人減って非正規が6人増えるというようなことであります。粕屋町5万人という時期が到達するような人口増がある中で、専門職も含めた人材、町の職員を本当に系統的に採用しながら、そういうまちづくりという方向が求められてるというふうに思うわけです。そういう点で、役場で働く、特に非正規の人たちの採用も含めて、今後雇用条件を充実させていくというこ

とが必要だというふうに思っているわけです。全国的にも、非正規社員、派遣社員が増えるという状況のもとで、そういう仕組みの働かせ方でなくて、正規職員という形で正社員ということでの雇用が一番今内需拡大、雇用によって賃金が増え、そしてその中で日本経済が再興、復活していくという方向こそ望まれると思います。

そういう点で、この非正規職員の採用ということについて、町長はどのように考えてあるのかということと、先ほど言いました消費税の問題について、いろんな点に消費税の負担分をどう軽減するかという立場について答弁を求めたい。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

まず、消費税の8%並びに来年の10月から10%になると。4月から8%です。来年の10月から10%です。になることについて、これは現在消費税は、今5%のうち1%が返ってきております、町にですね。そして、8%になった段階では、1.7%が消費税として返ってきます。が、この7%の分については、全て社会保障費、今おっしゃった医療とか福祉とか、そういうものにしか使えないひもつきでございます。なおかつ、これが10%になったときには、消費税として2.2%返ってきますけれども、3%分と5%分を合わせて1.2%については社会保障費、それから福祉関係にしか使途できないというようなことになっております。

それから、次に非正規職員についての考え方ということでございますけれども、粕屋は大変非正規職員が、特に嘱託、臨時が多うございます。その原因と申しますのは、保育所が3園、町立で持っております。それから、幼稚園が4園持っております。こういったところの臨時嘱託職員が大変多いわけでございます。それから、給食センター、それから学校の用務員等々が、そういったことになっております。本町につきましては、そんなに多いウエートは占めておりませんが、窓口の嘱託職員、非正規職員はいらっしゃるわけですが、大変粕屋町の窓口はよそからも視察に来て、大変感じがいい窓口だと、住民の方からも大変親切に説明を受けて、よくわかりやすいといった好評をいただいております。今後、十分正規職員は、もう増やせば1人1億円以上要ります。これは、退職までですね。ということを考えますと、できるだけ少数制でいかせていただき、必要なところはそういった専門、もちろん専門職の育成もしていかなければなりませんけれども、やっぱりそこら辺は専門用のほうにお頼みするとか、そういったほうが町の全体的な経営から考えますと、より効率的であると、経済的であるというふうに思っています。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

消費税が社会福祉関係に充てるためというのが口実でしたけど、実際はその消費税を上げた分が社会保障に戻ってこなくて、わずか二千何百億円ですかね、というように状況であって、そういう点では、国からのそういう一定の補助金、交付金のものを含めておりてきても、全体に消費税がかかるものに対しての補助、援助といえますか、ということにはならないと思うんですね。そういう点では、町としての施策も持って、考えていくことが町民に対しての今の暮らし、福祉を守るというため大事な考え方というふうに思います。

それと、もう一つは職員の問題ですが、これは定数が減ってくるということで、国のほうでも今審議されとんのは、役場の職員を減らせば減すほど国から交付金上げますよというやり方を行おうということなどが審議されてきとんですよ。そういう点では、も町長が言う、官から民っちゅう、官から民って何でもかんでもそういう方向でやろうとするならば、国が誘導する方向に職員を減らしていくということになり、それじゃあ悪魔のサイクルといえますか、そういう方向で、町でのこの町民に対する自治体の役割が本当に守れてやっていけないということにつながると思うんです。

そういう点で、もう一つは、今度の本議会で2号議案として出てます55歳以上の人たちが勤務評価によって昇給をとめると、上げる者ととめる者と決めるというようなことが議案でも出されとんですが、これもやはり同じように公務員を削減する、そして賃金も抑えるということで、2年前も私この問題で、50歳以上の給料の問題、昇給じゃない、これは賃金の問題をあって、まさに退職間際に必要な、子どもがいろんな負担がかかるような状況のもとで、そうなるっていくというような、これは国の政策としてNTTやらも含めてやって、もうこのことは正しくなかったということが結果として報告も出てるんです。そういう点では、町で国からこの55歳以上の昇給についての勤務評定で町長がするのかもしれませんが、そういうやり方を取り入れることはやるべきじゃないというふうに思います。それが、役場の人たちの職員の団結といえますか、町民に対しての本当にお世話するという方向が崩れるものになるというふうには思いますので、そういう立場から今後検討をしてもらいたいということを申し上げて、次に移りたいと思います。

次は、学校給食センターの問題です。

昨年3月の議会で、執行部が議会への説明責任を果たすということを求める附帯決議があって、1年たちました。十分な説明は受けておらず、先ほど太田議員の質

問の中でも、鉄筋の給食センターというふうに思っておったのが鉄骨ということを言われたり、そして債務負担行為の問題でも64億円が68億円ということなど、全く今まで議会に対する説明が果たされていないという状況だと思うんですね。

こういう中で、町長は今のPFI方式による給食センター建て替えについて、町長自身はこの方式が一番この給食センターの方式、建設含めた運営ですね、いいというふうに思っているのかどうか、それをちょっと見解を。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

お答えします。

給食センターについては、全国的にPFIがだんだん増えてきております。先ほどの教育長の答弁にもありましたが、もう今既に50に近い自治体が採用をしております。そういう中でございますので、PFI事業に関しては、少なくとも失敗のない、マイナスはないというより、むしろプラスのほうが多いというふうに考えております。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

このPFI神話という立場については、町長は官から民、何でもそういう方向で考えてあるのかもしれませんが、民でやる分もいいのはあります。しかし、このPFIというのは、直接、調理会社に委託するという、間に元請があって二重請けになるということで、いろんな点での弊害があるつちゅうことで、PFIをやろうとしたところもやめたんです。だから、全国で町でやっとなのは1つだけなんですよ。私も、何度もこれは言いますよ。

そういう状況のもとで、そして本当にこのPFIという点について問題が起きるということで、幾つかまとめられてるのがあるんですが、先ほど言いました元請、SPC会社の利益が確保できても、効率的な公共サービスを提供できない問題があるというようなこととか、従来型よりPFI事業で実施したほうが経費が節減できると。で、このVFMという評価の仕方に曖昧さもあるし、わからないと、根拠がですね。ということでやめると。それとか、ゼネコンなど銀行との関連で、企業は利益を上げるけど、地元の企業、産業に余り影響しないで、むしろ不利だということとか、それとか調理場などの業務について情報公開、これをやるという制度がないんです。だから、調理会社が何をしてるかつちゅうのは、基本的には聞かれないんですよ。という状況があるので、第三セクターよりもこれは問題があるというこ

となんです。そして、そういう点で公共性を持つ施設とか運営について、これは適さないということなんです。

町長は、どういう角度からそれがいいというふうに言われてるのか。先ほどのでは説明なかったですけど、しかしこれは今まで資料に基づいて、私たちも質問をしてきました。しかし、その内容について、本当に全国的な問題としてもこのやり方が正しいのかという点についてただしてきましたけど、この基本は18年のときの行財政改革で保育所と給食センターを民営化するという方向、それでその後検討委員会を出されて、センター方式がいいと、自校式よりもということを出されました。しかし、ここでもPFIでやるっちゃうのは何も言うてないんですよ。先ほど教育長が言いましたように、自分が久留米に見に行ったときにPFIでやろうと、パッとひらめいたか何か知らんですけどね。ひらめいたというのは、どこかにそういう考え方があって、誰から言われとるのをやろうとしたということでは考えられないと思うんですが、いずれにしてもこの方向というのは、国が、県が誘導してやらせろとする、このやり方なんです。だから、土地開発公社の問題でも借金問題、そしてクリーンパーク、赤字になってどうしようかと、実際ごみを減らさらないかんというのに、ごみはどんどん出してくださいって関係になる。だから、こういう設備をつくって運営していくっちゃう点については、本当に真剣に考えられないかんし、こういう箱物の建設については、町の税金を使ってやる大きな金額ですから、本当に審査をして、それを考えていかないけないというふうに思うんですよ。

そういう点で、今回の、先ほどちょっと説明もあったんですが、64億円が68億円になったということなんです。これはもう今回の3月議会債務負担行為で議会で決してもらいたい、このすれすれのときにこれ出さんともう間に合わんということで金額が引き上げられたというふうに私思ってたんです。それは、先ほどの説明からいえばそうじゃないと、消費税の問題とか労務単価の問題。しかし、これは8%になり、10%になるっちゃうのはもうわかった上でこの段取りしよったのに、それを示さんといて、いざこの場になってこの金額の4億円も5億円もかかるのを高くするというやり方が、本当にこの中身が信用できるものなのかということについてもあるわけですよ。そういう点で、町長がこのPFIについて、本当にこの今の時期に、3月議会に決めていくということをするということについてどういうふうに考えてるのか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

28年9月から新給食センターを供用開始したいというふうに思っております。つきましては、それからさかのぼりますと、今3月議会で債務負担行為についての議決をいただかないことにはそれに間に合わない、給食センターなんですけども、待ったなしの状況です。子どもの安心・安全の食を提供する、そして食の教育をしていくという大切な場でもあります。どうぞご理解をいただきたいと思えます。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

町長が言っているのは、とても町民を納得させる内容じゃないですね、説明としても。むしろ、私先日、本田議員から資料をいただきまして、ちょっとそれをインターネットで見たりして情報を得たんですが、行橋市、ここは40年建った建物今年4月から建て直して開始すると、給食を、というのが取り組まれたちゅうのです。これは、PFIでも何でもありません。内容は、全てこのPFIの関係で出されてる設備とか含めて盛り込まれたものです。それで金額も8億円ぐらいで建設し、そして整備費含めて20億円というのが出されてるんですね。ここでは、いかに町民の立場に立って、税金をむだなく使うかということでみんなの意見を聞いて取り組んでいくかということが示されとんですが、市長初め執行部、そして議員、給食センター職員、児童・生徒、保護者と教職員、そして地場農産物生産者、食物アレルギーを持つ子どもの保護者の人たちにアンケートをもらって、そしてその内容をこの6年間かけて建設までの間にいろいろまとめて、そしてつくり上げたということなんですよ。

粕屋町では、この説明が本当に全くないんです。議会に対しても1年半前ですよ、一昨年12月に出たんですよ。ほして、もうどンドンどンドン進めていくやり方ですね。そして、先ほど言いました説明会、町長は直接行ってないけん、わからんけん、教育長から聞いてから、そういう説明、回答だったと思いますが、十分な説明はできてないですよ。私も行きました、小学校の。PTAの役員の人も来てあるけど、何も言わない。学校の先生も来てるが、何も言わない。それ以外の人は何人かしかいない。これで、一番学校で給食を提供する子どもたちに、それ以外の人たちも含めたアンケートを含めてやりなさいって言うてもしない。こういう状況では、本当に理解を、建設した後、された状況で本当に進むのかというのは、本当に疑問を感じますね。そういう点では、何と言いますか、粕屋町のやり方がほかから見たらおかしいよと言われるのがあるかと思いますが、粕屋町のほうの関係の人が、本当にそういうふうに見てやっていこうというのが、関さん、次長も含めてですけど、もう言った説明、提案した内容ちゅうのは全く取り入れない、もう頭か

ら自分たちでやりよるから、これでいきますというやり方ですもんね。それで、今言った内容も含めてあります。

もう一つは、ゼネコンと国の関係というか、私何度も言いますが、これは福岡市のタラソ福岡、ごみの余熱を使った温泉のスポーツ施設ということで発足したんですが、すぐ赤字を出して、決算を出して、倒産しました。ここでは、赤字決算を出した会社から政党に政治献金が出とんですよ、政党に。ですから、こういう仕組みが、昔から言いよるゼネコン絡み、国とゼネコンと銀行が一体となってこの事業を進めようというのが、このごろはなくなってきましたけど、またこれがうちの町でこういう方向での公共施設の建て替えに際してやられるようになってきとんじやないかという危惧はものすごく持つんですよね。そういう点では、国も本当にこれを進めろうとしとるのは、もう間違いありません。改めてこのPFIを強めろというて安倍首相も言いよるわけですから、それはそういうふうになるでしょう。

しかし、最終的に決めるのは町ですから、どこの施設をどうするかとちゅうのは、先ほど太田議員も言われましたように、町の施設を今までの従来どおりやっていけばいいわけですよ。私も何度も、この前も言いました。帯広市では、40億円という建物をPFIでやっても、帯広市では従来方式でやっても、PFIでやっても同じ金額。そして、一番問題になっとるのは、調理会社に対しての調理員とかのお金を少なくする、ここでもうかりよるという仕組みになっとるちゅうのはあるんですよね。そういう点からいえば、私はこの今の段階で、PFIというのを本当に分析、検討もして、再度考えるのはできるわけですから本当にしないと、もう将来に禍根の残すちゅういうことになりかねないかと思うんですね、というのがあります。

それと、もう一つは、そういうことです。それと、もう一つは保護者説明会で、これ関さん、次長が説明してもらったらと思います。アレルギー対策はHACCP方式で行いますので安心できますと、アレルギー対応食は26品目のうち8品目しか対応できませんけどちゅうふうなことで、安全な状態で調理業務ができると、大丈夫ですということ。確かに、このHACCPという方法は、今の機械設備、衛生設備の中では非常にぬきんでて、いい性能を持った施設として増えてることなんです。しかし、ただここでも、直接それを扱う調理人の人がこの衛生管理をちゃんとやっているような状況になかならば、幾らよか新しい先進技術であっても、使い手が失敗することがあるわけですよ。そのことが指摘されとんです。結局、何でそういうふうになるかというのは、先日どこかの町で何か農薬入れたちゅうような話があったりして、その人が長く働きよったということやけど、そういうことを食品関係のところでは雇うこと自体が問題だというふう思うわけですよ。

が、しかしそれはいろんな状況の中で出てくると思うんですね。それは何でかって、やっぱり雇用問題、職場環境を含めた労働状況の問題がやっぱり出てくると思うんですね。結局、短期間で働く人が入れかわり入れかわりで1年交代で働く、今の派遣関係の仕事の契約でいえば、そうなりかねません。そしたら、その1人目の人が勉強したことを次に伝えていくということができないくらい入れかわりができたりして、賃金も安いということではいろんな支障が起きることなどが言われています。

ですから、経験不足や衛生管理不足、こういうのが起きて、HACCPの衛生管理が優先されて、これは非常に安全だという安全神話ですよ。それに取りつかれてしまうというような方向での問題点が指摘されてるんです。ここは、調理員だけでなく、ここで指摘されとんのは、チーフもサブリーダーも同じように労働条件、賃金条件にありますので、その人たちも含めてその調理会社の条件がいろんな問題点を起こしてくることに繋がるということなんです。そういう点で、アレルギー対応食の食材について、町が購入して提供するというようなこととか言われていますが、調理員だけに任せてしまうと。文書での伝達指示はできますが、しかし直接栄養士が、県の栄養士などが指導するっちゃうことは偽装請負になって法律違反になりますので、できないんですね。この文書の指示で読み違いが出て、事故につながりかねない。例えば、十分に煮炊きをしなさいというのは10分しか煮炊きせんやったということがあったということなど言われてる。文書上の問題でわからんということなどもあるんですが、本当にこれは大丈夫だということがあるのか、次長のほうに問います。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

田川議員のご質問にお答えいたします。

田川議員の言われておりますアレルギー対応食、これはおっしゃるとおり、うちのほうは8アレルゲンで対応を計画しております。一応、調理員等の衛生管理の面に関しましては、毎日その前日に栄養士と職員、所長、それと民間の企業の代表、調理員の代表、責任者で毎日打ち合わせをして、翌日の給食の作成に対応するようなこととなっております。また、アレルギーの事故におきましては、粕屋町では粕屋町アレルギー対応マニュアルというものを作成いたしまして、調理員、それと給食センターの職員、それと学校の教員、これを全てを対象に1年に少なくとも1回は研修をし、アナフィラキシーが起こった場合の対応とかエピペンの使用法とか、そういうのを作成する予定でございます。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

その仕様書も含めてですが、何も私たちには示されていないで、これは口頭で言われるばかりですね。しかし、その内容が本当に契約のときに生かされるのかということについては、全く信用できないということしかないんですね。資料がないんですから、今まで何度も説明しても出てこないわけですから。

それで、今言いましたように、一番の問題なのが、やっぱり災害時とかいろんなときに、緊急事態のときにこの給食センターの施設と調理員を含めた職員がどういう対応ができるのかちゅうのも非常に大きな問題なんですね。これは、民間ではできないんですよ。結局、何でかというたら、やっぱり自分の職場の職員、社員が緊急時に出てこれる条件の雇用関係になつとるかどうかつちゅう問題あります。夜中に出てきて残業代出すちゅう、そげな仕事はしてない、契約が。なら、もう夜中に何かあったら、そのまま待たされる。ほかの人を連れていっても、給食センターの中で管理して作業することはできないというようなことが生まれてくるんですね。そういう点では、町の職員は今まで持ったノウハウも含めて、粕屋町に住んでる人たちも多いでしょう。そういう人たちが駆けつけて、そして作業でき、災害を受けた人たちに給食を提供できるし、そして学校にもすぐにでも、翌日からでも給食を届けることができるというようなことで、町の職員と調理師と栄養士、これが一体となってこの運営、作業ができるということが一番の大事なことなんですね。そういう点では、この何でも民つちゅうやり方は、こういう学校保給食センターには、もう当てはまらないんですね、そういう点では。ということで、何度も私も今まで提案もしてきましたけど、公設公営でやる町の給食センターのすばらしさ、これはよその町でも幾つか出ておりますので、インターネットを見ればわかります。

京都の宇治市、千葉県の君津市、それと先ほど言いました行橋の問題もあります。あとにもいっぱいあります。それは、挙げればありますが。だから、PFIでやったところの学校給食センターがどんどん増えるようなイメージされますけど、PFIで増えるのは箱物なんですよ。しかし、給食センターのようなのは、私が調べたところはまだ29自治体やったです。大塚教育長は50って言わっしゃったから、それを後でちょっと資料をもらいたいと思いますけど、そういう点では今は進んでないですよ。そういう状況を本当に考える必要があるというふうに思います。

それと、もう一つは、次に建設資金の問題について質問します。

建設資金については、先ほど行橋の問題も言いましたし、帯広市の問題も言いました。今回、国の13年度政府補正予算、がんばる域交付金っちゅうのが創設されたんです。去年は元気交付金やったです。これは、町長がこの前の施政方針で、学校施設も含めて公共事業をするために国からの交付金もらえるということで、前倒しで事業しますということを言われた。これをこの給食センターに使えばいいんですよ、その前倒しで来たお金を。それ何度も、私も今までに言うてきました。これは、今度のがんばる交付金は、今までは県が持って、ほいでお伺いせないかんやったです。これは、今度は直接町との関係で交付金活用ができると。いろいろ内容はあると思いますが、それはいつでも大いにそれを研究してもらうちゅうことも含めて大事なんですけど、いずれにしても、去年のそういう前倒しで来た、今年前倒しできるという、そういう国の補正予算を活用した町の予算の使い方を検討すれば、資金は出てくるというふうに思うわけですね。

それと、もう一つは、学校給食施設整備費として9億円ですね。そして、そういうものも使って、それとか学校施設環境改善交付金1億2,000万円、学校整備事業債として起債としてする場合16億8,000万円、こういうのが使えるというのは、これは町が出した資料にも載ってるわけで、私もこのことは何度も言うてきました。こういうのを使って、そしてPFIと同じように17年間で平準化して利子を安くして、そしてその起債も含めて払っていけばできるんですよ。これは、本会議で私が質問したときに、関次長もそういうことはできませんというふうに答弁されてますので、何もPFIでやるだけの方法でいくということがお金がかからないっちゅうことじゃないんですね。PFIやるためには平準化しておって、町で起債した場合、一番初めにポツとまとめて20億円出さない、出すというやり方、これしか指標として出さないっちゅうやり方が全く町の主体性よりもコンサルタント、アドバイザーのそういうもので出した資料だけでやるということになっておるわけですし、そういう点はやっぱりただしていく必要があると思うんですね。そういう点で、今言いました建設費の問題について、町長はどのようにお考えですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

建設費の内容については、教育委員会の所管で精査しております。そちらのほうでご説明申し上げます。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

建設費の問題でございますが、建設費のほうは議員の皆様にも何度もご説明いたしましたとおり、PFIで建てたときの削減率と従来方式で建てた額、これを比較しまして、田川議員のおっしゃいますとおり、交付金は双方出ます、同じ額でございます。起債と民間の利子、民間から借りる、銀行から借りる利子、ここの差が起債のほうが安いということで計算した結果、あと削減率のほうが多うございまして、PFIのほうが安いと、結論的には試算しております。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

それは、後で川口議員もそのことについては質問もされると思いますが、12月議会で川口議員が出した、私がさっき言った趣旨のものの内容を支払い計画として出したのがあるんですね。そういう提案されたものについて、やる担当者は、それが使えるという、そういう方法があるんだということであれば、確信を持ってこちらのほうの無駄な税金を使わない方向でのやり方च्छゅうのは、やっぱりやるべきだと思うんですよ。何か、それは聞きました、そういう方向もあります、しかしこっちでもPFIでいきます、もうPFIにのめり込むようなやり方でしょう。そうじゃなくて、さっきからいろんな形での資金の問題もあるし、それでさっき太田議員も言われたように、そういう安くできる方法もある、そういうのをやっぱりやっていかないと、本当にこの1年半ぐらいの間に大した資料といいますか、本当に大した資料といえば失礼ですが、本当に私たちがわかるという、それを使って納得できるच्छゅうような資料च्छゅうのはないままに、ここに来ておることが問題を大きくしとんですね。それと、町民に対するそういう説明も含めて、本当にやれてないということが問題だというふうに思うわけですね。

それで、もう一つちょっと聞かせていただきたいんですが、建設費について説明会でしたか、PFIでやりますので、その支払い、建設費の修繕とかいろんなとこの支払いですね、については町で責任持たんでいいですというふうに私は聞いたと思うんですが、その辺、その点についてはどういうふうな説明だったんですかね。ちょっとお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

修繕費については、PFI事業に含めておりますというような説明でございます。修繕費については、町が責任を持たないという意味じゃございません。PFI事業費に含めておりますということでございます。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

非常に曖昧なわかりにくい説明の仕方ですけど、町に所有権が戻るんでしょ、3年後ぐらいには。そしたら、その所有権を持った建物の持ち主がお金を出すのが当たり前でしょう。それを何か、PFIがいいですよということを言いたいがためにそんな言い回しをしてるようにしかとれないんですよ。しかし、実際はそうじゃないでしょう。その点についてはどうですか。建物が町に戻ってくる、これはそういう契約ですって何度も言われましたね。それから後は、誰が修繕費を含めてやるんですか。委託料の中に入っとんんですか。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

それは、修繕費としてPFI事業の中に見込んでおります。その施設設備が建設されて設置されたら、町の所有になります。それを使っていただいて、修繕をしていただくわけでございます、調理修繕をですね。その件に関しましては、契約をいたしましてですね、契約に基づいて行っていく予定でございます。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

その契約ちゅうのが、全く内容がわからないんですね。そうします、そうします。しかし、今言ったように、PFIのほうでやりますので、修繕費は何も要りませんというので、それで法務局といますか、資産を持つところの事業体が、契約の関係で相手の人いますから、相手が払うのは当然ですというのは、例えば法務局じゃないんですが、総務方向のどっかに、総務省か何か、どっかに出すかもしれませんが、とにかくそういうやり方でできるのかってというのが、できないのじゃないかというのを言いよるんですよ。できます。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

修繕費につきましては、一応15年間の修繕費を幾らかかるか、毎年幾らかかるかということで1年目から5年目、5年目から10年目、10年目から15年目、3つに分けて試算して、そしてPFI事業の中に含んでおります。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

1つ、私も前からずっと不可解やなと思いつたのは、例えば町で食材を買って、ほいで調理会社に提供しますと、これ何度も言うてきたんですね。これについては、食材っちゅうのは、原材料のこのじゃがいもの固形のものなのか、加工したものをやるのか、ほんでお金はそこにどういうふうにするのか、その売買契約というのができるのかっちゅうのがわからないんです。それはどういうふうになります。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

食材につきましては、従前と変わらず食の安全を確保しなければいけないので、町のほうで食材を購入して、そして検品し、そして献立も町が作成して、業者に調理をしていただくというようなことで考えております。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

何度も言うでしょう。加工品ですか、原材料のジャガイモの形をしたものを相手に売るんですか、お金をもらうんですか、その委託会社からという関係について説明してください。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

原材料で仕入れて、そしてジャガイモだったらそのまま、土のついたままで仕入れて、そして土を落として皮をむいてというようなことで考えております。

◎7番（田川正治君）

じゃあ、無償でやるんですか。町で買うたもんを無償でやりますということですか。いや、何度もこの契約の関係はわからんで、口頭で言われることだから、ちょっとそこんどこ何度も今日は確認……。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

町で食材を買った分をそのまま業者に渡して、そして、調理費として支払うというような形でございます。食材費は町で払って、調理費は業者が払うというような形でございます。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

ということは、委託料の中に入ってるんですか、入ってないんですか、ちょっとそれ確認。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

はい、そうでございます。委託料の中に調理費として泥を落としたり、皮をむいたりする分が入っております。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

なかなか内容が文書で出てないものが多いもので、そして今までこのPFIでやったところが本当に安全・安心な給食が提供できてるようなことができるのか、むしろ公設・公営でやったり、町で責任持ったほうがいいよと、建設資金の問題についても今言ったようなことで、本当に真剣に考えれば税金のむだもなくなるということは何度も言ってきました。そのことも含めて、今回出されてる債務負担行為については切り離して、削除してでも、学校給食センターの分については次に送るということを、6月以降に送るとということなども含めて提案をしていきたいと思いません。

それと、もう一つは、介護保険制度についての問題を質問いたします。

皆さんも、いよいよ来年4月から介護保険制度が改正されるということで、この内容についてはそれぞれの捉え方があるかと思えます。しかし、国民の、この介護保険を使う人たちの感想では、もう改悪だと、そして保険料は取られても全く利用料とか含めて、保障されないということで、もう保険あって介護なしということが強くなってきている内容だと思うんですね。そういう点では、そもそもこの介護保険というのは40歳以上が加入して、65歳から認定を受けるが1割の負担ということでの国の保険制度なんですね。この保険制度を来年からやめて、地域支援事業、市町村に移すというのが要支援1、2、介護1、2の特別養護老人ホームの入っとる人たちというようなことで、これは全く今までと違う保険を利用する介護を必要とする者に対する負担増、切り捨てということにつながると思うんですね。そういう点では、この労働組合の連合での保険料を払うことによって介護認定を受け、介護サービスを受ける権利が保障されるという社会保障制度の原理を逸脱するものと

いう批判もしています。また、全国老人福祉施設協議会では、市町村事業への移行でサービス水準に不合理的な格差が生まれることが懸念されるということで、国に対する意見書を出したということなんですよ。

先ほど言いましたように、消費税の分が上がったら福祉に回ってくるというのが言われてきたわけですが、実際はそこが、どれがどげなふうに戻ってくるのか、ほとんど社会福祉関係に戻らずに、さっき言いました大企業の減税に回っていくというのが、今まで消費税上げたこの歴史の中で280兆円ですかね、今消費税上がったから210兆円ぐらひは大企業の法人税とかでも・・・・あつたということになったっていうことがありますように、そういう状況なんですよ。本当にこれで地域支援事業で、粕屋町でこの受け皿としてやっていけるのかどうかということが懸念されます。そういう点で、今幾つか質問をしている点についてとあわせて答弁を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

質問書のとおりお答えしてよろしいでしょうか。

まず、1問目。要支援者数と介護保険利用者数は何人なのかという質問でございますが、直近の状況といたしまして平成25年11月現在で、サービス分については2カ月遅れで出てきますので、一応25年11月現在ということで、要支援認定者数は342名で、そのうち介護保険サービス利用者数は262名でございます。

それから、2番目の質問ですが、今回の制度改正案の一つとして要支援者の訪問介護や通所介護を市町村の地域支援事業に移行していくという案が出されております。これは、サービスの充実と費用の効率化を目的とされており、介護事業者に限らず、ボランティアやNPOの活用を推進するという考えのものであります。現時点でお答えさせていただくならば、介護保険制度の趣旨から考えますと、財政的な支援よりも対象となる方が必要なサービスを適正に利用できるよう、体制整備を充実させることが重要であると認識しております。また、今月の中旬に担当課長会が予定されておりますので、その中でさらに詳しい内容の説明があるかと思いますが、新しい総合事業によるサービスのガイドラインは、夏以降に提示するとのことでございます。

それから3番目、特養ホーム入所者数と待機者は、介護1、2、入所者数ということでございます。これも直近の状況における特別養護老人ホーム入所者数は90名でございます。そのうち、介護1の方が3名、介護2の方は4名でございます。待機者につきましては、それぞれの施設において把握されており、町では把握

できない状況でございます。当然、施設によっては、重複して申し込みもされていると思われま

す。それから(4)、介護保険料が1割から2割になると影響を受ける人数はということでございます。今回の改正案の一つに、これまで一律1割に据え置いていた利用者負担について、相対的に負担能力のある所得の高い方には2割負担をしていただくという案がございます。2割負担になる所得水準は、単身で合計所得金額160万円以上、年金収入では280万円以上となるようでございます。国は、被保険者の上位20%に当たると想定されていますが、介護保険利用者の方々の所得段階はわかりかねますので、現段階では具体的見込み人数については、把握できておりません。今後、準備を進めていく中で、適切に整えてまいります。

それから5番目、国による公的介護保険制度の充実を政府に要請すべきではということでございますが、今回の介護保険制度見直しの柱は、地域包括ケアシステムの構築と介護保険制度の持続可能性の確保でございます。介護予防の推進とその仕組みの検討や、低所得者を初めとする国民の介護保険料に係る負担の増大の抑制を図るとともに、介護サービスの適正化を踏まえた介護サービスの重点化及び効率化等が示されております。私ども保険者の責務といたしましては、超高齢社会へ向けて、まず介護を必要とせず、お元気で生活していただけるように、また介護が必要となられても、住みなれた地域で生活し続けられるような仕組み、体制を整備し、介護保険制度が持続できるよう努めていくことだと思っております。そのために平成26年度は、当町の高齢者の実態や介護利用状況等を検討し、介護予防や地域包括ケアシステム構築の対策を盛り込み、またできるだけ介護保険料の高騰を抑制できるよう、今回の制度改正内容も踏まえ、よりよい粕屋町介護保険事業計画を策定していかなければならないと考えているところでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

どうもありがとうございました。

ちょっと見解の違いもありますので、来年4月から介護保険制度がこういうふうになるということが今進められてんですが、確定しているわけではないわけですが、そういう点ではね。ですから、やっぱり全国的にもこの地域支援事業っちゃうのは市町村に負担がかかり過ぎると、介護者に対しての責任が果たせないということで、利用者だけじゃなくて施設からもそういう話が出ております。この前、緑の里にも行ってきました。ここは、本当に今から入所しとった人たちとかだけじゃなく

て、介護1、2、要支援1、2の人たちが通所とか訪問で行きよる、この人たちに対しての手厚い介護ができるのかどうか、このことが心配として出されております。ですから、町としても、そういう点では、そういう施設を含めた人たちの話も含めて、今後どういうふうなことでしていくかちゅう意見交換が必要だと思っておりますね。

それと、もう一つは、こういう中で財政負担としては、訪問看護で居住と生活だけで今町が補助金としてもらってる分がどれだけかちゅうたら9,000万円ぐらいあるんです。ですから、先ほどの人数からいけば、私のほうが少なかったですが、これは23年のときの指標見てから出したんです。直近の分で見れば、またこれから10人ぐらい増えとる。ということは、1億円以上の負担がそういう人たちにのしかかってくるということにつながってくると思うんですね。そういう点で言えば、この介護保険制度で町がそれだけの予算を含めて国からするように押しつけられているという状況のもとですので、これはやはり国が今までどおり保険を制度として、責任持ってやっていくということをするべきだということに改めて強調いたしまして、町でもそういう立場で臨んでほしいということに述べまして、質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

(7番 田川正治君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

これにて午前部の一般質問を終わります。

再開は1時からいたしますので、よろしく願いいたします。

(休憩 午前12時16分)

(再開 午後1時00分)

◎議長（進藤啓一君）

それでは、再開いたします。

2番川口晃議員。

(2番 川口 晃君 登壇)

◎2番（川口 晃君）

こんにちは。議席番号2番川口晃です。

これより一般質問を始めます。

まず最初に、町立幼稚園を3年保育にし、預かり時間の延長についてを質問いたします。

現在は、女性の社会進出とともに、子育ての子どもへの育て方が多様化しております。ある女性は保育園を希望し、ある女性は幼稚園を希望する、いろいろとあるようです。昨年、粕屋町議選前に私の党で粕屋町政、国政等につき、アンケート調査

を実施しました。その回答数304名の集計によりますと、あなたが粕屋町政に望むこと、これ複数回答をお願いしましたが、その項目の中で町立幼稚園を3年保育にし、預かり時間の延長をという項に58名の方が希望してありました。比率で言いますと6.3%ですが、粕屋町の西の地域では8.3%と、ぐんと高くなっています。20歳代から40歳代の女性が希望しています。

ある30代の女性は、このように述べています。粕屋町へ引っ越してきて1年になります。3歳と1歳の子どもがいます。幼稚園の3年保育を希望ですが、補助金が無かったり、町立は2年保育しかなく、引っ越してきたことを後悔しています。また、子どもが3人いらっしゃる40代の女性の方は、午後3時までは最低でも見てもらいたいです。以前、期間限定で3時までをしていましたが、今は全くなく、10分遅くなれば1回300円を取っています。2時と3時との1時間の差はかなり大きなものです。補助も何もないならば、3時までには必ずしてほしいです。私立幼稚園に行かせるにしても、福岡市のように年間30万円出るなら行かせられますと、早急に対応してほしいですと。2人の方、このように切々とアンケートに希望を書いています。

3年保育と預かり時間の延長を希望していらっしゃるの方々への回答として、町はどのように考えていらっしゃるでしょうか。回答をお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

ただいまの川口議員のご質問にお答えをいたします。

粕屋町では、ご存じのとおり、現在4歳児、5歳児、2年保育を行っております。また、毎年ですが、入園希望者が非常に多くて、抽選会を用意しながら入園を決定してるところでありまして、年間を通して93%、希望者の93%の方が入園をしております。したがって現在空き教室はございません。現在、したがって、ご希望どおり3年保育というのは非常に難しいかなと考えております。今、4歳児の教室が2教室、5歳児が2教室ですから、3歳児をやるとまた2教室、3教室つくらなければなりません。ご存じのように園庭ももう狭うございますし、それから土地を買収すると莫大な金かかりますので、現在4歳、5歳児の2年保育ということで頑張っております。

また、預かり保育の件につきましては、幼稚園教育要領によりますと、1日の幼稚園での教育時間は4時間を標準とするということになりますので、町立幼稚園では規則として、1日の教育始業及び終業は9時から午後2時までということにしております。なお、保護者のご希望がありましたので、午後2時から3時までを延長

保育と、前は期間を決めて延長保育やってたんですが、25年度から年間を通してご希望される方は2時から3時まで、なお1時間を超える場合は300円をいただくと
いうことで実施をしております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

このアンケートに回答された女性の、大体ありようと同一回答だったと思います。しかし、時代はどんどんどんどん進んでおりまして、国のほうでも子育て支援については、なんか幾つもの部門で検討が進んでいる模様です。その国の政策の移り変わりとあわせて、町のほうでもいろいろ対応を今後お願いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それから、町長に質問します。

施政方針のときに幼稚園就園奨励費を見直してっていう項目がちょっとありましたが、中身をご説明できたら、説明してください。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

子ども未来課長に詳しく説明させます。

◎議長（進藤啓一君）

安河内子ども未来課長。

◎子ども未来課長（安河内 渉君）

今回の就園奨励費の来年度からの値上げについて、予算をしておる内容についてですけれども、国が示しております額に合わせまして行う予定にしております。川口議員が言われました30万円ほど出るということで、私立のほう言われるお子さんがいらっしゃるということですが、うちのほうとしてもそういう所得階層になれば、30万円ほど出すように来年度からしております。

以上でよろしいでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

私の期待する以上のことが出ましたので、結構なことだと思います。よろしくお願ひします。

2番目に移ります。

まず最初に、柚須駅の改築、改修計画の進行状況についてお伺いします。

野中都市政策部長より、柚須駅のバリアフリー化についてのJR社との折衝が進行しているということが昨年話がありました。その進行状況はどうなっているのでしょうか。いろいろ話せる内容と話せない内容があると思いますが、話せる内容についてご説明をお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

野中都市政策部長。

◎都市政策部長（野中清人君）

柚須駅の改修計画の進行状況でございます。

柚須駅につきましては、昭和63年の開設以来、利用者が年々増加しております。24年度の調べにおきましては、1日当たり平均利用者が5,200人となっております。高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づきまして、平成32年度までに1日当たりの乗降人数が3,000人以上の駅は全て、これは以前は5,000人以上でしたけど、数字が少し見直しもあっております。また、乗降人数、人員が3,000人以下の駅についても、可能な限りバリアフリー化することが示されております。このことを踏まえまして、現在JRがバリアフリー化に向けた改正についての計画を策定しております。また、町との協議にも入っております。

改修案の現在の内容でございますが、柚須駅の現状は、現在ホームが1本しかなく、利用者が待つ横を快速電車が高速で通過する危険な状態であります。南側、駅舎側にもう一本のホームを増設して、普通電車の上り、そして下り線が片方だけの場合は、全て駅舎側に新たにつくったホームに寄せて、全て駅舎側からの乗りおりが可能となるような改修案です。また、このことによって、電車を待っている人の横を快速電車が通過するということは、早くから駅で待機して待つてある方以外はこの危険性は少なく、非常に少なくなるということです。また、現在のホームの上に防護柵を、ホームの上の南側に防護柵を設けまして安全性の向上と、ホームにつながる道路を階段ではなく、スロープに改良してバリアフリー化を実現するという内容でございます。

今後、改修内容や工事の時期、費用負担につきましても検討を重ねていく必要があります。ただ、今はまだ設計が終わってるわけでもございませんので、具体的な費用とかは出ておりません。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

どうもありがとうございました。

前にも説明ちょっと聞いておりましたので、大体のことはわかりました。よろしくをお願いします。

次に、J R 福北ゆたか線篠栗線の高架化、踏切の立体交差の件で質問をいたしたいと思います。

1月24日に、私の所属する全国人権連の対政府交渉が行われましたので、私は粕屋地区の人権連の役員をしていますので、その交渉に参加し、国土交通省と文科省に行ってきました。国土交通省で柚須駅の改築解消問題、とりわけ柚須1号踏切の危険性、去年の最初に報告した、あれよりもひどくなっておりまして、遮断機がおりて列車が接近してきているのに踏切の中に10名程度の人が入り込んでくる、進入してくる等を話しまして、そして柚須駅の設置、電化、複線化、高架化は、私たち柚須地域住民の昔からの願いであり、昔からその運動をしてきたことを訴えました。全国人権連の機関誌であります地域と人権の交渉結果の内容の記事、こういう新聞が出てるんですが、これに交渉結果の記事が載っております。それでは、記事では、人命にかかわるJ R 福北ゆたか線吉塚駅、原町駅間の踏切の立体交差化の要望について調査して回答すると、約束というふうに書かれています。担当は若い係長さんというような感じでしたが、モチヅキさんという方でした。終了後、よろしくをお願いしますというふうに挨拶して帰ってきましたが、その回答が2月24日月曜日、国土交通省都市局街路交通施設課から来ました。

読んでみますと、こういうのが来たんですね、正式の回答で。図面も、なんかいろいろ来ました。するということじゃなく、説明です。当該区間において、連続立体交差事業を行う場合には、まず福岡県粕屋町及びJ R 九州において事業の必要性、費用負担などについての検討が行われることとなります。それで、幾つかありまして、国土交通省としては、今後福岡県粕屋町から相談があった際には、適切に支援してまいる所存ですと回答しています。福岡県粕屋町からの相談があったら、適切な支援をするという約束をしました。粕屋町では、東環状線とJ R 福北線の立体交差の計画があります。J R 福北線は、今の高さから5メートルぐらい高くなるそうで、また、あの位置に阿恵駅の計画も立案されている模様です。J R 福北ゆたか線では、通勤用の列車で、先日聞いた話では、吉塚、博多駅に向かう列車は、私は6両編成と思ってたんですが、現在は7両編成だということです。阿恵駅をつくるとすると、ホームの長さは最低でも150メートルは要ります。柚須駅は細長いので、150メートルのホームはほとんどできたようなものです。須恵川の鉄橋までは、歩道の、歩道っちゅうか、あそこ西小学校の横に道路があるんですが、あれから鉄橋までは約250メートルぐらいしかありませんので、急勾配になってしま

います。危険で駅なんかつくれるものじゃありません。この際に、一挙に吉塚駅までの高架化ができればと願わずにはられません。国には伝わりました。時間はかかると思いますが、県にJRに対して、吉塚駅から原町駅までの高架化を指導するように町のほうから伝えてほしいものですが、町長さん、どうでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

国交省のほうでそういった係長さんからの回答が得られたということでお聞きしました。支援というのがどういった支援なのか、そこら辺をまず確かめる必要があると思います。私も、年に数回上京しますので、川口議員の訪ねられた係長さんを訪ねて、どういった支援、国として支援するのか。県はほとんどしません、県はしません。そこら辺を確かめながら、それが実現できるのであれば一番いいことです。町の負担も限度がございます。そこら辺を含めながら、国の考え方をまず聞いてまいります。今現状、進めておる工事は工事として、もう東環状線は事業に乗っております。そういったことで、それが吉塚まで高架になるというようなことは、とても東環状線では待てないと思いますから、状況についてもう一回、私のほうから確認をさせていただきます。どうもありがとうございます。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

長期にかかるというふうなことですが、私もそう思っております。しかし、なるべく早くそんなことが実現することを希望しております。

政府のほうから、国土交通省から送ってきた連続立体交差事業の概要ということで、費用分担についてあります。私は、これを見てびっくりしたんですが、交差化は国の負担が55%、それから地方自治体が45%で、あと10%がJRの負担なんですね。1割負担です、JRは。こんなことが、JRの土地にJRの使うための線路を敷くわけですね。高架化するのにJRは1割しか負担しない、こんなばかなことが許されますか。町長さん、どうでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

私も現職の時代に、香椎線の長者原から今の福岡篠栗線に至る間のかさ上げをしました。これは、トンネルの高さを保つためでした。ところが、全くJRは出しません。技術と人員は出しますけども、しかしやっぱり見事な、たった列車

の、列車が最終列車が通って始発の列車の期間に全部入れかえます。それは見事だったです。負担は負担として、もう少し希望としてはJRのほうに20から25%出してほしいと思いますけど、これは筑豊、篠栗線の電化については関係市町で全部負担、電化について負担しました。そういったところもございますので、そこら辺にも働きかけながら、今後電化複線化の話もまだ残っておりますので、一緒にそこを含めて話を持っていきたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

どうもありがとうございました。全力を挙げて頑張ってもらいたいと思います。

続きまして、3番目の質問に移ります。

大きな3番目です。学校給食センターの建て替えは公設公営でに入ります。

2月6日付で全員協議会に提出されたアドバイザリーの詳細検討報告によりますと、VFMの比率は削減率15%として、導入可能性調査時では9.98%から5.5%へ劇的に半減しました。この大きな原因は、2月資料の14ページの表に、資料の14ページの表によると、従来方式PSCの給食運営費、つまり人件費の算定の仕方により、導入可能性調査をしたときの41億円から今回精査の約35億5,000万円に5億5,000万円も削減されたものによるのが大きく反映しているものと私は思います。午前中、太田議員が建築、建設費の額の問題について追求されましたけども、このPFI方式についてはまだ検討の余地があると考えられます。私は、幾つかの問題についてこれから質問していきますので、簡単に要領よく回答をお願いしたいと思います。

一番最初は、SPCの構成と会計についてです。役員と職員の数は、どうなっているんですかね、SPC。導入可能性調査にも、今度のアドバイザリーの報告にも、数というのは示されておられません。役員と職員の数です。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

SPCの役員の数と職員の数ということでございますが、今回アドバイザリー、導入可能性調査等、アドバイザリー業務で精査した分につきましては、調理員の数と賃金、これは含まれておりますが、まだSPCはコンソーシアムが形成されておられませんので、その辺は企画提案書によってわかってくると考えております。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

そしたら、S P Cの問題は、今後の問題になるわけですね。それじゃあ、人件費もわからないしですね。

この資料の12ページのS P C管理費では800万円、1年間に800万円使うというふうになっておりますね、費用。この費用はどのようなものに使われるのでしょうか。下のほうにありますよね。1億2,000万円になってるね、これトータルだからね。15年間でトータルで1億2,000万円ですね。だから、1年間で800万円使うことになりますね。だから、その費用は何に使われるのかということです。

◎議長（進藤啓一君）

ページがわかっただら、ページがわからんぢやないかな。わかる。

◎2番（川口 晃君）

いや、さっきの14ページに書いてます。これこれこれ、2月6日に渡された資料。全員協議会で配ってるじゃないですか。わからない、ちょっと時間ストップして、とめて。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

済いません、S P Cの管理費の内容でございますが、これコンサルが出しまして、先行事例を踏まえて算定しております。それで、先行事例、P F I事業、この時点、導入可能性調査時点では34事例ございましたが、そのS P Cの管理費の平均を上げております。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

ほかの議員さんもいつもおっしゃってるんですが、他の事例ではなくて、粕屋町の給食センターをつくるんだから、粕屋町の計算に基づく費用を出してくれというのが要求でしたよね。だから、800万円を何に使うかっていう、その説明ができないような資料は、資料とらないんじゃないですか。もう一回、その辺ははっきりと答えられませんか。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

粕屋町の資料としてということでございますが、まだ企画提案によるプロポーザル総合評価方式で入札を考えておりますので、モデルプランはございますが、設計

書等、その公募をいたしまして、企画提案書が出た時点でないとはっきりしない状況でございます、P F I 事業。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

全てそうなんです。建物でも、土質を測定して、どれぐらいの体力があるとか、全て資料、調査して体力を判定して、そしてそこに建つ建物の規模を決めていくわけですよね。だから、その土地が指定されないと設計できないんですよ、建物の設計は。理屈はわかりますでしょう。だから、粕屋町ですということだったら、粕屋町でどうするのかというのを決めないと、全国的なものが出てくるでしょうけども、それはあくまでも参考資料なのであって、議会に提示するときは粕屋町のものを提示しないと意味をなさないんじゃないですか。

じゃあ、次に移りたいと思います。

私は、前回S P Cに支払われる金額、約60億円がどうなるのか質問しましたが、これは定かではありませんでした。民間金融銀行は、実際S P Cに対して落札された金額、落札しますよね。そうした金額を銀行はS P Cに渡すんですか。質問です。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

P F I 事業は、民間資金の活用ということで、S P Cのほうがり入れて、銀行のほうから融資を受けるということでございます。それをS P Cのほうに15年間にわたって返済していくということになります。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

私が質問してるのは、そういうことは大体わかってるんですが、実際に銀行がS P Cに金を渡すんですかと、そういうことです。渡すか、渡さないのか、そういうことを聞いている。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

実際に渡して、S P Cが支払うということになります。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

渡すということなので、そういう方向で質問します。

渡したとしたら、SPCは将来にわたる資金を得ることになりますね、六十数億円、15年間の。その中身には人件費も入ってるし、将来の維持費、管理費も含まれるわけですね。人件費というのは、大体、毎年毎年予算を組んで支払っていくものなのに、それを一括して十数年分SPCに与えるということが適当な措置なのかどうか。大きな資金がSPCに滞留するわけですよ。そうしたら、どうなりますでしょうか。役員の数とか職員の数とかまだはつきりしてませんが、恐らく少数の人間でしょう。この前、久留米市に行きましたら、SPCはペーパーカンパニーだというふうに説明があったので、あつてなきようなもんです。そこに60億円ぐらいの金が納められるわけですよ。危険じゃないですか。長野県では、この前28億円持ってタイに逃げた人もおりましたよね。そういう危険性は考えられないんでしょうかね。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

民間資金を活用して整備運営していくんですが、60億円を民間から借り入れるというわけではございません。施設整備費としてその当初の分、約20億円を借り入れて、そして町が支払っていく年間約4億円の中に運営管理費等が含まれてくるわけでございます。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

ちょっと理屈がわからないですね。それは借りたことになりませんか。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

60億円は借りません、SPCはですね。施設整備費、当初投資する施設整備費を民間資金のほうから融資していただくわけです。それを返済する、していくということになります。そして、各将来的な年度年度で維持管理費、人件費等要ります。これは、町が支払っていくということになります。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

その仕組みは、今初めて聞きましたが、いろいろ複雑な仕組みですね、そしたらね。単純でない。

それでは、次に質問を移していきたいと思います。

効率化の問題に話を進めます。近江八幡市立総合医療センターがPFIで事業をやりました。2006年10月1日に開院し、赤字続きで2年半後にこの事業から撤退しました。その経過を総括しているので、それをもとに述べていきたいと思います。

最も大きな問題は、30年契約を結んだSPCへの支払い金額はあらかじめ決められていたため、経営の質や効率を追求する意欲が働かない仕組みになっていたと実感しています。2次受託業者の経費の削減は、SPCにしかできない。SPCが受託業者に対してコストカットをしても、それはSPCがもうかるだけで市の利益にはならない。民間に任せれば、民間活力が生かせるというものではない。市の自助努力、自己責任などの行政独自の合理化のための自己努力ができないということになっている。また、契約が複合契約、要するにSPCと2次受託業者とのそういう複合契約なので、交渉相手が難しい。SPCが2次下請に支払っている金額が適正かどうかもわからない。トータルパッケージで請け負わせたので、ブラックボックス化を招いた。民間に任せただけで民間の活力やノウハウが発揮されると期待した甘さがあったというふうに総括しています。粕屋町の給食センターについてはどうでしょうか。各種の業務はSPCと契約した業者が担っているため、町が直接指揮命令ができませんね。業務のスムーズな進行にとって、それは障壁が生まれてくるという結果になると思います。

そこで、2点お伺いします。

1つは、SPC抜きに2次受託業者への交渉ができますか。

もう一つは、また、2次受託業者の経営状況の把握などができますか。2つ、回答してください。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

SPC抜きに2次受託業者との交渉はできません。

2次受託業者の経営状況の調査というものもできません。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

同じように破綻した高知医療センター、これは高知県と高知市が共同してそういう医療センターをつくったんですが、それもPFI事業でやってます。その総括で

は、SPCは業務上も不要な存在。いなくなれば、マネジメント料など5億円が不要となると。ここは1,000億円ぐらいの何かPFI事業でした。経営上助かると述べています。

粕屋町に置きかえても、私はさっきSPCがなければ1億2,000万円って言ってましたよね。SPCが事務経費で上げてるのが1億2,000万円とってましたが、粕屋町でもSPCがなければ1億2,000万円は必ず安くなるんですよ。SPCはPFI事業において必要条件なのかどうか、答弁をお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

PFI事業について、SPCは必要でございます。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

こういうむだなものがPFI事業の中に含まれているんですよ。

次は、VFMの問題です。VFMは、日本語に訳しにくいというふうに書物には書いてありましたけども、私は昨年12月議会の一般質問で、VFMを算定していく方法は減法にすぎないと。支払い機関における金額を変化させることにより、現在価値をシミュレーションしてVFMが変動することを証明しました。このVFMをめぐって論争がありますので、紹介します。

1つは、先ほども紹介しました近江八幡の医療センターです。そこで破綻処理での経験がありますので、述べます。ここでは、VFMが118億円の節減効果があるということをやったわけですね。しかし、わずか2年半で破綻しました。契約解除でどのような結論が出るかということで、この医療センターの側は試算したようです。政府からいろいろ金を借りて、その利子なんかも含めて計算したのと直営での節減効果、それを足し合わせると126億円の節減効果が生み出されたそうです。30年間で効果があるVFM、118億円を上回る節減効果が出たと。そういう結果から、30年を待たずにここはもう撤退した。要するに、現在価値に換算しなくても、従来方式のほうが市負担が少なくなるという結論が出たんです。政府のガイドラインに沿って計算されたVFMっちゃうのは一体何だったんですか、そういうふうに言ってます。

2つ目は、2009年6月16日に破綻した高知医療センターをめぐっての論争です。ここでは、SPCはオリックスグループ、そこが組んでいます。そこで協議が行われて、オリックス側は、平成23年度の経常収支黒字化に貢献するほどの削減効果を

短時間に上げることは困難であると結論に至ったから撤退しますというふうに言った。医療団側は、PFI事業でいろいろやって、公共が行うより割高になっていると指摘しており、経営改善につながる具体的な一步を踏み出せることになると判断したということで応じて、両者が協議してPFI事業をやめたんですね。だから、VFMそのものについてはオリックス側はどう言ったか。従来型の現在価値やVFMは、単年度でなく、全事業期間を通じて算定されるものであると、医療団側が一方的に算定できるものではないというふうに言ったんですよ。随時に変更できるものでもない。VFMについての基本的な認識が、医療団側、あなたの側は間違っているんじゃないかというふうにオリックスは言ったそうです。要するに、医療団側が提案した応募者提案と一致しないことを義務違反とする見解を受け入れることはできないとオリックスが拒絶したということです。

それじゃあ、VFMっちゅうのは何なのかと。VFMは、提案時点での従来型とPFI事業の比較であり、現時点での、つまり5年後とか10年後であるとかの時点での算定はできないということになってしまいます、オリックス側の主張は。そういうことを言ってます。そうであれば、理論的には終了の1年前、例えば粕屋町では終了は15年ですね。だから、14年でも、その15年の1カ月前、14年11カ月でも算定できないということに理論的にはなります。これが本当に学問でしょうかね。疑わざるを得ません。そうしますと、PFI事業をしている事業団を取り巻く環境、条件、また国の政策や経済状況が変わってきます。そういうもつとで、将来にわたってずっと、行き着くところ最終年でも、その実施を約束したということにはならないんじゃないかと。結局、終了時点の粕屋町においても15年で、終了期間15年ですけども、それを約束したものではないという結論になります。だから、結論としては、終了時点、粕屋町の給食センターの終了の現時点のVFMを保証されるとは言えなくなるんでしょう。VFMとは、そういう曖昧な数字、得たいの知れない数字であると私は思います。

教育長さん、次長さん、どういうふうな見解をお持ちでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

お二人にお尋ねですが、大塚教育長。

因町長。

◎町長（因 清範君）

川口議員のVFMについてお答えします。

今、例を出されたのは医療機関でのPFI事業でございます。これは、患者数の過大見積もりがあったというふうに私は聞いております。給食センターは、子ども

の人数は推計してきちんとした数を、これはアドバイザーのほうから出したものじゃない、私どもから出した数字で、将来15年後には7,000人の食が要するというところでつくるわけですから、そこら辺のVFMの考え方とは少し異なるのではないかと思いますし、そういったことで給食センターは次第にPFIでセンターをつくる、事業化をするという自治体が増えてきておるといふふうにもお聞きしております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

私は、実際は町長に回答してもらったつもりでした。こちらを見てますけど、心はこちらです。

具体的には、5年後のVFMをどのように算定されますでしょうか。計算できますか。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

今回の給食センター整備事業においては、5年後のVFMは算定はしておりません。15年後の分で現在価値に換算してVFMを算定しておりますので。

また、議員おっしゃいました2PFI事業でございますが、サービス購入型の学校給食センターのPFI事業は、全国的に見てもまだ破綻はしてない状況ですので、その辺サービス購入型と利益をもとに推計して、料金を取って経営するPFIのやり方、事業とはですね、異なるものと考えております。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

理論というのは、一貫性がないといけません。どこではもうけるけど、どこでは損すると、そういうものではなくて、理論というのは常に一貫性が必要です。だから、どこの事業でも採算が合うという理論でないとだめなんです。こちらには適用されるけど、こちらには適用されないとか、そんなものは理論ではありません。

実際にVFMを計算する実務的なものとして、2月6日渡された資料の14ページの削減の15%のPFIについて伺いますが、この項の中の下のほうに、支払い金利、支払い利息についてというのがあります。これは何を意味してるんですか。下の項に支払い金利、支払い利息ってあるでしょう。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

P F I 金額の内訳の中の支払い金利ですね。これは割賦金利の分と、それと支払い利息はS P C借入金利から割賦金利を引いたものでございます。ただ、先ほど議員おっしゃいました業者の収入については、損益という欄で損益計算の税引き後ということで、15年間の額を7,400万円で上げさせていただいております。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

私は、これ疑問に思ったのは、一番最初S P Cで質問した借入金の問題で、60億円ぐらい借りるのに、支払い金と支払い利息が余りにも少ないと思ったんですよ。上の表の従来型の金利は、起債の分で約3億3,000万円ですね。書いてあるでしょう。P F Iでは、60億円ぐらいかかりよるのに約2億9,000万円しかかからないというところに疑問を持ったんです。さっき、最初の説明で、実際は60億円借りないんだと、20億円ぐらいしか借りないで、あとは町がどんどんどんどん払っていくから利息は生み出されないというふうな理論になるじゃないですかね、おたくが言っているのは。しかし、当初の金額を一括で借りるんでしょう。それなのに、上の従来型は起債で借りるんだから金利が1.88、そんなものでしょう。下が銀行から借りるんだから2.1%でしょう。何でS P Cのほうが安くなるんですか、金利が。

◎議長（進藤啓一君）

答えに時間がかかりますか。

◎2番（川口 晃君）

いいです。議長、いいです。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

じゃあ、次の質問に移ります。

擬装請負の問題です。労働者派遣事業と委託業、請負により行われる事業についての監督、指示系統について今から問うていきたいと思えます。

（パネル提示）少しパネルを用意しました。小さいけど、これがあればわかりやすいと思えます。左が派遣事業です。右が請負事業です。派遣事業には、自治体から働く労働者に対して、直接に指示命令系統ができます。委託事業は、地方自治体、町なら町から労働者に対して、直接請け負った事業所の職員ですね、に直接に

指揮命令はできません。これを頭に入れておいてください。この図が示すように、労働者派遣事業と請負で行われる事業は区別されております。それで、内閣府が地方自治体に委託事業を進めるために、推進の手引というものを出してしております。公共改革推進室から出してありますが、その手引によると、労働者派遣事業関係業務取り扱い、労働者派遣事業と請負で行われる事業との区別に関する基準、これは労働省告示37号というふうに言われています。それから、厚労省疑義応答集というものも、具体的な措置としてどういうふうに、質問が出たことに対する回答を答えたのがあります。それを厚労省の疑義応答集といいます。この3つを参考にしながら、委託事業を進めなさいというふうに言っております。どの自治体も委託をしても、今までどおり学校関係者や栄養士による指導監督を行うのが安心ですと言っています。しかし、学校栄養士が委託業者の調理員に対して、調理の方法、手順についてきめ細やかな指導、監督をすれば、これは必然的に擬装請負になります。厚労省の疑義応答集7、作業工程の指示というのがあるんですが、これ字があるので、こういうものだというふうに思ってください。疑義応答集があります。それにはクエスチョンがありまして、その1が仕事の順序の指示を行ったり、請負労働者の配置の決定を行ったりしてもいいんですかというクエスチョンですね。2つ目が、発注者が作成した作業指示書を請負事業主に渡して、そのとおりに作業を行わせてもいいですかというものも、これ2つ目。それに対して、回答を厚労省は出してあります。1についての回答です。発注者が請負業務の作業工程に関して、仕事の順序、方法などの指示を行ったり、請負労働者の配置、請負労働者一人一人への仕事の割りつけなどを決定したりすることは、請負事業主が自らの業務の遂行に関する指示、その他の管理を行っていないので、それは擬装請負になるというふうに回答しています。それから、2つ目のクエスチョンについては、こうした指示は口頭に限らず、発注者が作業の内容、順序、方法等に関して文書などを詳細に示し、そのとおりに請負事業主が作業を行っている場合でも、発注者の指示、その他の管理を行っていると判断され、それも擬装請負になるというふうに言っています。

具体的な事例がありますので、紹介します。1つは2009年7月3日、埼玉労働局が鳩ヶ谷市の給食センターに指示を出しています。調理作業基準は、本来業者が作成すべきであり、削除することと是正指導を出し、中身は、鳩ヶ谷市が作成した委託仕様書及び調理業務作業基準は全部で20ページあり、そのうち13ページに及ぶ調理方法、衛生管理の方法を具体的に指示した調理業務作業基準が全部削除されたそうです。現在は、鳩ヶ谷市は丸投げ、委託業者に全部任せられて、これは学校給食の安全を確保するための学校給食法とかその他の法律、それを無視した状態が続いているというふうに述べています。2011年8月25日には、神奈川労働局が鎌倉市の

教育長に対して是正勧告をやっています。これは告示37号第2条1号に違反しているというふうに通達を出しています。内容は前と同じで、調理業務指示書、調理業務変更指示書、作業工程表の是正を求めているそうです。

このように、学校給食の中にはいろいろと問題があります。もう時間がちょっとなくなりましたが、つまり学校給食調理業務というのは、学校給食法、学校給食管理基準とか学校栄養職員の職務内容についてとかという、そういう法律と規定によって縛られております。調理員は、学校栄養職員の指示に従って調理を進めなければなりません。学校栄養職員の職務内容についてという、これは文部省体育局の通知ですが、それには2点あります。学校給食の調理、配食及び設備等に関し指導、助言を行うことと。2番目は、調理従業員の衛生、施設設備の衛生及び職員衛生の適切を期すため、日常の点検及び指導、助言を行うことと。こういうふうにな栄養職員の仕事内容を規定しています。また、学校給食法では、学校給食を実施する、小学校の設置者に責任があるというふうに言っておりますし、いろいろな事故が起これば、検査立ち会いも求められるのも自治体職員であり、学校関係者であり、保健所からの指示、指導も自治体にだけ来ると、そういうことが示されているそうです。だから、事故が起これば、それは設置者である自治体の責任であって、幾らPFI事業としてリスク分担しても、責任は免れません。委託した業者の責任にはならない。学校調理業務ってというのは、適正な請負、委託にはしがたいということが言えると思います。擬装請負にならないように業者に丸投げすれば、学校給食に関する法令とか通達に違反することになる。結論としては、学校給食の民間委託は、法令や通達等で本来の学校給食にはなじまない、そういうものである。PFI事業で行う方法は、明らかな擬装請負になると、私は思います。粕屋町のアドバイザーの中には、法律の専門家も確かにいましたよね、委員長もそうでしょう。副委員長もそうですね。アドバイザーの詳細報告を受ける中で、こうした擬装請負の問題でディスカッションはしたんですか。お聞きします。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

選定委員会は、まだ2回しか開いておりませんので、まだそこまでの内容、要求水準等、詳しくはまだ議論をするに至っておりません。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

それは、ちょっと信頼しがたいですね。こういう法律に抵触するかしないっちゅ

うのは、1番目に考えないといけない問題だと私は思うんですよ。しかも、田川議員がこの食材の問題とか、偽装請負の問題、何度も質問したじゃないですか。だから、もっと早めに審議しとかなくちゃいけなかった問題だと私は思います。

あと時間がないので、どういうふうにするかというのは、地域経済の振興に役立つかという点について、これちょっと町長さんを含めて考えていただきたいと思います。学校給食法の目標、第2条では、食料の生産、流通及び商品について正しい見解に導くことと、地域経済についての学習も目標になっています。その見地から見てみましょう。全国のPFI事業で行った諸施設では、大手の企業がSPCをつくり上げ、2次受託業者には、自分の社と関係のある企業を割り当てております。粕屋町で考えるとき、地元に参加できる企業があるでしょうか。設計、建築関係は、これは従来型でもできるから、その部門はあるでしょう。調理はどこでしよう、管理は、マネジメントは、いろいろ考えてみてください。本当に地元である粕屋町の住民が潤うでしょうか。学校給食の目標の一つである地産地消も危くなる可能性があると思いますが、因町長さん、お伺いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

お答えします。

できる限り地域経済に貢献できるようなふうな形で、つくり上げていきたいと思っております。まだ地産地消につきましては、この新しくできる給食センターを起爆剤として、地域で根菜類等がつくれれば、これは余り根菜類は難しいものではございませんので、そういったところで地産地消をなお一層進めていきたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

もう時間がないので、まとめます。

PFI事業で生まれる利益、すなわちこれはすべて粕屋町民の税金です。これは、SPCが得るか、株主配当で消えていくか、そのどちらかです。地元粕屋町民にはどれだけ還元されるのでしょうか。経済の循環という立場に立てば、どちらが粕屋町民のためになるか、明らかではありませんか。私は、再度学校給食センターの建て替えは公設公営でを主張しまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

以上、ありがとうございました。

(2番 川口 晃君 降壇)

◎議長 (進藤啓一君)

5番福永善之議員。

(5番 福永善之君 登壇)

◎5番 (福永善之君)

福永です。きょうは、2問質問をさせていただきます。1問目が可燃ごみの処理問題で、2つ目が高齢者にサービスをしている運転免許更新利用について、その2問を質問します。

まず1問目、ごみ処理問題について質問します。粕屋町が今可燃ごみを入れてる須恵町外二ヶ町清掃施設組合がございますね。町長は、どういう立場でその組合のほうに行かれていますか。

◎議長 (進藤啓一君)

因町長。

◎町長 (因 清範君)

粕屋町、それから篠栗、須恵町は、クリーンパークの建設者でもあり、出資者でもあります。そういった立場で言えば、株主ということになります。

◎議長 (進藤啓一君)

福永議員。

◎5番 (福永善之君)

クリーンパーク組合の執行部の立場ですよ。組合長か、もしくは副組合長かという質問だったんですけど、どちらでしょうか。

◎議長 (進藤啓一君)

因町長。

◎町長 (因 清範君)

副組合長をしております。

◎議長 (進藤啓一君)

福永議員。

◎5番 (福永善之君)

副組合長という立場であれば、その組合の事業計画については、素案をつくる立場でしょうか。

◎議長 (進藤啓一君)

因町長。

◎町長 (因 清範君)

3町の町長と、それとあそこの事務局と一緒に素案をつくっております。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

3町が主体になって組合を運営してるということですね。では、粕屋町が組合負担をしている額は、大体どのくらいになるのでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

環境課長のほうに答弁させます。

◎議長（進藤啓一君）

因環境生活課長。

◎環境生活課長（因 光臣君）

粕屋町が負担しておりますクリーンパークの支出関係でございます。これは、平成24年度の決算におきまして6億5,368万5,000円でございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

今年の2月3日に大牟田の発電所で運営協議会が開催されましたね。その中で具体的に決まったことは、どういうことでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

これは、篠栗の町長が今、三浦町長が組合長をしておりますして、組合長が出席されます。その関係につきましては、諸般の報告の中で申し上げたとおりでございます。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

諸般の報告というのは、要約いたしますと、RDF、固形燃料ですね、これを処理していただくために1トン当たりどれくらい経費が必要ですかと。その中で、年々処理委託料というのが上がってますね。ここで問題なんですけど、新聞報道によると、運営協議会の中で離脱してる自治体があると聞いておりますが、それは本当でしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

新聞に掲載されたとおりでございまして、阿蘇と菊池の2組合でございます。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

では、RDF 1トン当たりの処理委託料の計算算定というのは、どのようにされるのでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

環境生活課長に答弁させます。

◎議長（進藤啓一君）

因環境生活課長。

◎環境生活課長（因 光臣君）

このRDFの単価でございますけれども、これにつきましては、大牟田リサイクル発電事業運営協議会、こちらのほうの価格ということで、単価をお受けいたしております。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

要するに、RDFの持ち込み量が減ると、委託料は上がるということで考えてよろしいですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

一概にそういうことではございません。これは、大牟田リサイクルセンターのほうで積算した価格で搬入をしてるということで、なかなかそれ以上のことが我々組合の中でも判明しないところです。最初からそういったふうなことで大牟田リサイクルセンターの出発をしてるものですから、量が減ったからというようなことでもないようです。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

このRDF処理方針を始めた当初は、RDFの処理委託料は1トン当たり5,000円でしたね。それがずるずると年月を重ねるにつれて、今1万円を超えました。客観的に見て、RDFの処理委託量が減れば、処理委託料は増えるというふうに認識されませんか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

もう一回、RDFの量が減れば、増えればですか。減れば、単価が高くなる。そういうことで、今大牟田リサイクルセンターのほうでは、大牟田発電のほうでは、ストックを多く持っております。それでも、価格は1万1,500円が1万1,200円に300円下がっております。そういったことで、福永議員がおっしゃるようなことでもないようです。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

じゃあ、今後RDFのトン当たりの処理委託料は上がらないということを明言されてよろしいですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

少なくとも29年度までは今の価格を堅持していくのではないかと思いますし、またこれは後で質問があると思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

29年度までは、じゃあ今の価格を維持する。では、29年度以降、この見通しはついていますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

29年度以降は、大牟田発電の提示では7,800円ということで聞いております。これは、新聞にも載ったようでございます。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

今まで、当初はトン当たり5,000円で始めますということでしたね。それが、先ほど申したように、年度を重ねるにつれて1万円以上に上がりました。29年度以降、トン当たり7,800円に抑えますと、その言葉を信じてよろしいですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

これは、15年間で起債の返還が終わります。ということで、29年度で建設をした当時の起債が返還完了するということで、30年度からは7,800円になるということになります。ですが、この数字は、今絶対間違いありませんということを私が言えないと思います。これはあくまで大牟田のほうのリサイクルセンターの発電所のほうで決められることですから、ただそれをそうなることを信じて、今阿蘇、菊池を除く13の組合については、30年度からの5年間の延伸について承諾をしておるところでございます。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

通告書を提出する前に、参考資料として三重県にある桑名広域清掃事業組合、これはほぼクリーンパークと一緒の人口規模を誇る処理施設と考えてよろしいでしょうか、RDF施設ですね。その書類を一読していただきましたか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

先ほどもらったばかりでございまして、もうこの桑名のほうは閉鎖をしようというふうな時期に来ておるといふふうに聞いております。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

桑名清掃組合がどうして今のRDF処理方針を見直さないといけないかというのを検討したのが、2つここに大きく検証結果が書いてあります。1つ、維持管理費用がRDF施設よりほかの処理方法が安いと。1つ、RDFを継続するには、安定かつ恒久的なRDFの受け皿として、将来にわたって保証ができない。この2つが

最大のネックとなって、RDF施設の事業を継続するのか、もしくは廃止していくのかという協議会をつくりました。RDF施設は、今現在この世の中で一番安いごみ処理方式ですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

残念ながら、一番安い処理方式ではございません。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

私は、一政治家として町民負担、町民が税金をいかに安く納めていただくということが一つの私の政治理念として持ってるんですよね。今、RDF処理以外にもっと安いごみ処理方式があるのに、RDF処理を継続する理由というのは何ですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

これは、15年間の相互契約がありますから、まず契約に従って契約を履行してるということでございます。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

契約は、もちろん大切です。ただ、契約は平成29年度、これが契約満了日になりますね。私が申してるのは、平成29年度以降をどうするかということです。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

29年度以降については、今も模索をしております。これはおっしゃるように、30年度から10年間の須恵町外二ヶ町のクリーンパークの組合は、今篠栗の3区の行政区に10年間の延伸を持ちかけております。これは、まだまだ今施設が総事業費115億円ぐらいかけております。そして、まだ十分使える施設であるということ、それからRDFの材料は、今はごみで出しております。これは、県の条例との関係もございませぬけども、30年度以降からは燃料として出すことができるんじゃないかという、今もう既に燃料として使っているところもございませぬ。そういったこと

で、延長をし、燃料として使うことによって今の出しております、29年度からは大牟田発電所の7,800円とさほど変わらんような価格で燃料として搬出することができるのではないか、もしくは有料で搬出することもできるのではないかといったことで、今検討をし、10年間の延長を地元のほうにご協力をお願いしておるところでございます。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

今では、RDFのクリーンパークでつくってる1トン当たりのランニングコストはいかほどになりますか。

◎議長（進藤啓一君）

因環境生活課長。

◎環境生活課長（因 光臣君）

平成24年度の決算によりますと、これは粕屋町分として比較しましたときに計算をし直しまして、RDFの経費は2億8,289万7,000円でございます。このときのごみ処理量が大体1万1,000トンということになりますので、その分を割り算した金額になろうかと思えます。

◎5番（福永善之君）

割り算したら幾らですか。

◎環境生活課長（因 光臣君）

少々お待ちください。

1キロ当たり25円になろうかと思えます。今は金額につきましては、これにつきましては、建設起債等の金額を除いておりますので、これを含めましたところ、1トン当たり5万4,000円になろうかと思えます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

先ほど、三重県の桑名清掃組合、ここが出してるRDFの処理費用、1トン当たり3万2,000円。それと、検討課題にあったほかの処理方法、例えばストーカー式ですね。これが1万4,000円、1トン当たり。このように、RDF処理がいかに高いか、言いかえると、いかに町民がごみ処理に関して負担をしていかないといけないということがもう明らかにわかってるんですね。ここで、私の出身地元の熊本市の自治体ごみの処理のあり方をちょっと説明させていただきます。

熊本市も、2年前に可燃ごみのごみ袋の有料化、これを実施しました。今現在は、可燃ごみの減量化というのを自治体の方針として掲げてますので、可燃ごみからいかにして可燃ごみ以外のリサイクルできるものを減らしていくかと、そういう取り組みをしております。可燃ごみのごみ袋だけは有料化だけど、例えば可燃ごみの中に再生できる、例えば再生紙とかプラスチック類、こういうのを除けば、住民負担が安くなりますよと。これは、もう説得力あるんですよ、努力目標としてですね。ごみ袋がそれだけ買わなくていいという、そういう感じで住民のほうは受け取りますからね。

では、この粕屋町を例にとりましょう。今、RDF処理方針ですよ。大牟田の運営協議会からは、自治体の離脱してるところが表明があっっています。ということは、RDFの搬出量が減れば、それだけRDFの処理委託料というのは大きくなるということになりますね。そこまでよろしいでしょうか。ということは、粕屋町として、町民に対して今有料として有料袋を購入していただいていますね。では、町民は、有料袋の出費を減らしたいからごみを減量したいと考えても、一方ではRDFの搬出量が減れば処理委託料が増えると、住民負担がまた増えるというジレンマに陥ってますね。そういうところは、どうお考えですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

ごみの原料は、町として奨励をしております。そういったことで、各行政区にリサイクルボックス等を備えて、新聞、それから衣類、雑誌、段ボール等々については、そういった形で再回収をしておりますので、全体としては、かなりやっぱり量は減っておると思いますね。しかし、これとリンクしてるということには、私は考えておりません。というのは、今大牟田の発電所でもRDFの素材をいっぱいため込んでるんですから。それでも、1万1,500円から300円下がって1万1,200円になっております。それで、福永議員のおっしゃることは、需要と供給の話からいえば、確かにそうです。しかし、実態はそうはなっていないということでございます。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

では、粕屋町が今割当として大牟田のほうに搬入してるRDFの量は、減らしていいということよろしいですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

現実的に、どこの町も減ってます、搬入量はですね。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

どこの自治体でも減ってるということは、大牟田の発電所は、その固形燃料を燃料として発電をしていくようなことですよ。RDFそのものが減ったら、運営上困らないですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

RDFが足りないと、だから発電ができないという状況にはありません。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

その根拠は、いかほどですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

今、大牟田発電所のほうでは、RDFのストックが相当量あります。そういったことから、量が減ったから処理料が高くなるということにはなっておりません。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

今、発電所の中にRDFの固形燃料化したストックがあるということですね。そのストックが切れたらどうなるのでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

十分、減量化されてもなお、13組合から搬入されるRDFで十二分に発電ができるというふうに考えております。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

離脱した組合を除いて、今クリーンパークのほうが株主としても出資比率が一番高いし、搬出量も一番多いと聞きますけど、クリーンパークが減らして、ほかの組合は上げることができるんですか、それは。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

ごみは、やっぱり国民の意識として、全体的にやっぱり減らそうという環境になってるんです。そういったことから、粕屋町のごみも全体的に減ってきてますし、そういった中で、これは須恵でも篠栗でも、そうですよ。そういう中で、今クリーンパークの中でRDFをつくって、大牟田のほうに搬出してます。それは、もう何回も言うように需要と供給のバランスで、たしかに福永議員は納得いかんと思えますけども、納得いかんところであっても、現状はそういうことです。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

先ほど、ランニングコストの件でクリーンパーク、RDFトン当たり5万円。ほかの処理方針、これは1万円から3万円の間で推移していくということですね。住民負担の軽減を考える場合に、住民から、自分たちは安いほうがいいとか、自分たちは高いほうがいいとか、そういうお声は聞かれましたか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

このRDFの処理料が高いとか、低いとかという話は聞きません。ただ、ゴミ袋を安くしてくれとか、そういった話はございます。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

ゴミ袋を安くしてくれということは、要するに住民負担を軽くしてくれということではないんですか。もし、今現在RDFしか可燃ごみの処理方針がないなら、私もとやかく言いませんよ。ただ、現にダイオキシンも出さないような処理方針があるんやから、例えば町長、Aという施設とBという施設がありますと。ゴミ処理代金は、一方は5万円、一方は4万円だったら、どちらを選びますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

それは、安いほうを選ぶと思いますが、ただこのクリーンパークの建設の段階では、1トン当たり5,000円で処理をしますという話の中で話が決まって、110億円もかけて建設したんですよ。それを粕屋町だけ抜けますよという話なら、3町の中でそういった合意のもとにつくったんですから、そしてあと志免と宇美が入って、最終処分場は宇美のほうの用地に、宇美町内の敷地内につくってもらおうといったことで5カ町の合意とか、いろんな絡みがあって、ですから将来、福永議員もご心配されるように、私もごみのわざわざ処理が高いところに出したいという気持ちは一つもございません。ただ、そういった今までの経緯の中で、それはやむを得んだろうけども、それが一定の期間から先については7,300円とか、あとそれを超えた5年以降については、なおかつ無料化もしくは有料で搬出できるような使途も見つかるかもしれないというふうなことで、福永議員と私の気持ちは一緒ですよ。ただ、今すぐ安いところがあるから、そっちには出せないという話をしてるわけでございます。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

私が言わんとしてる趣旨は、町長は副組合長として行かれてますね。ということは、事業計画を練って提案される、そういう立場にあられるわけですよ。だから、やっぱり先ほど町長ご自身言われたように、自分も安いほうがいいと、これが恐らくの町民のほとんどの方の思いですよ、それは。そういうことを念頭に置かれて、例えば、3カ町で今構成してる組合会議の中で提案をしていくとか、これはだから契約期間がかなり長いから、今度の平成29年で一通りの契約は満了します。契約をつくるときには、大体もう3カ年以上、それはかかると思いますよ。だから、そういうのを長期的視野に立って考えていくと、コスト面から、そういうのを提案していただきたいなと思いますけど、いかがですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

それは、今でも長期的な視野に立って、まだ大牟田発電もあと5年ございます。クリーンパークも5年ございます、契約期間まではですね。ところが、今の時点で方向性を見つけとくと、これは、クリーンパークであればクリーンパーク周辺の関係地区の了解も要りますので、ぎりぎりになって、さあ、地元がなかなか了解がもらえんというようになって、すぐ施設をつくるということにはなりません。で

すから、福永議員がおっしゃるように、長期的な考え方のもとに、いかにこの処理を減らしていくかという方向性のもとに3町しっかり議論も今もしておりますし、今後もしていくつもりで、3町長ともしっかりした気持ちで持っております。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

では、2つ目の質問に行きます。

高齢者運転免許更新バス利用の行政評価について質問します。今年の広報2月号にこの事案の掲載がありました。まず、この事案を実施するに当たる経費、税金が幾らかかっているのかというのはいかがでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

八尋総務部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

年2カ月に1回実施しておるわけですが、1回の単価が大体1万8,000円ぐらいになります。年額大体10万8,000円程度になります。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

この事案は、事業という、事務事業という概念でしょうか。それとも、どういう行政サービスに当たるのでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

八尋総務部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

一つは、交通安全という立場から高齢者の事故を少なくするということと、高齢者に対するサービスでございます。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

じゃあ、自治体の仕事としての事務事業じゃないということよろしいですか。

◎議長（進藤啓一君）

八尋総務部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

法で定められたような事務事業ではございません。任意事業と思います。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

任意事業ということであれば、今年の予算書案の中にその任意事業は含まれておりますか。

◎議長（進藤啓一君）

八尋総務部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

費用といたしましてバスの運行料ということでございますので、これは総務課の財産管理の中で公用車の一元化をやっとるわけですが、その中で計上させていただいております。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

ということは、この事案は事務事業じゃないということによろしいですか。

◎議長（進藤啓一君）

八尋部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

事務事業でないということではございませんけど、交通安全事業の一環として、それは取り組んでおります。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

26年度予算案の概要書の中に、平成26年度は182の事務事業を予定しているというふうに明記されてます。もう一度お伺いしますが、この事案は事務事業ですか。

◎議長（進藤啓一君）

八尋総務部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

費用的には、交通安全の事務事業費には入っておりませんが、事務としては、私は交通安全事業というふうに認識しております。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

であれば、なぜ予算書の中に明記しないんですか。

◎議長（進藤啓一君）

八尋総務部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

当初申し上げましたとおり、公用車の金の一元化ということで、車両が運行することは総務課では上げておりますので、それはその交通安全事業だけではございません。公用車を効率的に運用するという観点から総務課のほうに上げておるわけでございますので、そうしたほうが費用的に安くなるということで、そうさせていただいております。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

では、この事案に関する行政評価は、誰が評価できるんですか。議会で評価できますか。

◎議長（進藤啓一君）

八尋総務部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

評価の方法も内部評価と外部評価がございます。内部評価につきましては、利用される高齢者の方にもお話を聞いて、大変喜んでいらっしゃるということでございます。また、外部評価につきましては、そういうふうな委員の方にもこの事務については説明し、特にこれについての質問はあっていないようです。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

町長の平成26年度施政方針の中に、行政運営については総合計画の進行管理や行政評価を通して、職員一人一人が最少の経費で最大の効果を上げるという費用対効果の意識を持ち、創意工夫により町民サービスの向上と経費削減に努めと書いてありますが、職員はどのような感じでこの事業を、この事案を考えてられますか。

◎議長（進藤啓一君）

八尋総務部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

この事業につきましては、やはり経済効果と申しますか、その費用はマクロ的なものでございますので、個々に至って難しい面がございますので、やはりその費用というのは全体的なところで私は捉えております。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

難しい面とは何ですか。

◎議長（進藤啓一君）

八尋総務部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

福永議員が今おっしゃっておるのは、すべての事務事業について予算書に計上しなさいというふうなお話であろうと思いますけれども、そうしますと、公用車を利用してるのはそういう事業だけではございません。例えば、議会の視察ですよ、あれもバス利用してますよね。そういうものも全部上げるという話になりますが、そういうふうな紙面も余計にかかりますし、また説明も、そこまでの説明は必要はないと思いますので、私は今回の事務事業の中にその費用を上げていないというものでございます。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

議員の中にはいろいろな視点、見方があります。今、総務部長がおっしゃったのは、それはご自身たちの視点で、これは評価するに値しないと。行政の立場で考えて、これは明記する必要はないと、そういう考えですね。ただ、行政から離れた納税者の立場からすると、どうでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

八尋総務部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

細かいことになりましょうが、本来から言うたらそうすべきでございましょうけれども、事務面あるいは費用的な面を考慮して、やはりそういうふうな公用車の集中管理という観点から、総務課のほうで全ての公用車の管理を上げさせていただいておるといふような状況でございます。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

では、この70歳以上の方で運転をできない方はいらっしゃるんですか。

◎議長（進藤啓一君）

八尋総務部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

この事業に電話でお申し込みになる方は、更新したいというふうな気持ちであろうと思いますし、運転をできないという人数については、こちらのほうでは把握はしておりません。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

運転をできない人が、この事案に申し込みされるということはないんですか。

◎議長（進藤啓一君）

八尋総務部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

道路交通法が平成14年6月1日に改正されたわけですが、実は70歳以上の方は、この運転免許証の更新以前に高齢者講習を受ける必要があります。これは、講習と適性検査も含まれておりますので、大体その時点で、これは自動車学校あたりで出されるそうですけれども、そこでの判定は出るものと考えております。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

事前に、民間の講習所で講習を受けられるということは、運転はできるという認識でよろしいですね。

◎議長（進藤啓一君）

八尋総務部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

高齢者講習とそこで行われる適性検査の判定がどういうふうな形でされておるか、ちょっとよくわかりませんが、そこで恐らく検査する方が、運転ちょっと無理ということであれば、更新をされないようにというふうなことは言われると思います。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

一般常識的に考えて、申し込みをされる方は、ご自身で運転はできる。運転ができる方が、どうして自分で運転免許試験場に行かないで、どうして行政がバスを用意して、おぜん立てをして行かせてくれるのかと。そういう疑問を持つ町民がいないと思われませんか。

◎議長（進藤啓一君）

八尋総務部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

それは、70歳以上の方で、運転ができるから自費で運転免許証更新のところまで行けという話もありましょうけども、この粕屋町におきましては、非常に更新する自動車学校が遠うございます。福岡の中心市街も通っていかなければいけませんし、そういう便宜を図ったのと、また講習につきましては、事前に講習済みでありますので、単なる免許証の写真を撮ったり、そういうふうな事務だけでございますので、その点やはり高齢者の自立ということも考えて、町としてはサービスを実施しております。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

今、粕屋町から運転免許試験場に行くのが遠いと申されましたね。福岡県内三十数地方自治体ありますね。粕屋町は、近いほうじゃないですか。

◎議長（進藤啓一君）

八尋総務部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

あそこまでが、やはり18キロぐらいありますか。私は、高齢者が運転していくにはちょっと困難があるかなというふうな気持ちで、そういうふうな発言をいたしました。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

では、1年のうちで18キロ、もしくは1年のうちでどのくらい人間が走行するのかというのを物差しにはかれたことはありますか。

◎議長（進藤啓一君）

八尋総務部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

年間の走行数というのは、何と申しましても個人差ありますよね。私ども公務員あたりで、通勤だけやったら2,000から3,000ぐらいでしょう。その他の用途を含めて6,000、7,000キロぐらいと考えておりますけども。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

今7,000キロぐらいとおっしゃいましたね。18キロ、これが我慢できないですか。私は我慢しますよ、18キロ。私が申し上げたいのは、行政の目線で、これは必要ないだろうというのはやめてくださいということです。中には、運転はできる人を運転免許試験場まで行政の税金を使って、しかも無料でおぜん立てするような事業に対して、これは過剰サービスやないかと、税金のむだ遣いではないかと、そう考えてられる方もいらっしゃるんですよ。そこを行政の立場で、これは必要ないと、高齢者へのサービスやと。それは、正直いかがなものかと思えますけど、いかがですか。

◎議長（進藤啓一君）

八尋総務部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

車というと、我々の生活の一部になっております。恐らく70歳あるいは80過ぎても、やはり必要な、大事な移動手段というふうになっております。ただ、高齢者が車両を運転しながらその収益を得てる、営利を得てるというものじゃなくて、身の回りのスーパーとかコンビニとか、そういうところにちょっと1日に何キロか移動なさるといふようなものであろうと思えますし、やはり高齢者の人にはいつまでも元気で自立して、住みなれたこの粕屋町で長く生きていただきたいと、そういうふうな気持ちで私は取り組んでおりますので、これがむだな事業であるというふうには考えておりません。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

私が一言でもむだと言いましたか。私が言ってるのは、行政の目線で、いろいろなサービス、事業を考えてくれるなど。行政関係者じゃない第三者的な立場の人たちがこの事業を見てどう思うかと、そういうことで運営してくださいということです。行政の視点で全てを判断されて、それを俎上に乗せて、はい、第三者委員会の皆さん、これを審議してくださいと言ったら、これはもう行政の素案に乗ったことで結論が出るに決まってるじゃないですか。それで行財政改革はできますか、町長。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

いろんな視点からお話をお聞かせいただき、大変勉強になりますけども、私はこの事業は、高齢者福祉の一環だというふうに思っております。行政の目線から見て

どうのこうのという前に、私の一つの今まで続けられた政策の中で、2カ月に1回の70歳以上の方をバスに乗せていく、これは許される範囲内の政策じゃないかと思っています。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

もうここでちょっとやめようと思ったんですけど、私はある国に行ったときに、ある日系の自動車メーカー、そこに営業に行きました。そこで、購買担当者がいますね、これはもう現地の人です。福永さん、うちの会社は全国に工場がある、ものすごく有名だ。しかし、鉛筆1本購入するのにどれだけのサインが必要か知ってますかと。どれだけの部署を稟議を回して、鉛筆1本購入することができるか知ってますかと。私は、書類をちゃんと見せてもらいましたよ、判こを押してる日本式の。これぐらい小さな経費だからいいと、そこが甘いんですよ。改革なんてできませんよ。一つ一ついいか悪いか、それは各行政マン、持っているでしょう、これくらいはいいだろうと。ただ、税の公平負担、公平に負担していくと、そういう視点から立った場合、一方では自分で運転試験免許場まで行く、一方は無料で送迎していただく、これは税金の負担のあり方からいかがなものかと、そう感じますけどね。もう一回、いかがですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

いろんな角度からご意見をお伺いしています。十分参考にさせていただきたいと思っています。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

参考にされたのであれば、今後はやはりこの事業がいい、悪いは別にして、まず事業とするのであれば予算書に上げていく、そこで議会審議の中で審議させていただく、そういうことを前提に対応していただかんと、この事業というのは正直予算書の中に金額としてあらわれてませんからね。先ほど、年額18万円と申されましたけど。先ほど申したように、鉛筆1本を購入するのにどれだけ労力が必要なのかと、そういう視点に立たれて、自分たちの考えのもとに、この事業はいいから審議

をやめとけとか、そういうことはなしにさせていただきたいなというふうに思いますが、よろしいですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

事業として起こすのであれば、予算説明書にということでございます。そのようにいたします。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

じゃあ、一般質問を終わります。

（5番 福永善之君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

これにて本日の一般質問は終わりといたしますけれども、お越しいただいてます傍聴の皆様にお知らせとお願いをいたします。

今議会での一般質問者9名のうち、残る4名につきましては、明日行います。よって、時間の都合がつかますれば、明日も引き続きご出席賜りますようによろしくお願いいたします。ありがとうございました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

（散会 午後2時58分）

平成26年第1回（3月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

平成26年3月4日（火）

平成26年第1回粕屋町議会定例会会議録（第3号）

平成26年3月4日（火）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

- | | | | | |
|----|------|-----|------|----|
| 1番 | 議席番号 | 9番 | 久我純治 | 議員 |
| 2番 | 議席番号 | 6番 | 小池弘基 | 議員 |
| 3番 | 議席番号 | 12番 | 山脇秀隆 | 議員 |
| 4番 | 議席番号 | 11番 | 本田芳枝 | 議員 |

2. 出席議員（15名）

- | | | | |
|----|-------|-----|------|
| 1番 | 木村優子 | 9番 | 久我純治 |
| 2番 | 川口晃 | 10番 | 因辰美 |
| 3番 | 安河内勇臣 | 11番 | 本田芳枝 |
| 4番 | 太田健策 | 12番 | 山脇秀隆 |
| 5番 | 福永善之 | 13番 | 八尋源治 |
| 6番 | 小池弘基 | 15番 | 伊藤正 |
| 7番 | 田川正治 | 16番 | 進藤啓一 |
| 8番 | 長義晴 | | |

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 青木繁信 ミキシング 古賀博文

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町長	因清範	副町長	箱田彰
教育長	大塚豊	総務部長	八尋悟郎
住民福祉部長	水上尚子	都市政策部長	野中清人
教育委員会次長	関博夫	総務課長	安河内強士
経営政策課長	山本浩	協働のまちづくり課長	安川喜代昭

税務課長	石山裕	収納課長	瓜生俊二
学校教育課長	八尋哲男	社会教育課長	中小原浩臣
給食センター所長	城戸和子	健康づくり課長	大石進
介護福祉課長	吉原郁子	総合窓口課長	今泉真次
子ども未来課長	安河内渉	環境生活課長	因光臣
都市整備課長	吉武信一	地域振興課長	安松茂久
上下水道課長	山野勝寛		

(開議 午前9時30分)

◎議長（進藤啓一君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長（進藤啓一君）

ただいまから一般質問を行います。

9番久我純治議員。

(9番 久我純治君 登壇)

◎9番（久我純治君）

おはようございます。

議席番号9番久我純治、通告書に従いまして質問します。

質問に入る前に、前回の12月議会での一般質問について話させていただきます。

私、4年ほど前から、粕屋町の用途地域や建坪率の件について何度も行政に出向きましたが、その都度、この件の権限は県にあると聞きました。そのたび、県に出向き、話し合いを聞きますと、やはり権限は粕屋町にあるというお話でした。昨年一般質問の11月にも、県に確認の意味で出向き、やはり県の返事は粕屋町にあるとのことでした。すると、今度は今までの返事でなく、町に権限があると行政はいいました。今まで私は何をしに行ってたんだろということになりましたが、幾度も県に出向くこともしなくてよかったんだと思っております。説明は詳しく正確にしてほしいものです。結果が12月の一般質問のありさまでした。申しわけありませんでした。

では、本来の質問に移らせていただきます。

1問目、長者原下区の公民館の増改築はできないのか、2問目、駕与丁公園の中に彫刻を置いて公園の充実をはかっては、3問目、枯れたケヤキ通りのケヤキの植替えは、の3問について質問します。

1問目、長者原の公民館の増改築はできないものかについて質問します。下区の公民館は、平成8年の建築に、当時においてはとても立派な公民館でした。それまでは今までの仲通公民館を上区、中区、下区の全部の区で使用しておりました。今の公民館では、雨が多いときは前の水が水没した上に、公民館には行けませんでした。この件につきましては、12月議会で、農区の人たちと話し合いすることもできましたし、区長さんとの要望で行政のほうも動いてくれるということでみんな喜んでおります。一日も早く完成するように願っております。有事のときもすぐ利用で

きて、公民館が本来の意味である機能を発揮できるようにしたいものです。

しかし、平成8年当時は粕屋町の人口は3万2,225人で、1万968世帯でした。現在の人口は、平成26年1月31日現在で、粕屋町人口4万4,712人で、1万8,236世帯です。平成10年度しかわかりませんでした。下区の人口は708人で、世帯数が232世帯です。平成26年1月31日現在、人口は2,678人、女性1,369人、男性1,278人、合計2,647人です。世帯数は1,028世帯です。人口で約3.7倍、世帯数で4.4倍の多人数になっております。6歳以上の人も、女性218人、男性179人で合計397人です。公民館には100人ぐらいいしか入ることはできません。毎年、敬老会の年齢も1つずつ引き上げているのが現状です。それかといって、今、町に対して新しい広い広場で大きな公民館を望むことはできないでしょう。また、無理だと思ったり、大変だと思ったり。できれば、今のうちでできるだけ増改築をしたらと思いたしますが。行政としての考えをお尋ねします。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

おはようございます。

ただいまの久我議員のご質問にお答えをさせていただきます。

長者原下区の公民館の増改築はできないものかというお尋ねですが、現在の長者原下区の公民館は、ただいま議員おっしゃいますとおり、平成8年に建設されまして、土地及び建物の所有者であります粕屋町と平成8年3月に町有財産の使用貸借契約書を締結していると聞いております。その中で、修理及び増改築が必要になったときは、粕屋町公民館整備費補助交付規程という規程に基づきまして、全て下区の負担とすることとなっております。ただし、地元区長から改修計画が出されますと、粕屋町の補助金交付規程に基づきまして補助金を交付することとなっております。各自治公民館の大規模な増築や改修につきましては、事前に各区より計画書を提出していただいておりますし、協議いたしまして、特別の場合を除き翌年度の予算に計上することとなっております。また、補助額につきましては、基本的に増築、改築、修繕工事の補助割合は、補助対象額の60%を限度額としておりますので、残りの40%は地元の、下区の負担ということになっておりますので、ご理解賜りたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

最近は、思わぬ災害が起きております。天災といえれば天災で予測できないものが

多過ぎます。12月議会で、公民館の前の水路のほうはどうか解決するようになっておりますが、今、粕屋町の公民館についてお話を聞きましたけど、今何かをすると、下区の公民館は駐車場もなく、また何かするとあそこの路上駐車で、いつもいざこざが起きております。あそこの公民館を使用する習い事の教室も、今までは路上駐車でありましたが、その問題で今全部よその公民館に移ってしまいました。そして今、私たちが下区で何かするときには、駐車場がなく、あのアパートとか、路上駐車をやっております。これが現状です。できたら、私の提案ですが、あそこの今、公民館の一番奥、上座のほうになるんですが、あそこの倉庫があります。あそこに2メートルちょっとぐらいの広さがあります。あれをいっぱい延ばして、その手前の、逆に言うと今用水路があるところに軒下をいっぱい延ばせば、約40名か50人入る広さのスペースがとれます。そして、あそこに防火用水があるんですが、確かに防火用水も大事と思うんですが、粕屋町の私たちの下区は駐車場ございませぬ。それで、あそこを削って、たしか5台か6台がとめれるような駐車度できると思うんですが、そして横に、今現在物置とか不燃物置き場になっておるところが少し駐車場があります。あそこに、その容積が、簡単に言うたらおかしいんですけど、防火用水の容積があると思うんですよ。それで、その容積が足らん分だけでも、あちらのほうに何かできないものかと思ひまして、私の提案ですが、どんなふうでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

下区のバッティングセンターの先の四つ角だと思いますが、機会を見つけて現地視察して検討していきたいと思ひます。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

区長さんとの前に話し合っ、一応私こんなところで言うて、要望を上げてもらうように今なってるんですが、とにかく粕屋町だけじゃなくて、下区の公民館は災害時の避難場所になっておりますので、ぜひ有効に使われるように、また安心して使えるような公民館にしてほしいし、今言ったように敬老会も3倍おります、3倍以上。毎年毎年、私たちも繰り上げて、・・・じゃないんですけど、やっていくのも見苦しい、また、楽しみにしてあります。ぜひ、よろしく願ひします。

2問目に移ります。2問目、駕与丁には桜の花、またバラの花が咲き、とってもいい公園だと思います。ですが、冬になると殺風景とも言えかねませんが、物足り

ないのが見えます。

随分前のことになりますが、1984年4月21日にオープンしたという玄海国定公園の中で、玄海彫刻の岬・恋の浦がありました。皆さんも若いころ行かれたことでしょう。2001年12月に一旦閉園したのですが、2008年7月に、四駆のダートコースやオートキャンプなどと自然を親しむ施設、玄海国定公園・恋の浦ガーデンとしてリニューアルオープンしました。また、2012年12月10日、オンロードサーキット「スピードパーク恋の浦」がオープン、今後はモータースポーツ等を中心とした新しいジャンルのレジャー施設として、お客を呼び戻したいということです。彫刻は今も残ってるそうです。今は福津市が管理しているそうです。私たちも遠かったけれど、幾度か出向いたところ、彫刻を楽しんだものです。花も生き物ですが、駕与丁公園には桜の木はもう植えるところがありません。2年前に私たちは2月に公園内に太鼓桜として12本の桜の木を植えていただきました。本当は毎年植木ができるようならば、公園を一周するように桜の木を植えたかったのですが、これ以上は植えるところがないそうです。この桜の木の下で、子どもたちが太鼓をたたくのを見たりしております。バラの花はどうか知りませんが、これ以上に植えるところがあるのでしょうか。この公園の中に、彫刻や歌碑でいっぱいになると、一年中公園が楽しめるのではないのでしょうか。また。酒殿駅からも近いし、一日も早く酒殿駅前の開発ができれば、行く人も防犯灯もできて、今以上に利用するお客が増えるんじゃないかと思います。

先日、私ルクルに行きましたところが、前に言ったかもしれませんが、ルクルは酒殿駅は使わないように言っているそうです。防犯の意味からと汚いってことなんです。JRのほうに言わせると、今現在、使用人数が1日1,000人程度らしいんです。これが無人駅にするかしないかの境だそうです。だから、できれば、これ以上増えれば駅もきれいにしますということなんです。町長、もしこんな興味がありましたら、質問しますから、ちょっとお答えしてください。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

大変、文化、芸術の公園にするということでは、大変高い見識を持ったお考えだと思います。玄海のほうのやつは国定公園でございます。粕屋町の駕与丁公園、これは県の県立公園かと言われるほどの公園でございます。ふだんシルバー人材センターの方々に、毎日手入れに入ってもらっています。そういったことで、いつ言っても非常に整然としたきれいな公園になっております。おっしゃるように、もう今からは桜が咲き始めます。5月になればバラ祭り、秋はまた秋バラで、それで何と

いっても冬は冬で公園の水の中に渡り鳥が来ます。これは彫刻以上の効果があるのではないかと思います。彫刻は彫刻として、今後の財政状況等含めて考えながら、一部はドームの裏にカモとかウサギとか、ブロンズではありませんけども、彫刻らしきものを配しております。今、もう桜の時期が近うございます。今インターネットで、桜の俳句を募集しております。集まれば、審査をしていただいて、桜の木にかけるとか、元進藤福岡市長が桜を切ってくれるなという市民の願いに市長がその応えに短歌でお答えしたというような、桜はいろんな思いがございます。今のご意見については、今後の検討課題だというふうに思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

今の町長がおっしゃったように、桜の木、バラ祭り、一年を通していろいろあるんですが、私も週4日は利用させてもらっております。冬、来町する鳥もおりますけど、できればいろんな公園に、私たち彫刻の募集は公募すれば、何か福岡市に聞けば、できるそうです。そして、中にはやはりも野鳥もいいんですけど、彫刻、私も視察のたびに朝早く行くもんですから、出るもんですから、前の日に大体泊まったホテルの頼んでから、いろんなところを頼んでみるんですよ。そしたら、もう2時間ほど私時間持ってますから、それでずっとあちこち散策して回るんですよ。そしたら、やっぱり彫刻なんかあると、真っ暗な中でもやっぱり落ち着くんですよ。興味ない人はそれはもう関係ないかもしれんけど、私はたまたま彫刻に興味がありますから、そんなふうであちこち見て回るんですが、そしていろんな町の中に、公園の中には大体彫刻いろいろありますよね、いろんなところに。有名な公園には大体大きい彫刻もあります。たしか町長おっしゃるように、四季折々のあれはあるんですけど、これにJRのことをいろいろ話すと、もう一度その集客を考えてほしいという話がよく出るんですよ。できたら、こんなところに彫刻か何かを置いて、一年中というか、あれを一周してゆっくり見れるような公園、そしてせっかくやったら日本一ぐらいの公園にしてほしい。そして、桜だけじゃなくバラももう少し本当は植えてほしい。やっぱ、野中部長はしょっちゅうバラの手入れしてありますけど、感心しますけど、とにかくバラは生き物ですから、ただ生き物っちゃうのは手入れせないかん、ブロンズもそうかもしれんけど、やっぱり彫刻なんか置いて、一周せんと、もう少し半分、3分の2ぐらいバラありますけど、その後がないんですよ。せっかくあっちのほうにも何かこう置いてゆっくり見れるような、ぜひ日本一の公園にしてもらいたいと思います。ぜひ、これ町長にお願いしておきま

す。

3問目に移ります。枯れたケヤキ通りのケヤキの植替えについて質問します。ケヤキ通りの切り過ぎて枯れたケヤキを植替えると言って3年目になります。今が植替えの時期だと思いますが、その後の対応はどんなでしょうか。ケヤキは今からが新緑から始まって秋の真っ赤な葉づく、人の心の癒やしです。暑い夏では、木陰ができて木漏れ日で、すさんだ人の心も大きな大きな楽園だと思います。毎朝、信号まで行く間、木をたたいております。枯れたのではないかと心配です。しかし、小枝の先にしっかりと小さな小さな固いつぼみをつけております。先日も切り株に雪がしっかり積もっていました。小学生の子どもがぼんと乗ったら転んでしまいました。木も生き物です。部長もさっき言ったように、バラの花をものすごくかわいがっているのはよくわかります。ケヤキも秋はとつてもすてきです。バラや桜みたいに花は咲きませんが、色とりどりの葉、ケヤキ通り、名前のおり立派な通りです。前にも言ったことですが、必ず何人かの人たちがカメラを持って、秋には写真を撮りにきておられます。しかし、その信号の近くだけしか、近くの木が3本とも切っております。寂しいです。それから、このごろよく聞かれるのですが、ケヤキ通りってついでなのに、何で長者原の信号から先ないんですかって、よく聞かれます。場所がないとですよと言うんですけど、寂しいですねと言われます。せっかくだったら、今ケヤキ通りがあるケヤキをもう少し手入れして、やっぱりみんながあれだけ楽しんでいるケヤキですから頑張ってほしいんですが、その後の対応を聞きたいです。

◎議長（進藤啓一君）

野中都市政策部長。

◎都市政策部長（野中清人君）

議員がおっしゃるとおりでございます。ケヤキ通りという通りの名称までつけておりますにもかかわらず、深い切り込み、これは強剪定というような言い方しますが、それと剪定の時期に問題があったと思われることによって、結果的に数本が枯れたり弱ったりしております。言われますように、その枯れた木、もしくは弱った木は根元から切って、今切り株が4カ所ほどございます。当時の剪定の目的は、住民の方からの見通しの悪さの指摘もあったり、交通標識や交差点付近の信号機の視界確保、また大型車両の接触、風により電線への接触を防ぐためという目的で行ったものであります。しかしながら、結果的に今、時期それから切り込みの深さからして、今のような現状に至っております。平成24年9月の質問で、枯れたケヤキのその後の対策についてはという質問もございました。時期を見て植替えをする と答えております。昨年度は、予算の都合と長者原中区のJR香椎線横の横断歩道

設置に伴うケヤキの木の伐採等もありまして実現ができておりませんが、今年度、既にもう計画しておりまして、今年度の3月末までに植替えをいたします。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

これで私も安心しましたけど、とにかくせつかくあれだけのケヤキ通りというて有名になっておりますので、ぜひかわいがってやってください。木も生き物です。そして、恥じないケヤキ通り、できれば本当に延長したい。ところが、今言うように場所がない。だから、せめてある間は、もう少しやっぱり手入れして、やっぱりやってほしい。そして、専門家の人がおられると思いますから、やっぱ切るときは専門家に訪ねて、きれいなケヤキ通りを確保してほしいと思います。

短いんですけど、これで私の質問を終わります。

（9番 久我純治 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

6番小池弘基議員。

（6番 小池弘基君 登壇）

◎6番（小池弘基君）

おはようございます。議席番号6番小池弘基です。

今日は、喉がかれておりまして、非常に何を話してるかがちょっと聞き取りにくいかとは思いますが、一生懸命わかりやすく質問したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

早速ですが、一般質問のほうに入ります。

1番目の質問は、自然災害への対策と現状について、町長に尋ねます。施政方針の中で、町長が次のように述べられておられます。国内におきましては、ここ数年続く異常気象や東日本大震災の教訓を受け、気象庁は特別警報を創設しました。そのような中で、例年以上に発生した台風や竜巻に、特に伊豆大島を襲った台風18号やフィリピンを襲った台風30号は甚大な被害をもたらし、改めて自然の恐ろしさを思い知らされる出来事でした。被災された皆様や被災地域の一日も早い復旧、復興を願ってやみません。粕屋町においても地域防災計画の見直しを行い、新たに指定を受けた土砂災害警戒区域の説明会を実施するなど、町内の危険箇所の情報を町民の皆様とともに、行政区単位での自主防災組織の進展を図ってまいりますということでございます。町民の皆様の大切な命、財産を守るために、防災、減災対策はスピード感を持って集中的に実施してまいりますといったようなことでございますが、

そこでここで町長に、この計画を実現するために、もう少し詳しい具体的な対策をお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

詳細なシナリオにつきましては、総務部長のほうからお答えをさせます。

◎議長（進藤啓一君）

八尋総務部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

ただいまの小池議員の質問は、安全・安心を実感できる社会、地域社会を実現するための対策はというものでございます。

平成23年3月11日に発生しました東日本大震災以降、九州北部豪雨、伊豆大島の豪雨、東日本での豪雪など、今まで経験したことのないような災害が全国各地で起こっております。人間の想定を超えた自然の営みに畏敬の念を持ちつつ、自分の命は自分で守る、自分たちの地域は自分たちで守るという主体的な視野を持つことが大切であると思います。災害時における公助には限界がございます。身をもって経験をされました被災者の教訓から、自助、共助の重要性とふだんからの備えの大切さをこれまで出前講座で訴えてまいりました。平成25年度におきましては、行政区にお願いし、防災講座を通し、災害の知識、災害時における行動、避難訓練などを行いました。特に、災害弱者の安否確認、避難所までの誘導は自主防災組織の役割が欠かせないというものになっております。その結果、新たな自主防災組織が生まれておりますが、平成26年度におきましては全ての行政区における自主防災組織の早期創設に向けた支援制度を設け、促進を図ってまいります。いざという時のために地域の防災力を高めていただく、そのためには町民の皆さんが日ごろから地域とかかわり支え合う関係をつくっていくことが何よりも重要だと考えております。それには行政区単位でのレクリエーションや、あるいは環境美化作業など、ついでの機会でもよろしゅうございますけども、地域の安全点検や防災訓練を通し、皆さんで災害について考えていただく機会をつくってもらうことが大事であろうと考えております。一朝一夕にはなりません、その積み重ねが地域の団結力を強め、そして安全・安心を実感できる地域社会の実現につながるものというふうに考えております。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎6番（小池弘基君）

今、総務部長の答弁の中に、やはり具体的には各行政区で自主防災組織を立ち上げていくと、そういったふうなことをやりながら町民のいろんな連帯感とかを高めていきたいといったお話だったと思っております。これは、町長の所信表明の中にも特別警報というものが創設されましたといったことが述べてありますけども、以前粕屋町も防災マップ、いろんなものがありまして、県のほうもそうですけど、国のそういった特別警報といったものを受けて、風災害編であったり、地震編であったり、そういったふうな形のものに分けて、もう少し具体的なマップ、マニュアルみたいなものをつくっていかうといった話もあったかと思えます。その辺のところを今現在、粕屋町がどのような形のところまで進んでいるのか。また、今現在、つくっていかうといった話もございましたけど、その辺の現状をちょっとお尋ねしたいと思しますので、よろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

八尋総務部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

校区別の防災マップ、それから防災計画につきましては、担当課長の協働のまちづくり課長がお答えしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

安川協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（安川喜代昭君）

防災マップにつきましては、平成23年度に、各行政区の役員さん中心に集まっていたきまして、こういうふうなものをつくらさせていただきます。これにつきましては、24年の当初、全戸配布をさせていただきます。現在も転入者の皆様には庁舎窓口で配布をさせていただきます。それから、各地域の出前講座等々でも、こういうようなものをどうぞ確認をしてくださいというふうな形で紹介等々もさせていただきます。今後、この防災マップ、どういうふうな形で修正等々かけていくのかということをございしょうが、平成26年度につきましては、土砂災害警戒区域、これが粕屋町、もうすぐ指定されますので、その関係の防災マップをつくりたいなというふうに思っております。これにつきましては、24年度に配布をしておりますので、いましばらくはこのマップを利用していきなうふうを考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎6番（小池弘基君）

今、協働のまちづくり課の課長のほうから、防災マップについての話をお聞きしました。私も今日は自然災害の対策と現状についてといったテーマで、3つの項目で質問しようかなということでしたので、最初は今町長に対して施政方針でも述べられたような内容のものをお聞きしたわけです。

今、協働のまちづくり課の安川課長のほうから、具体的な防災マップのお話も出ましたので、続きまして関連でそのまま総務部長のほうにまたお尋ねしたいと思っておりますけれども、今、私も思っています、これ私原町に住んでおりますので、中央小学校校区の防災マップといったものでございます。立派なものが出てくるなど思っております。ただ、この中には今言われたようなさまざまな問題、まだ完全にクリアしてないようなところもあるかと思えます。ここで、この防災マップ、今日はこの中央小学校の校区のものをちょっと持ってきておりますけれども、特に先ほど言った粕屋町では地震を除きますと、自然災害といったものはおおむねやはり洪水、大雨に対するやはり水の問題じゃないかなと。須恵川もあれば多々良川もあり、比較的平野部が多い粕屋町の中では、低いところがたくさんあるのかなといったところがございます。ここの中で、避難場所に挙げておられる各小学校であったり、公民館であったり、そういった中で、原町公民館もまだまだ比較的、低いところといっても、公民館そのものが水につかったことというのはほとんどまだないんですけども、すぐ近くにありますがこれは下長者原の公民館ですか、もうあそこあたりはこの防災マップでも冠水する地域というか、大変水もすぐ冠水するような場所がございます。先ほど、久我議員のほうも、公民館の改築だとかいろんなものも意見としては出ていたように思いますが、このマップをやはりつくっていく中に、やはり水害に強い避難場所とそうでない避難場所があると思えます。その中で、これ全部粕屋町全体でいくと非常にまた幅が広いし、時間もかなりかかりますけれども、この中央小学校校区の防災マップにおいて、そういったふうな水に弱い箇所といいますか、今現在避難場所に指定されてるけれども、ゆくゆくは変えていきたい、もしくはこの防災マップに、雨に関するそういった水害はここはだめですよといったものがすぐわかるような資料なり、マップにつくりかえていく必要があるんじゃないかと考えますが、そのことについてお考えをお聞きしたいと思っておりますので、お願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

八尋総務部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

災害時の避難所としましては、地元の公民館、それから学校あたりの公共施設、そして今おっしゃっているのが、災害にもいろんな種類がございます、水害、地

震、台風、これ3つの災害があるわけでございますけども、特に水害においては、一部の避難所のうち、使用できない区域があると。これは地形的な問題で、浸水しやすいという場所があると思います。校區別のマップについても、浸水、今まで経験した場所については表示をしておるところでございますし、またその水害時にそこが適切かと言われると、そうでないということで、その避難場所の使い分け、また避難場所につきましては、そういう地域の避難場所につきましては別途やはり避難場所を設けることが必要があるということで、現在そういうふうなところをいろいろお願いしておるところでございます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

今、総務部長がお話ししましたものにつけ加えますと、公共の施設のみが避難場所じゃない、粕屋町にはいろんなマンション等ございます。即、指定した避難所、公共の避難所に行けないという場合が出てこようかと思えます。一時的な避難については、そういったビルオーナーとも協議しながら、一時避難の協力を今後お願いしていきたいというふうに思っています。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎6番（小池弘基君）

町長、ありがとうございます。

公共の施設だけという考え方ではなくて、非常に最近は粕屋町も高層マンションといえますか、たくさんできてきておりますので、そういったところのオーナーと災害時についていろんな形の協力をしていただくような、あらかじめの取り決めといえますか、そういったものも必要かなと思っております。そこで、先ほどから何度も出ております自主防災組織のことについて二、三、お尋ねしたいと思いますけども、現在のところ、私が昨年原町区と、上大隈区が防災の自主防災組織ということで立ち上がりましたと。私も原町区の防災の講義には2度ほど参加させていただいております。その中で、最近また新しく数カ所できたということも聞いておりますので、現在幾つのところが新しく自主防災として立ち上がったのか。あと、また今後のスケジュールなどがわかりましたら答弁をお願いしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

八尋総務部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

自主防災組織の結成といえますか、創設の状況でございますが、今小池議員がお

っしやいましたとおり、平成24年度に、上大隈区、そして原町区かできております。今年度は、駕与丁区、甲仲原区、柚須区が立ち上げられました。そしてまた、来年度には、26年度になりますけども、乙仲原東区、内橋1区、こういうところができるというふうな状況になっております。

今後の活動予定といたしましては、地域からの災害犠牲者を出さないために、地域防災力の核となる自主防災組織の活動を通して、地域の皆さんで支え合う態勢を日ごろから構築していただくことが大切です。具体的には、高齢者や独居老人等の見守りや声かけ、地域活動への参加、これ先ほども申しましたが、そういうもののご近所づき合いなどを通して、地域コミュニティーを高めながら、地域の特性、予定される災害種別、災害時要援護者の把握や支援者の掘り起こしなど、地域課題を共有することが大切だろうというふうに考えております。また、日ごろにおきましては実働の訓練、これは救命訓練、救急訓練、避難訓練、消火訓練などがございしますが、こういうことも実施していくことが重要であろうと思います。町といたしましては、地域の皆さんで支え合うための自主防災組織、これの自主、自立に向けて支援のほうをさらに行ってまいりたいというふうに考えております。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎6番（小池弘基君）

自主防災組織が今後いろんな形で立ち上げていかれることと思いますけども、やはり粕屋町、24の行政区があるわけですけども、これを全部やはり必要だと私も考えてはいますし、執行部としても当然それに向けて今後いろいろと支援をされていられるのではないかなと思っておりますけども、おおむねいつごろまでに全部の行政区に自主防災組織を立ち上げていくといったそういったスケジュールがおりかなと思いますので、その辺のところをちょっとお尋ねしたいと思いますので、よろしくお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

八尋総務部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

自主防災組織の組織化につきましては、なるべく早い時期に粕屋町の全区につくっていただくということが理想的でございますけれども、この4月に、自主防災組織のために、組織強化支援助成金というふうな制度を設けるようにしております。これの目的は、組織の新規設立あるいは既存の組織の防災力、あるいは活動の強化、災害時避難行動要支援者または要配慮者への避難支援の強化、地域住民を対象とした防災訓練、防災用保存食、または消防用機器の更新、あるいは防災に関する研修

会の開催等に助成金をするようにはしておりますが、期間としては3カ年をめどに考えております。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎6番（小池弘基君）

本当、ありがとうございます。そういった助成金だとか、いろんな制度新しく設けていっていただくということは非常にありがたいことだと思っております。これからいろんな防災計画だとか、またマップの見直しとかされていく中で、ひとつお願いといいますか、八尋総務部長に最後の質問になるかと思いますが、当然特別警報を含めいろんな警報がこれから出てくる、今まで百年に一度とか五十年に一度といった非常にほとんどめったにないような災害も、最近では本当1年置きぐらいに、本当に過去経験がないような集中豪雨であったり、いろんなことが起こってきてる昨今でございます。そういったときの今現在粕屋町は防災の連絡を防災無線といったものがメインでされておられますけども、やはりその風雨といいますか、台風であれ大雨であれ、そういったときほど窓を閉め、いろんな形の中で家にいますと、ほとんど無線が聞こえないという現状だと思います。また、これをボリュームを上げればじゃあいいかという、マイクとかスピーカーのすぐ近くの家庭ではただ単なる雑音にしかならないといったこともありますし、これをどうやって皆さんの家庭にいち早く安全に、またかつその全員に確実に伝えていく方法を、これも非常にまたいろいろとメールの問題であるとか、執行部にはまたいろんな考えがあるかと思えます。そういったのもあわせて検討していただいて、やはり3年をめどというような、今部長からも大体スケジュールの日程も聞きましたので、それにあわせてぜひともやはりこの粕屋町が町長言われるように、本当に災害に強い、またみんながこれで災害に、自助、共助含めた取り組みがなされていくようなやっぱり支援をお願いしたいと思ひまして、総務部長に質問をこれで終わりたいと思います。

続きまして、今度は野中の中都市政策部長のほうにお尋ねいたします。これ一般質問の中で、通告書にも書いておりましたけども、やはり私も防災講座参加してる中で、今度は地震だとかといったものは、本当いつ起こるか分からないと。そのためには、やはり日ごろから粕屋町に危険な場所がどこにあるのかとか、そういったものをやはり把握することや、それに対する訓練とかといったものが必要ですよといったことを再三聞いてきております。

その中で、具体的な質問になりますけれども、若宮区2丁目のところがございますヘアースロンヤマモト前にある箱田重三氏の石碑でございます。これは、2年ほ

ど前、町長に一度質問したこともございますけども、その当時は私有地の問題でもあるということで、これは町のほうからそういったふうな住民の方から、やはり危険だから何とかしてほしいとか、そういったものを持ち主のほうに伝えて、それをまあちゃんとをしていきますよといったお話だったと思いますが、現状どういったふうなところ、何度か持ち主の方にそういった住民の方の声があるということを説明に行かれたのか。その説明に行ったのであれば、その後持ち主の方がどういったふうなことを考えてあるのか、そのあたりをお尋ねしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

野中都市政策部長。

◎都市政策部長（野中清人君）

ご質問の箱田重三氏の記念碑でございますが、村長、県会議員を歴任されて、自治行政に対する功績をたたえて、大正14年5月に、若宮区の県道伊賀仲原線と町道原上若宮線が交差します角地に建立をされております。平成23年4月に、当時の若宮行政区長から、地震時倒壊の危険性と朝夕のラッシュ時の狭い理由での歩行者の安全確保のために移転の要望書が提出をされております。23年度時点での移設工事費を町のほうで見積もりをしました結果、約500万円というような工事費となっております。倒壊の危険性に対しましては、全く危険性がないとは言えませんが、去る平成17年3月20日の福岡西方沖地震、粕屋町におきましては震度5強という地震がございました。この際につきましては、影響はほとんどなかったと思われま。町内には、同様な記念碑が十数カ所ありますが、さきの地震の際に少し傾いたり、横に移動したりした箇所もございます。これらにつきましては、後継者の方が補修をしてやるのが現状でございます。原則的に、個人敷地内に個人の方が所有してあります記念碑は、所有者の方の責任によって安全性の管理が行われるべきだと考えております。

それから、質問の中に。その後相手方との説明等があったかというお尋ねでございますが、先月も病院の、これは元院長先生、今理事長をしてありますが、とは直接この方とは会っておりませんが、事務長もしくは事務次長さんとお会いもしまして、大変その件については、倒壊の件については心配もされておりますが、維持管理も毎年2回草刈りもやっておりますと。もし、県のほうで交差点の改良とか、それから新たな伊賀方面に向かう歩道の設置等が計画をされますならば、協力は、移転についての協力はしますと、そういうことを理事長は言ってありますということを書いてありました。個人さんの土地ですから、草刈りもしくは裏側に木が生えたりしておりますその辺の維持管理については、うちのほうからもまたお願いを続け

ていきたいと思えます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎6番（小池弘基君）

今の建設してある場所ですけども、私が当初調べたところだと、大正15年に、あれがつくられたということがございます。その当時は、ほとんど人の通りもなく、今みたいな車の時代でもなかったということもありますけども、それからもう随分と月日もたって、確かに平成17年の西方沖地震では倒壊しなかったということですけども、やはりそれから数年たってきたり、今石碑の後ろに自然に生えたような木がだんだんと年々大きくなっております。当然、大きくなるということは根も張ってくるということですし、いつの時点でそれがまたひび割れて倒れるといったこの危険性といったものは本当日に日に募ってるんじゃないかなと私は思っております。確かに私有地ということではございますし、同じようなところが町内何カ所もあると。また、そういったところは各持ち主の方がメンテナンスなり、いろんな形をされてあるという現状も十分理解はできるんですけども、場所が場所ですので、もし何かあったときの今度はその子どもさんだとかいろんな本当あそこは人通りが多いところに、大変な事故につながる危険性が考えられるところだけに、個人の方の所有物を町がどうのと、なかなか難しい問題は残るとは思いますが、町有地がそんな広い場所ではない、あそこも3坪か5坪かわかりませんが、そういったところがあれば、町有地とあそこの土地の等価交換するとか、何か別の場所を提供するとか、そういったような考え方もまた一つだと思いますので、これは野中部長また町長にも、これは相談というかお願いでございますけども、やはりなかなか個人土地に町がどうかかわるかといった問題もありますけども、さりとて今の現状、あれが倒れてけが人が出たりしたときに、じゃあ100%私有地、個人の所有物だから、町は全く関係ありませんよと、責任ありませんよとなかなか言い切れる問題でもないかと私は思います。そこで、やはりその移転の一部補助金であるとか、もしくは町有地とのバスターであるとか、そういったふうなことも、ぜひとも考えていただきまして、いち早くこの結論になり、方向性を出していただければ幸いですので、これはここでどれだけ時間かけて質問しても、そうですという結論はなかなか出ないことだと思いますので、これは要望としてお願いしたいと思っております。

それで、最後の質問に移りたいと思えますけども、これは町長にお尋ねしたいと思えます。今まで粕屋町の町道だとかというところに通り名をつけましょうといっ

た運動といたしますか、そういったのでやってこられたことがございます。先ほどもケヤキ通りといった名称が出てきましたけども、さくら通りであったり、コスモス通りであったり、そういった町道に通り名をつけた箇所が何カ所かございます。私の記憶では、当初10カ所ぐらいいろんな通り名をつけて、それに対していろんなサインといたしますか、名前をつけて、どこからどこまでが何々通りですよといったものをつくっていきましょうといった取り組みがなされていたと思いますけども、これが現在どうなってるのか。ちゃんとまだまだ継続してますよ、時間はたってますけども確実に少しずつでも確実にやり遂げていってますということなのか、いつの時点かで、途中でこの計画がとまっているのか、その辺の進捗状況をお尋ねしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

お答えいたします。

これは、今現在、3つの路線で名称をつけております。1つはさくら通り、1つはケヤキ通り、1つは江辻のインターの間のコスモス通りの3つでございます。それ以降は、これといった名称はつけておりません。ただ、つけられるとすれば、今江辻区の地域の方が、菜の花をちょうど今盛りでございますが、そこら辺の通りを菜の花通りとかという名称が、つけるとすればそこら辺かなというふうに思います。まだ、道路周辺環境がそれなりの環境づくりができていないところに、むやみに通りをつけても、よく意味がわからないというようなことにもなりますので、今後そういった環境づくりができましたら、新たな通り名もつけていきたいし、今、1つ考えられるのは、西地区の千代、今年3月にでき上がりますが、その通りが大変立派な道路になります。ここら辺が通り名がつけられるかどうか、これ県道でございますので、そこら辺の協議をしながら、新たなにぎわいもそこそこありますので、それにふさわしい通り名を公募するとかということを考えていきたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎6番（小池弘基君）

今度は総務部長にお尋ねしますけども、以前粕屋広報紙のほうで、通り名の案といたしますか、たくさん出てたと思います。私の記憶でいきますと、審議委員の方々がこういった通りがいいんじゃないかといったところで、広報紙の中でもいろんな冊子とかチラシみたいなのができてたかと、私は記憶しております。原町のほ

うでも、一般的に旧道って呼んでおります原町本通りであるとか、最近阿恵大池公園がきれいになりましたけども、前の道を大池通りであるとか、あと九大農場に沿って町道がありますけども、向こうのところだったら鶴見塚と旧名呼んでおりますけども、鶴見通りであるとか、そういった通り名を原町行政区のほうも執行部のほうに対してこういった通り名をつけてほしいといったような話もあったかと思われまます。その辺のところは、やはり町として始めた事業計画であれば、やはり期限を切るなり、いつまでどうするといった話、またその通りもいろいろとやはり名前をつけたサインといいますか、そういったものも始まりがどこからで終わりがどこだと。その間は、よく道路なんかには標識がありますよね、スピード標識っていうか、あれがここからが40キロが始まりますよ、ここで40キロ終わりますよみたいな、そういった標識を参考にしながら、やはり誰が見てもどこからどこまでがこの何とか通りだといった、ケヤキ通りであればケヤキ通りだと。また、先ほど久我議員も言われましたように、ケヤキ通りという名をつけたからには、やはり誰が見てもケヤキがやっぱしあってほしいよねというところ、それが何かの事情で枯れたりしたものであれば放置せずに、やはりそれはそれで予算をつけながら計画的に、ああこれがケヤキ通りだなんていったら皆さんがわかるような環境づくりも必要かと思いまますので、これはもうこれもまた要望になるかと思えます。しかしながら、これは総務部長にお尋ねしますけども、こういったものを以前も確かにあったと記憶してまますので、その辺のところを総務部長のまた考えをちょっとお尋ねしますけど、よろしくお願ひします。

◎議長（進藤啓一君）

八尋総務部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

道路の愛称につきましては、その当時、広報かすや、町のホームページ等で募集し、34点の応募があったというふうに聞いております。その中から、ただいまお話がありましたように、粕屋町の通り名を考える会というものができまして、その中で12路線が選定されております。その後、候補路線につきましては、広報かすや、その他区長会や議会のほうに説明、報告を行って、最終的には初めに町長が申しました3路線が決定されたというふうなことになっております。今後につきましては、12点のうち3点と、それだけでも9路線あるわけでございますけれども、平成20年度、21年当時の応募された路線愛称でよいものか、変えなくてはいけないものか、こういうことも含めまして、先ほど町長が申しましたとおり、検討のほうをしていきたいというふうに考えております。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎6番（小池弘基君）

やはりそういったふうな自分たちの思いを伝えた、その中で結果がどうなったかがフィードバックされてないというところにやはり問題があるのではないかと思います。当然、そういったふうな愛称、通り名をいろいろと提案した方々はいつになったらどうなるのかっていうのをやはり心待ちにされてあります。私にも、小池さん、こういったのがあったよね。その後どうなってますか。3つで終わりなら、終わりという形をホームページないし、粕屋広報紙で町民に知らせるべきだと思います。もしくは、もともと12ぐらいのその通り名がありました。3つをとりあえず決めました。まだまだいい通り名があるから、それは予算の関係もあってもう少し検討したいのであれば、その旨、やはり何年度までにどうするといったところも、やはりそれを出していただかないと、えてするといつの間にか尻切れとんぼになったような形で、やっぱり町執行部が計画したそういった事業がもうなあなあでなし崩しになってしまうといったことは、決して私はいいことではないと思いますので、これは本当最後の要望になるかもわかりませんが、当然予算もかかることもわかりませんが、やはりそういったものも審議されたことであれば、きちっとした形で、最終何件で終わります、この事業はこれで終了しますといったところまで持って行っていただきたいということを要望いたしまして、私の一般質問といたします。今日はありがとうございました。

（6番 小池弘基 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

12番山脇秀隆議員。

（12番 山脇秀隆 登壇）

◎12番（山脇秀隆君）

12番山脇秀隆でございます。通告書に従い、質問をいたします。

まず初めに、平成26年度の施政方針について質問いたします。平成26年度施政方針の中で、町長はこの一年を因町政結実のときと定めており、この一年にける町長の思いが詰まった施政方針だったと受けとめます。粕屋町の今後の発展を予測し、次世代に引き継ぐためのまちづくりを提唱しています。方針の中身は、地域防災の拡充を進め、防災、減災対策を集中的に行うことを明言されております。また粕屋町の今後の人口増加率が高くなることが予想されることから、生まれてよかった、住んでよかった、住み続けたいと思えるまちづくりに取り組んでいくことも言われております。その取り組みの一つとして、行政組織の一部を編成し直すことで、町の基盤づくりを最大限にを推し進めるとしてしております。そして、経済対策に

においては、国の施策に呼応しながら、財政が厳しい中、都市と自然が調和した活力あるまちづくり、安全で快適なまちづくり、誰もがいきいき暮らせる健康づくり、豊かな心と健やかな体を育む教育環境づくり、安全で安心して暮らせる地域づくりの5点を重点施策として行使していくとしております。さらに、それらのまちづくりは粕屋町がみずからの責任とみずからの財源で進めていくと結んでおります。

そこで、何点かについて質問をいたします。まず、防災、減災対策の中で、地域防災計画の見直しを行い、自主防災組織の推進をうたっております。自主防災組織が各地域で立ち上がる中、地域防災組織のかなめである消防団についてお聞きいたします。昨年12月の臨時国会で、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が成立いたしました。この法律のもと、消防団の処遇改善と装備の拡充が図られることになりました。消防団は、皆さんご存じのように、消防署とともに火災や災害への対応などを行う消防組織法に基づいた組織であります。火災や災害発生のときはいち早く自宅や職場から現場に駆けつけ対応に当たる地域防災のかなめであります。ボランティア的精神に基づいて活動しております。そうした消防団の年額報酬や出動手当については、交付税措置をされております。そこで、粕屋町に交付税措置をされている団員1人当たりの平均年額報酬と1回当たりの出動手当が幾らなのかをお聞きしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

八尋総務部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

消防団員の処遇改善に伴う報酬等についてでございます。

昨年12月に公布されました消防団を中核とした地域消防力の充実強化に関する法律の中で、消防団員の処遇の改善があります。平成24年度の交付税単価は、年額報酬が3万6,500円となっております。粕屋町が支払う団員の平均報酬は3万5,400円ということで、1,000円ばかり低い額となっております。また、出動手当につきましては、交付税では1回当たりが7,000円、糟屋地区内、これ統一でございますけれども、現在は2,800円でございます。県下の出動手当の状況は、自治体によってまちまちでございますけれども、県内の平均といたしましては1回当たり2,200円前後が多いようでございます。このたびの地区内の市町村会の協議で、この4月から200円の改定を行い、1回の出動手当を3,000円といたす申し合わせになっております。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

今、平均年額報酬3万6,500円が交付税単価で、出動単価は7,000円ということで、今お話があったと思います。今団員1人当たりが3万5,400円ということと、あと今2,800円が出動手当、粕屋町の出動手当であるというふうにありました。年平均年額報酬は大差は余りないんですが、このやっぱり7,000円に対して2,800円というのは非常にやっぱり少ない。今、福岡市平均2,200円とかと言われてましたけども、国は消防団に対して、この7,000円は出していいよということでもありますので、やはりこれに近づけていくことがやっぱりこれからは求められるんじゃないかなという思いがあります。また、地域防災力の推進、3年間力を入れてやっていきますよという中で、やっぱり地域防災のかなめとして消防団をやっぱり有効に活用して、その辺も含めて推進していかなければいけないのかなというふうに思います。そういった意味で、今回消防団退職報償金をに全階級で一律5万円引き上げる条例改正が今回出ております。また、出動手当を今言われましたように2,800円を3,000円するという提案がなされております。こういったことは一步前進かなというふうに判断はするわけなんですけど、今言いましたように、まだまだ改善の余地が残されてるんだなというふうに感じます。

現在、少ない報酬で消防団員を確保していくのは大変だなというふうな思いがいたしております。現在194名の団員が登録されておりますが、定数を213人に近づける努力はこれからの重要な課題であろうかというふうに思います。そこで、ここで女性消防団員の登用を提案いたしたいというふうに思いますが、この消防団条例には、団長は、消防団員は次に掲げるものの中から町長の承認を得て任命するというふうにあります。第1項は、町内在住もしくは勤務している。第2項は、年齢条件ですね、18歳以上35歳未満。分団によっては40歳未満までいいですよというふうに第2項で書かれております。次の第3項、何が書いてあるかわかりますか。

◎議長（進藤啓一君）

安川協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（安川喜代昭君）

3項は、女性にはなかなか難しいのかなと思いますが、今の女性はしっかりしてありますので大丈夫だろうかなとは思いますが、質実剛健にして、強健、健康にして、身体的にも頑丈であるというふうに書いてあります。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

大体同じようなことが、志操堅固で、かつ身体強健な者というふうに書いてあるんですね。どうしてもこの志操、強健というのが、意味は主義を曲げない、堅固に

守っていくという精神ですね。それと、体ですね、体が強くて健康であるという、そういった意味だろうというふうに思います。どうしてもこの文言を見ると、どうしても男子向きなのかなというふうに思います。これがある以上は、やはり女性の登用というのは考えられないのかなという、ちょっと認識をするわけですが、町長どう思われますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

女性の消防団員としての登用、これは今おっしゃるように、3項の文言からはちょっと想像ができないなというふうに思います。ただ、しかしながら今糟屋地区内で、篠栗町、それから古賀市が女性消防団員を、消防団員として組織しているのかどうかわかりませんが、一応女性消防団ということをつくっております。これは、離島なんかに行ったら、結構女性の消防団が多いんですよ。これは昼間はお父ちゃんたちは漁に行きますから、そこら辺近隣でもございますし、他市町村の状況を調査しまして、うちにふさわしい女性消防団員をつくるにはどういった仕組みが要するのかということの研究してみたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

災害現場ばかりが消防団員の役目ではなくて、やはり団員をやっぱり減少してる現状から、消防団員を目指す人材をつくるってこともやっぱり大事なかなというふうに思ってます。また、そうした啓蒙推進の役割は、人工呼吸やAED訓練などの、今さっきも救命のほう、自主防災組織のほうでも勉強していきみたいみたいなこと言われてましたけど、そういった各地域での指導をすることなど、やはり女性消防団員が向いているのでは。災害擁護支援者という方もいらっしゃると思うんで、そういった方に対する啓蒙も、やはり女性消防団員がいればすごくやりやすいのではないかなというふうに思います。こうしたことで、女性消防団員ができることはまだまだたくさんあると思うんですね。粕屋町の操法大会とか受付は、やっぱり職員の方がされているんじゃないかなというふうに思いますけど、あと出初め式においても、今回寒い中、消友会の方が高齢であります、そういった中でやっぱり今までは温かいお茶が出てたんですけど、今回出なかったですよ。こういった視点のなさというんですかね、やっぱり女性がいればそういったことも気づくんじゃないかなというふうに、細かい点に気づくんじゃないかなというふうに思ってます。そういった意味で、これから粕屋町女性消防団員の登用をお願いしたいんですが、

いきなり言って公募してもなかなか集まらないんじゃないか。今さっき言いました第3項の条例ももう少し女性向きに変えてほしいな、もしくはつけ加えてほしいなというふうにちょっとと思いますが、現在、本部消防がありますね。これ自治体職員がやってるとは思いますが、この自治体職員の入団はこれまで自治体の裁量に委ねられてまいりました。が、今回職務に支障がない限り認めるようにと国は義務づけをしました。今回の法令改正ですかね、補正で。ですから、手始めに、役場職員の中から女性消防団員を募ってはどうかというふうに、今方法を考えたいということでありましたから、ちょっとやはり率先垂範は役場職員かなというふうに思いますんで、ちょっと役場職員の中からこういうのを募って見たらどうかという、ちょっと思いましたが、どうでしょうね。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

町職員も、今男性は各分団に配置しております。しかしながら、前回の水害等を考えますと、はたしてその団で活動させるのが適当なのか、やはり町職員として、やっぱり災害現場を見に行くとか、いろんな状況を掌握するとかということのほうが必要ではないかというようなことで、前回の訓練のときに、団長にもその旨を相談しました。災害時は、町の職員は町職員としての活動をやってもらうということでご理解願いたいというふうなことでございます。婦人消防団員も手始めに職員をということでございます。それもよくわかります。名前だけの女性消防団員じゃだめですから、粕屋町、大変若い人材が多ございます。ということで、まず公募をやってみると。女性消防団員なんてどんな仕事をするんだろうかと興味を持った女性もいらっしやると思います。いろんな方法で、女性消防団員をつくるとすれば、まずどういった状況で組織をされているのか、どういった年代が多いのか等々も含めて、ちょっと調査をさせていただいて、役場職員での婦人消防団員づくりというのは、今前段でお話ししましたような状況から、ちょっと難しいのではないかと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

女性消防団が災害現場に行けっという話は、私はしておりません。災害現場以外にできることがあるんじゃないですかということで、そういった活動もできるということで女性消防団、ただ広く公募しても、今言われたように、志操堅固でかつ心

身強健って言われても、何か私たちじゃないよねって思われるのはあれなんですよ。だから、そうじゃなくて、まず姿をやっぱり見せるってことも大事なかなというふうに、公募するに当たってはですね。それを率先していくのは、やっぱり職員の役目だろうと思うんですよ。だから、災害現場行って活動しろという話は私はしてません。やることはいっぱいあります。受け付けであったり、窓口であったり、啓蒙であったり、さまざまあると思うんですね。だから、今そういったものでやってほしい、そして災害時は当然職務ありますから、当然行けないとは思いません。だから、それは別にそれでもいいんじゃないですか。消防団の役目というのは、町長が時間的にこれはあいているからいいよということであれば認められるというふうに今義務づけられたわけですから、公にいいですよって、今までは兼業報酬っていうのは禁止されてるわけですよ。だから、そこは地方の自治体に委ねられたわけですよ。だから、うちの町も兼業はいかんけど、兼業で報酬をもらうのはいかんけど、うちは認めてたわけですよ。そういう経緯もあるわけですから、当然、女性職員に対してもそういうことがあってしかるべきだ。ましてや今年度はからは、男女共同参画ね、計画をつくるわけでしょう。男と女の差別なくですよ、これ。だから、男だから女だからできないんじゃないんですよ。こういうのをちゃんとやっていくというふうにうたってあるわけですから、なおさら女性消防団ということはやっぱり力を入れていってほしいというふうに思います。

団員の減少に歯どめをかけようと、全国の自治体では高校生への一日体験入団や団員OBに再入団を促すなどの事例も見られます。女性団員の登用もその一つであると思います。消防団支援法の成立で、消防団を将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在と定義し、自治体の抜本的な強化が求められたということでもあります。消防団のあり方が見直される今、女性消防団員の登用など、粕屋町でも防災力強化に向けた取り組みが一層進むことを期待いたします。

続きまして、都市と自然のバランスのとれた便利で快適なまちづくりを実現するため、職員の英知と努力を結集し、その一環として都市計画部門の分離独立を考えております。秩序ある土地利用を推進し、質の高いまちづくりをするためとしております。都市政策部である都市整備課と環境生活課を都市計画課と道路環境整備課に名称を変え、係の異動を行いました。名称や係を変えてまで力を入れようとしております。何に力を入れて推し進めようとしているのか、またその理由は何なのか、町長の考えをお聞きいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

お答えいたします。

都市計画課の新設について、今の時期にどうしてなのという質問でございます。

これは、もともと都市計画課というのはあったわけでございます。いつの間にか統合されて、経営政策課がその一部を担っておったり、移行しております。それと、やっぱり今建設課の中で、都市計画課の一係というような状況の中で、今後のまちづくりのいろんな開発の話もございます。それから、新しい道路も完成いたします。特に、4車線道路が完成しますと、周辺の張り付き、費用等の張り付き等が今後出てまいります。それから、酒殿駅も今一部そういった地区計画の状況がございまして、江辻山もフランソアということで進出を希望しております。それから、戸原地区については11ヘクタールが既に、動き出そうかというふうにしております。まだまだ、九大農場跡地もございまして、そういったことばかりでなく、今後いろんな都市計画道路もまだまだ多く、まだ50%いっておりませんが、この優先順位等も含めた今から10年先の、15年先のまちづくりをどういうふうにしていくのかということをお考えすると、とても係で担うには重過ぎるよなど。やはり、人口が伸びますと、それを今の福祉の水準を保つには、それを賄う財源が要ります。そういったことも含めて、きちんとした都市計画係をつくって、専門家を養成して県とも対等に渡り合えるような職員を養成したいということが1つでございます。

それから、今の粕屋町総合計画も27年度をもって終了いたします。26年度から、新しい平成28年度からの10年計画に入ります。そういった中では、市を目指した基盤づくり等々も含まれてくるのではないかと思います。そういった意味で、確固たるきちんとしたそれにふさわしい所管をつくってまちづくりを進めていきたいという思いで、今度提案をさせていただいております。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

いろいろこれから粕屋町がどんどん発展していくようなお話でありました粕屋町の基盤づくり、つまり将来の町の形をつくらうとしているように感じました。都市計画の見直し、次のマスタープランの方向性、粕屋町の立ち位置が見てとれます。しかしながら、財源もともに求められるのは必然であります。老朽化が進む公共インフラへの対策や社会保障費の増大で財政状況が厳しいと言われる中、前述した5つのまちづくりのテーマを重要な視点として挙げられ、公共施設の老朽化対策や道路などのインフラの整備を示し、一方では教育環境整備や社会福祉などへの支援を提唱しております。これらに係る、財政も必要であるというふうに今町長も言われ

ましたように、これに係る財政計画はどのようになっているか、教えていただいてよろしいでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

施政方針で申し上げましたように、粕屋町がまず都市と自然が調和した活力のあるまちづくりをやっていこうという中で、今後の財政の基盤をどういうふうに考えているかという問題でございますけども、財政配分については経営政策課のほうでプランを持っておりますので、そちらのほうから詳しい内容についてはご説明申し上げます。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

財政計画につきましては、現在、実質公債費比率が3年連続で18%を超えております。この公債費負担適正化のために、投資的経費の抑制等を行ってまいりました。その結果、次年度以降は18%を下回り、だんだん低下していく見込みでございます。将来負担比率に関しましても年々低下している状況でございます。本年度の当初が、今回提案しておりますが、約123億円となっており、前年度より6億6,000万円増加しております。このような増加の要因といたしましては、いろいろ社会保障、臨時福祉給付金等がございますけども、それは県の補助金により多くの財源を確保しております。また、補正予算で計上しております学校の増築、改修計画、あるいは空調の設置工事につきましても、起債の増額も見込まれますけども、国の補正予算に即応した補助金の獲得を図りながら財政計画を行っておる状況でございます。今後もこのような国の財政計画あるいは経済の動向を注視しながら、町の一般財源の持ち出しがだんだん少なくなるように、また公債費等の負担の平準化もどんどん進めてまいって、将来の粕屋町のあるべきまちづくりの形に近づくような税制計画を図ってまいりたいと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

粕屋町は、先ほども町長の施政方針の中にもありましたように、自らの責任で、自ら財源を得ていくというやり方ですかね、そういうことをうたってますよね。今、お話聞いていると、大方みんな補助金頼みっていうか、当然なんだろうけど、

事業をやっていく上ではそういった得られるものは得ていくという考え方なんですけど、我が町での収入確保っていうのは大体どういうふうな形でやろうというふうに考えてますか。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

先ほど町長が申しましたように、都市計画、これは確かに住民の方といいますか、新しい家が増えて人口が増えるというのも一つの活気づくまちづくりであろうと思いますが、反面、財政需要が多くなると、資金が足らなくなるということがございます。したがって、企業を誘致といいますか、企業の立地条件を備えながら総合的にまちづくりをやっていくというのが非常に重要だろうと思います。今現在、粕屋町の企業が納めていただけてます税金、これは固定資産税あるいは法人税等ございますが、40%以上の税金を法人のほう、企業のほうからいただけています。そういった意味では、これから進めますまちづくりには、今現在、フランソアという話も出ましたけども、そういった優良な、税金をやはり納めていただくような企業もどんどん誘致して推進をしながら、総合的にまちづくり行っていきたいと思えます。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

ありがとうございます。

今回の施政方針では、明確に町が進むべき焦点を見据え、これからの課題を絞り込み、そこに経営資源を投入していく姿勢が見てとれる。町長、リーダーシップの方向性は感じとれる内容には、私は満足しております。しかし、そこから生じる目に見えないさまざまな問題があります。そうした問題が何なのかを次の質問で考えていきたいというふうに思えます。

平成26年度重点施策についてであります。マスタープランにのっとり重点施策を具体的に示し、今後の取り組みを提案されております。さまざまな方策に、財源の確保や人的確保が要求されます。財源確保においては、ペイ・アズ・ユー・ゴーの原則による事務事業の精査や収納業務の一層の強化を行う上で、債権管理条例を提案され、また介護予防事業の充実や質の高い福祉サービスを提供するための人的要求に関しては、最少の経費で最大の効果をと、限られた職員の創意工夫で町民のサービス向上を目指しております。町民が、優しさや幸せを感じながら暮らせるまちづくりを目指しております。しかし、町政のペイ・アズ・ユー・ゴーは、事業の

縮小や凍結、廃止を招き、人的コスト削減は職員の過大な労力負担を生み出します。果たしてこれが町民にやさしいまちづくりと言えるのか。確かに、事務事業を精査し、見直していくことは大事であり、町税や私債を取りまとめる税の徴収ルールを債権管理条例として明文化することも大事であるというふうに認識いたします。しかし、行き過ぎた行為は決して優しさや幸せを感じることはできません。そのことを感じる出来事をご紹介します。

町は、税の滞納者に対して強行に税の取り立てを行っております。公平公正の原則から、いたし方のないことだと思います。税の滞納者も財産差し押さえの法的処置に対して、泣きながら甘んじて受けているのが現状であります。悪いのは自分だと思っているからであります。しかし、それに追い打ちをかけるがごとく、財産保全を目的に、予告なしに家宅捜査を町職員が実施しているのであります。ある男性は、給料を差し押さえられ、一生懸命に働いても最低保障だけしか受け取れない状況にありながら、何ゆえにそこまでするのかと恐怖を感じておりました。また、ある母子家庭では、小さい子どもがいる中で、財産保全のステッカーを張りつけ、これは転売しないようにと語気を強めて指示したその様子は、子どもにとって心に傷を残す行為だと言われても仕方のないことだと思います。こうした苦情が寄せられていることに町長はどのように感じられるのでしょうか。これが町長の言われる幸せや優しさを感じることができる町の姿でしょうか。債権管理条例は、税の徴収、事務の明文化だと聞いておりますが、これまでの税の徴収体制のあり方を見ると、強行的に税の取り立てができる条例をつくるのだらうと思ってしまっているのでしょうか。町長にこの件について見解を問います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

収納の件については、詳しく収納課長のほうからお話聞きますけども、前段のマスタープランに沿った事務的施策の具体的な示しでございます。今度、先ほども申しましたように、平成28年から新しい総合計画が始まります。今までとは違った形の、ただ総合計画をつくって、10年間の計画をつくって、それを行政がただ進めていくということでないで、住む人、町民と一緒にそれを進めていくという形の総合計画をつくっていきたいというふうに思っております。そういった中で、職員の増員もできるだけしなくていいように、住民と行政が車の両輪となって、同じ方向でこの町をこういう方向でいい町にしていましようといったふうな形のものをつくっていきたいと思います。

それから、収納関係につきましては、まず私は公平公正いうことを胸に徴収をし

っかりやるようにという話はしております。そういう中で、今お話しになったようなことは、直接私の耳には入ってきませんが、やっぱり一部には町長と語るうという中ではございました。それは、親切に収納課長が私のところに来まして、十分説明をして、そういうことであればわかりましたということでお帰りいただいたこともあります。いろいろな言葉の一言が胸に刺さって、特に子どもがそういったことがあると思います。それで、私は小・中学校、子どもがおる家庭には子どものいるときに家宅捜査に入ったらだめですと、いないときに家宅捜査に入るようにということでは指示しております。今、いろいろ山脇議員からご指摘がありました用件については、収納課の課長のほうから詳細の行政側の気持ちと相手方の受け取り方の相違についてをお話をさせます。よろしくをお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

瓜生収納課長。

◎収納課長（瓜生俊二君）

差し押さえなどの滞納処分が厳しく、中には滞納者の生活をも脅かすような行き過ぎた差し押さえなどを行っているのではという質問だと思います。

滞納処分につきましては、現在所有不動産や預貯金、生命保険など、財産とみなされる債権の差し押さえと、給与などの収入の中から最低生活費を除いた部分の差し押さえなどを行っております。また、財産調査を行っても差し押さえられる財産が見当たらないなどにより、家宅捜索による財産差し押さえも行っております。滞納者の中で、納付意思が全くない、収入に対して納付額が極端に少ないなどの悪質滞納者については、徹底した財産調査を行い、差し押さえるとともに、なお不足する場合は家宅捜索などを行っております。反対に、納付の意思は感じられるものの収入が少ない、収入があっても負債に追われているなど、納付が困難な事案については昨年10月から実施しているFP相談による生活改善指導や負債整理の手助けなどにより、安定した生活を送りながら納税もできるよう指導を行っております。それでもなおかつ納付困難と思われる事例につきましては、執行停止なども視野に入れ、滞納整理を行っております。最後になりましたが、給与差し押さえ中に家宅捜索を行う事例ですが、平成25年度、1月までの給与差し押さえ件数は69件となっており、その中でも滞納額と比べて差し押さえの参加額は少額で、このままではいつまでもたっても差し押さえ状態が続くと予想される場合は、延滞金の減免、場合においては執行停止による滞納額の圧縮等も検討するざるを得ないことがあります。その場合、自宅の財産状況を確認するため、また借金等の負債状況を把握する必要があり、家宅捜索を行う場合があります。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

わかるんですよ。非常に律儀にやっつけていらっしゃることもわかるし、当たり前だと思います。公平公性の原理からすると、法的にはそうですね。当たり前ですよ。だけど、行き過ぎた行為っていうのは、その行かれる職員がどう感じてるかなんですよ。家宅捜索ってなると、職員も・・・なるんじゃないですか。そういう気持ちがあるんじゃない、その辺をしっかりと指導してほしいということなんですよ。言葉遣いにしても。あと、突然行くわけですよ、予告なしに。やはり来られた側にとっては、非常にやっぱり困惑する部分もあるので、やはりその滞納状況、督促状況とかその滞納状況、厳しいところに入っていると云われましたけど、それも少し調査して、本当にそこに行くに、逆にもう給料差し押さえされてですよ、最低限しかもらってないわけですよ、幾ら働いたって。それ以上上回る部分については全部税徴収されてるわけですから、そういうところに行くときに関しては、やはりあらかじめ電話をして、お宅のためにちょっと調査をしたいと、そういうのを見て、例えば税の滞納分を減免してもいいというようなお話が、今してもいいというようなお話だったですね。そういうことがあるのであれば、そういうことも話をして、行くという手もあると思うんですよ。いきなりやっぱり行かれた家においては、その家庭の事情というのがやっぱりあると思うんですね。だから、その辺もやっぱり重々調査をして行っていただきたいと思います。この辺は、行き過ぎた行為というのはやっぱり誤解を招くということがありますので、やるのは当たり前です。やってほしいです。だけど、やっぱり行き過ぎた行為をやっぱり戒めていただきたいと思いますので、その辺を徹底していただきたいというふうに思います。

それと、次に子ども支援センター等の役割を持つこども館の建設を新規事業として提案をされております。その財源は、先ほどもありましたように国、県の補助であり、ペイ・アズ・ユー・ゴーの原則で事務事業の精査を行った財源で確保するとしております。国、県の補助は、その時々の方針によって変動しますが、ペイ・アズ・ユー・ゴーの原則とは何か新しいことをやると決めたときには必ずその財源を見つけなければならないという財政ルールをいいます。同じような事業を見つけてきて、それにかえるための事務事業の精査でどれぐらいの財源を生み出すことができるのか。今回はこども館の建設ということで、新規事業で提案されておりますので、それにかわる事務事業、財源の確保というのはどういうふうに見てらっしゃるのか、このペイ・アズ・ユー・ゴーの原則にのっかってお話をさせていただきたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

こども館の建設、これ仮称でございますが、これは平成26年度はその設計について予算を上げております。今議員がおっしゃるように、ペイ・アズ・ユー・ゴーの原則によりますと、その見直し、精査をして、なくすもの、あるいは減額するものについては、事業の縮小を考えるということですが、それは常にやるべきものであろうと思います。26年度につきましては、ちょうど行財政改革の一環で、委員会を立ち上げまして、その事業の精査あるいは補助金の精査等につきましても検討をする、引き続いて検討する予定でございます。その中で、今申し上げましたように、廃止あるいは縮小するような事業につきましても精査を行います。そして、27年度のこども館の建設に向かっていくという予定でございます。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

その具体例というところが非常に難しいと思うんですけど、何かそれにかわる、例えば、例えば何かございますか。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

検討審査中でございますので、この場では具体的なものは差し控えさせていただきますと思います。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

今まで行ってきた事務事業を精査して切り捨てるということは、それまでの支援なり補助をなくすことであり、それらを頼りにしていた町民や団体もおられるんだなというふうに思います。そうした方を切り捨てることには十分な配慮が必要であらうかと思えます。目的達成のための切り捨てにならないよう、事を進めていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

次に、町の行政運営は何にどれだけ経営資源を投入したかではなく、何をどれだけ実現できたかに重点を置く成果主義に移行しております。職員は、結果だけを追い求められ、それを達成するための仕事になりはしないのか。職員の努力は評価されず、結果を出せる者だけが評価される。そのような町のあり方に町民はどう思

うでしょうか。この職員は無理をしているのではないのか。疲れているのではないのか。最少の経費で最大の効果を、職員の英知と努力でと言われております。聞こえはいいように思えますが、考え方によっては少ない人数で町民が喜ぶ成果を上げよと聞こえてなりません。これでは、職員は仕事疲れしてしまい、表情は暗くなるばかりであります。反対に、職員の生き生きとした姿に町民は町の活力を見出します。職員が元気であれば、町も元気になります。そのような町が町長の掲げる幸せ都市、優しさを感じる町ということではないでしょうか、見解を問います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

山脇議員がおっしゃるとおりです。私も同じ気持ちでございます。なおかつ職員が仕事に取り組む姿勢を、それからこの仕事を完結するという、やっぱり仕事の取り組みやモチベーションを高めるということが必要だと思います。そういった意味でも、今現有の職員のそういった気持ちにさせて、メンタル面で落ち込まないように配慮しながら行政運営をやっていきたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

このようにいろんな問題が施策の裏側には見え隠れしてくるわけなんですね。職員のモチベーションを上げるには、成果主義は時と場合によっては功を奏しますけれども、のべつ幕なしに掲げられても、これはちょっと体も心も疲弊してしまうというのが現状ではないでしょうか。行政運営は施政方針で見られるように積極的に厳しく明確に進めようとしていることは、町長のリーダーシップのあらわれであるというふうに感じます。しかし、行き過ぎたやり方にならないように、過大な仕事は検証して無理のないように人員を増やすなどの対処をしていただきたいというふうに思います。平成26年度予算が、身の丈に合った将来の粕屋町の基盤づくりに貢献することを願って質問を終わります。

以上です。

（12番 山脇秀隆 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

ここで暫時休憩といたしたいと思っておりますけれども、残りはあと一名でございます。休憩後、再開としたいと思っておりますけれどもいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

再開を11時35分で、残りの一名の一般質問を続行いたします。
休憩いたします。

(休憩 午前11時23分)

(再開 午前11時35分)

◎議長（進藤啓一君）

再開いたします。

11番本田芳枝議員。

(11番 本田芳枝君 登壇)

◎11番（本田芳枝君）

11番本田芳枝でございます。通告書に従って質問をさせていただきます。

15年前の平成7年というところをちょっと訂正したいと思います。平成26年から15を引くと平成7年にはなりませんので。それで、このときになぜ私が15年という数字を述べたかをちょっといきさつを申してみたいと思います。15年前では平成11年です。スポーツ用地の取得のいきさつ、これは土地開発公社の問題でございますが、は知っていましたが、どうしても自然ふれあい広場の取得のいきさつがわからず、いろいろ問い合わせたところ、平成11年11月に、都市計画課長から土地開発公社理事長宛てに、大間池周辺公園化のために先行取得してほしいという依頼があった文書を見たときに15年前という印象を強く持ち、またPFIにおける給食センター建て替えも期間が15年、これは何らかの関連があると感じ、一般質問、今回の一般質問のキーワードにさせていただきました。

そういういきさつからちょっと前文があるんですけども、平成7年に、土地開発公社は町からの依頼を受けてスポーツ広場用地を取得、また平成12年に、自然ふれあい広場用地を取得、昨年スポーツ広場用地売却が終了しても、8億5,000万円の簿価割れが生じ、町は昨年1年間で計6億円の補助金を公社会計に補填をしています。残る自然ふれあい広場用地も買い取る方針ではありますが、利用目的はいまだに不明、多額の税金を投入したにもかかわらず、現在の公社の債務は4億7,000万円にも達しています。また、老朽化、現在老朽化した給食調理場の建設問題で、特別目的会社と15年間の契約を交わすそうとしています。文科省に書類を提出するだけでもコンサルタントに依頼しなければならないなど、小さな自治体にとっての負担はこれに余りにも大きい。契約を交わす前、事業を進める前の計画の綿密さが足りないように思われます。市政移行の可能性も見えてきた今、まさに決断のときを迎えています。今までの15年間を振り返って、今後の町政にその分析結果を生かしてほしい。借金地獄に陥らないためというふうな形で、最初質問をさせていただきます。

それで、1番、土地開発公社のこれまでの15年間の流れについて、今から町長に質問をさせていただきます。まず最初に、スポーツ広場と自然ふれあい広場の先行取得目的と実際はどうであったか。お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

私のほうから説明させていただきます。

◎11番（本田芳枝君）

ちょっと待って。今、町長にとお願いしましたが。

◎副町長（箱田 彰君）

はい、じゃあ町長から言ってください。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

副町長のほうからお答えさせます。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

それでは、選考取得の目的はということから説明させていただきます。

地域の秩序ある整備を図るためであり、それぞれの事業目的はそれぞれのいずれの名称のとおりスポーツ広場用地並びに水と緑の自然豊かな環境を保全する公園化のための用地として取得し、活用するためでございました。その後、平成12年に、スポーツ広場用地としての利用が断念され、すぐさま売却処分を決定し、公募をいたしましたましたが、不調に終わりました。最終的に、スポーツ広場用地は平成23年から始めました土地活用事業により、住民の生活に好影響をもたらす町の付加価値を上げられるような土地利用を行うため、公募型プロポーザル方式を実施し、現在、緑化と省エネルギー、いわゆるエコ的要素を兼ね備えた住宅用地として整備が行われております。一方、自然ふれあい広場用地につきましては、公園としての整備は行っておりませんが、水と緑の自然豊かな環境の保全という観点からは用途に即しているものと思います。ただし、このような遊休地の活用は自治体としても取り組むべき課題であり、土地開発公社所有地につきましては理事会の審議を経て買い戻しをし、周辺町有地とあわせたところの土地活用を今後検討してまいります。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎ 11 番（本田芳枝君）

土地開発公社の件に関しては、その義務あるいは事業の内容に対しては議会では余り質問ができないような形になっていると今回聞きました。それで、町がどうかかわり方をしたのかということですね。かかわりの一番大切なところは、補助金とか、結局税金を投入したというところで、町の姿勢に対してそれがどうであったかということをお尋ねしたいと思っておりますが、今の質問の形態でもわかるように、どちらが土地開発公社で、町はどちらどういう責任があるのかっていうのははっきりしていないんですよ。今もすぐ理事長がお答えになったんですけど、一応町がこういう目的があって先行取得をきちんと文書で依頼しているわけです。それに対して、土地開発公社は理事会でその内容を話し合っ、それが町が言うことにならば買おうということで、町が債務保証をして土地開発公社の名前で買うわけですよ。その土地の経過については、理事会で、あの土地は放置されているとか、何か利用目的がどうなってるのかというのは、公社の中で理事会で話し合われると思います。ただ、そのときに借金をした場合の利息は町が債務保証をしているので、町が払っていると。今までそういう形で来たと、町のかかわりは来たと思います。ところが、土地開発公社の役員は、半分は町の職員、主に幹部職員、半分は議会です。だから、どっちがどうなのかですね、わからない。ただ、外にいる人間、町の職員も幹部職員以外の人間、それから議会も、土地開発公社以外の議員は、その内容はわかりません。それで、今回新たにいろんな問題が吹き出てきたときに、これは一体どうなんだと、おかしいんじゃないかという流れを疑問を持つわけです。今回、昨年、町長は補助金で、24年度の補助金で4億円、それから25年度、ともに補正予算で2億円、6億円、私自身は議員としては反対をいたしました、議会としてはそれを賛成しております。だから、それはそれでいいわけです。ただ、6億円もの補助金をしたということ、それが誰がどういう状況で、何をしなかったからそういう結果になったかといういきさつ、それをある程度町民の皆様に、納得していただけるかどうかそれはわかりませんよ、けどそういうことが必要だったんじゃないかということで、今回こういう質問をしたんですね。それで、私は町長にお尋ねいたします。議会でもお答えになったんですけど、実は土地開発公社の件は、この土地を取得するときは、長 町長、それからその後小池町長、篠崎町長、そして今の因町長になって、4人の方がかかわっておられるんですよ。この15年間の中で。しかも、長 町長はすぐに選挙でお負けになって小池町長が出られたので……。

◎議長（進藤啓一君）

ちょっとそれは……。

◎ 1 1 番（本田芳枝君）

名前はいけませんね。

◎議長（進藤啓一君）

引退されておりますので、お負けになったではないですね。

◎ 1 1 番（本田芳枝君）

負け……。済みません。結局、選挙で選ばれてされたんですけど、そういういきさつの中で、結局因町長は今、全ての責任をご自分がかぶって、そういう6億円もの支出を決断されたのではないかと思うんです。それはそれで私はすごいなと思っておりますが、その辺のところを町民の皆さんへの説明をちゃんとしてほしいというふうにして、債務補填としての補助金6億円の妥当性と町民への説明責任を果たすにはという、この2点を町長にお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

町民への説明責任というのは、今から機会あるごとに広報等を出していきたいと思っております。ご承知のとおり、土地開発公社で持っておった岩田屋産業跡地、スポーツ広場についての相当の簿価割れが出てきたということでございます。これは自治体の首長というのは、その地域の過去、現在、将来に責任を負っております。なおかつ、過去からの正の遺産、負の遺産を受け取りながら、現在の課題と困難に立ち向かい、望ましい未来を開くというのが私の役目であり、仕事でございます。そういった覚悟のもとに、土地開発公社の清算をしようということで取り組んだところでございます。

以上です。

◎ 1 1 番（本田芳枝君）

6億円の分は。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

今、お話ししたとおりが内容でございます。過去の負の遺産を清算するというところで4億円、そして2億円を清算をしようということで補助金を出しました。できるだけ早い時期に、早い期間に清算をし、不必要な利息の支払いをできるだけ少なくしようという思いでございました。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎ 11 番（本田芳枝君）

その姿勢は私はとても評価しています。並みの人ではできないというふうに思っています。ただ1点足りないところがあるのではないかと思います。それは、町民への説明責任です。町長はともに24年度も25年度も補正のときに、今おっしゃったように町民の皆さんに説明をしながらというふうにおっしゃいましたが、実際今までそれがなさっておられないような気がいたします。広報では、ただ補助金幾らを土地開発公社とした、その項目と金額が載っているだけで、議会だよりで報告した以外に、一般の町民の皆さんにこの土地開発公社に対しての町のこれまでのかわりと、今やったことの説明はなかったように思いますが、だから、その点はどうですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

確かにご指摘のとおりでございます。私は、私なりに議会広報であれだけ詳しく一般質問の内容を掲載していただきました。そういったことで、一つの町民への責任というのは、一部果たせたのではないかというふうに思っておったところでございます。これは議会は議会、町は町ということになればこれは別ですけども、これは今後町のほうとしても町民へのこういった問題が残っている開発公社の土地の清算についてのお知らせをしていきたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎ 11 番（本田芳枝君）

議会では、説明があったとき、平成24年12月だったと思います。そのときの内容載せております。それから、一般質問はあくまでも議員のほうから町のほうに言うだけで、その内容には考え方、いろいろ違う部分もあると思います。だから、私の要望は、町の立場からきちんと、税金、多くの方の税金をいただいている町の運営にとってその6億円というものが妥当であったのか。今これをしないとかいうことになりますとか、この結果こういうところが悪かったので今後こういう方向でいきますとか、ある程度の説明をやっぱりすべきだろうというふうに思っています。

それで、区の行政懇談会の中で、それを説明をするようなおっしゃりをされていたので、その後その件に関して、行政区の行政懇談会ありましたかとお尋ねしましたら、結局、区のほうから、それは今忙しくてできないということで断られたとい

う内容もちらっと聞いておりますが、町が区を頼らずに、町の幹部の方たちがこの問題に対して町民にきちんと説明をする、それが大事ではないかと。それが今後の町政運営に大いに役に立つし、先ほどマスタープランのときにおっしゃいましたが、町民と一緒にこの町の未来を語るというときに、どうしてもこういうことがあれば、町民の心に壁ができます。だから、壁をできるだけ取り去る努力を町長にしてもらいたいと、これは私の要望でございます。

最後に、今後の自然ふれあい広場の今後の予定はどういうふうになっておりますでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

自然ふれあい広場用地、これは今現在、仮設の消防訓練所として整備中でございますけれども、将来において、一般会計、普通会計ですが、そちらで買い戻しを行い、既存の周辺の私有地がございますので、それとあわせた形で利用を図るのか、あるいは売却をするのかという問題につきましては、旧庁舎跡地等対策委員会、これは議会の皆様もご参加の委員会でございますが、そちらのほうとも審議を賜りながら方向性を決めていきたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

時間がないので、本当はもっとちょっとお尋ねしたいこともありますが、今後の町の先行取得を依頼した土地開発公社に対しての態度と、それから町民の皆さんへの、今4億7,000万円残っている債務に対する債務保証を町がしていますから、そのことに対する責任を明らかにしていただけるようお願いいたします。

次に行きます。同じく、私が土地開発公社とそのPFI方式による給食センターの建て替えの関連づけたのもう一つあるんです。それは、土地開発公社は500万円の出資金で町に事務局、町の経営政策課に事務局を置いた一つの会社になるんでしょうかね、なっています。給食センターは、やっぱり出資金を500万円、これは各関連する企業から出資をして会社をつくる、それがSPCという会社なんですね。これも500万円。ただ、これが場所をどこに置くのか、責任は誰なのか、明確になっていません、今の現在の段階ではね。だから、その2つの要するにペーパーカンパニーという人もいるんですが、その2つのそういう会社組織を通じて町が事業をするわけです。だから、それは非常にこれは関連しているので、そういう意味合いも含めて今回質問をさせていただきました。

それで、まず最初に、給食調理場のPFI方式による建て替え問題に関して、これは教育長に1番と2番をお尋ねしたいと思っていますが、建て替え決定前の給食センターの維持管理費、保全費、建物修繕費、調理費、調理機器修繕更新費、それから調理備品更新の年平均額はいかがぐらいだったのでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

ただいまの本田議員のご質問にお答えをしたいと思います。

建て替え前の給食センターの維持管理費でございますが、現在のウエットシステムの学校給食センターの人件費を除く維持管理費につきましては、過去、正確には29年間でございますけども、年平均が約1,800万円でございます。なお、それとは別に町が負担しております光熱費、それから調理員の委託料で年平均約2,200万円でございますので、合計いたしますと年間約4,000万円を使っているということでございます。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

私が平成元年からちょっと調べたんですけど、それができなくて、15年前の平成12年、13年ぐらいから調べたときには、いわゆる維持管理費はそんなにかかっていないんですが、維持管理の名目は内容はどんなものですか。

◎議長（進藤啓一君）

関 教育次長。

◎11番（本田芳枝君）

教育長、教えてください。

◎議長（進藤啓一君）

答弁者を変更するときは、誰それによっておっしゃってください。

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

具体的な数字を次長が把握しておりますので、次長が答弁します。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

今、教育長が答えましたのは、建設当初からの平均の額でございます。昭和59年度からですね、これは平成23年度まで調べた額でございます。それをトータルいた

しまして平均いたしますと、維持管理費がお答えの額になるというふうなことであります。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

私が調べたのとちょっと違うので、後でそれは調整させていただきますが、現在町は平成19年からこれはもっと短くしたんですけど、23年までの年平均は1億2,900万円経費がかかっている、人件費が64%、8,305万円、燃料光熱費が21%、2,819万円、そして委託備品、建物修繕費、これ私が出したんですけど、これは15年間出したつもりですが、ほとんどこの数字と変わらなかったと思うんですが、5.1%で659万円。それから、賃金が5.9%で768万円、その他で349万円で、委託費、それから備品費、建物修繕費が、私の計算では659万円で大きな差がありますが、その差がもう一遍精査するとして、粕屋町はこの建物修繕費、備品費にお金を本当にかけていない、そのことについて教育長はどう思われますか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

私は、平成20年から給食センターを見させていただいておりますが、非常に維持管理費が徹底しないということで、再三町議会でご指摘いただいたのは空調設備でございました。そこで、先ほどから申し上げておりますように、維持管理費が十分でなかったという確認をしております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

それはいつのことで、どういうふうにして、その後どうされましたか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

20年に、その空調設備を改善いたしまして、ダクトといいます、給食センターの一番奥に大型のダクトが、プロペラが回りませんでしたので、それを点検し、改善をいたしましたし、油を揚げるところ、揚げ物のところは非常に高熱におかされますので、部分的に扇風機つけましたけども、状況は改善できませんでした。そういうことで、状況の改善に努めましたけども、それ以上に機器設備のほうが必要と

いうことで、児童の数も増加してますし、釜が足りない、食数も3食にしたいけども2食にすると、いろいろせっぱ詰まってきた状況を感じております。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

私が教育長にお尋ねしたいのは、何年に金額を幾らかけて、どういう対応をしたと。その結果どうであったということをきちんと数字を述べてしてほしいというふうに思います。多分それは把握されていないのではないかと、今のお答えで感じますが、教育長はこの町でナンバーズリーですよ。町長、副町長、そして教育長、教育委員会の本当の責任者は教育委員長でしょうけれども、教育委員会の実務のところで責任を負っておられます。それで、ご自分が赴任してきたときに、うちの町は給食センターが非常にひどい状況であったというふうにおっしゃっていますが、それに対してどうかかわられたのか。現在まで、その思いが伝わらない。それはなぜかと申しますと、給食センターの建て替えについて、あるいは異物混入について、どういう思いでどうされたのかというのが見えないんですね。その辺をちょっとお尋ねいたします。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

町民の方に私の思いが伝わらない、非常に残念でございますが、20年に教育長を受けまして、昨日も申し上げましたが、21年の春に保健所から指摘を受けまして、これは教育委員会として何としても改善しなければならぬという課題として覚悟を決めたわけでございます。それで、町長にお願いをして、いきさつ申し上げますと、検討委員会が立ち上がったという経過で、もう5年前でございます。

◎11番（本田芳枝君）

ちょっといいですか。

◎議長（進藤啓一君）

答弁中ですが。

◎11番（本田芳枝君）

答弁中ですが、そこでもう既に違うんですよ。

◎議長（進藤啓一君）

最後までお聞きになったらどうでしょうか。

◎11番（本田芳枝君）

最後まで。時間がないんです。

◎教育長（大塚 豊君）

どうぞ。質問どうぞ。

◎11番（本田芳枝君）

今、21年にお願いして検討委員会を立ててもらったと言われましたが、大きな間違いがあります。それは昨日もすごく感じたんですけど、検討委員会が立ち上がったのは、22年の6月です。なぜかといいますと、今施設整備をお願いしたがとおっしゃってましたが、実際に予算は出してあったけどされてなくて、その結果、異物混入が3回起きてるんですね、平成21年度に。それで、いろんな問題が起きて、保健所が来て、しかもその保健所の内容はびっくりするような内容なんですけど、そのあげくに、結局篠崎町長に、私たち3人で勉強会を開いてましたので、同じ議員で、一般質問をして、そして検討委員会ができるような経過になったんですけど、教育長のそのときの対応の仕方は、今おっしゃると全然違います。はい、次をどうぞ。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

もう一度言わせていただきますと、平成21年度に保健所の指摘を受けております。これは5月29日、昨日言いましたですね。それから異物混入、22年度の6月議会で町長が検討委員会を立ち上げるということで、検討委員会が発足したわけでございます。そういうことで、5年以上にかかって給食センターの建て替えについて町長にお願いをしてきた経緯がございます。途中で、改修してはどうかという意見、それから今のままではいけないのかという意見もございましたけれども、児童・生徒数が10年間ずっと増加していく、食数が足りない、それから改造してももうウエット色からドライ方式に変えない、根本的に建物その自体を変えなきゃいけない。それから、もうご承知のとおり、アレルギー対応も今後見通しを立てておかなければならないということで改善をお願いしているわけでございます。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

そういった改善の中で、この町でウエット方式でやっている今の町で、じゃあうちの町で新たに給食センターを建て替えようと、そのためにはどうい費用が必要なのかという、一応教育委員会の中での検討はされたんでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

定例の教育委員会では、町に給食センターの建て替えをお願いしようということを確認しておりますが、具体的にどういう建て方をするか、従来方式でいくか、PFIでいくか、これは町長部局の話ですので、教育委員会はそれ以上はタッチしないということになっております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

ということは、教育委員会の中で、そういう話をして町長のほうにその話は持っていかれたということですね。それは、いつごろのことでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

日にちは何月何日と覚えてませんが、今言いましたように、21年5月に、保健所から指摘を受けて、文書で返事をせろといったときに、町長にお話をしたと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

そのときも、まだ既に検討委員会の話は一切を起きてないんですよ。私どもは、議員は現場にも行きましたし、それから給食センターのほうにもお尋ねして、そのときの課長にもいろいろ聞きましたけれども、そういう話は聞こえていないんですが、実は平成22年1月26日に、保健所からの事務の文書の中に異物混入については原因究明が中途半端で、対応策が十分に検討されておらず、再発の可能性が高いという指摘を受けています。実際、そのときに対応されたと思いましたが、今回10月に本当に残念なことに刃こぼれという、そういう異物混入の事態が起きました。しかも、このときの異物の混入は、保護者の皆さんからお電話があって、それから保健所に対応し、聞いたんですけど、今回、去年の異物混入も町民の皆さんが私どもに言ってくださって初めて公になったという流れの中で、教育委員会がこういうことに対して非常に情報公開していない、状況を明らかにしていない。そういうのを非常に私は感じて、ある意味で不信感を持っております。それは今でも拭えません。その辺は、教育長はどういうふうに考えておられますか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

町民の皆さん方に不信感を抱かせるというのは不徳のいたすところでございます。異物混入が起きたときに教育委員、あるいは町議会の議員の方々に報告を上げるのが遅くなったのは事実でございますが、まず第一に報告しなければならないのは、学校が児童、保護者に報告するが一番でございますので、その通知文を、本日の給食で異物混入があり、給食を回収しました。申しわけありませんでしたという文書を書いて、子どもが帰る前に持たせないかんというのがまず第一に教育委員会がする仕事であります。それが片づいて、教育委員に今日こういうことがあったということで報告をするべきだということでございます。そういうふうに捉えております。それから、それは学校の校長が判断したり、給食センターが判断したり、最後に教育委員会に上がってくるわけですが、そういった緊急連絡のシステムを今つくっているところでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

今、一番に子どもが家庭に持ち帰る文書をつくらないといけないとか、そういう事務的なことを私が言っているのではなくて、そういうことがあったということやすぐに町民の皆さんに報告する、あるいは町執行部に報告する、議会に報告するということが大切で、じゃあ今後の対応をどうするかということで皆さんと一緒に対応していくという姿勢が、先ほどその設備のことに関しては町長部局でとおっしゃいましたが、それをしないことには町長部局は動きようがないんですよ。だから、そういう対応を今までされてなかったということに対して、私は教育長に不信を持っておりますが、もう一つ大きな不信がございます。それは検討委員会のことなんです。去年の9月に私が一般質問をするに当たって、なぜPFIが急に浮上してきたのか。その検討委員会の諮問の結果はそういった内容は一切書いてないんですよ。ただ、民間委託というのはある程度仕方がないということしか書いてないんですが、それが一気にPFIに行ったということがどうしても不可解でしたので、私は会議録をお願いしたら、翌々日ですよ、こういうものが出てきました。それは1回から8回まで何々について話し合ったということだけなんです。一般質問はこれだけではできませんので、私はそのときに次長にはいろいろお話をしましたが、その後、議会が終わって、会議録の情報公開をしたら、もう2日後にはすっとうたんです。私は検討委員会の会議録ができてないのかなと思ったんですけど、

しかも第1回は情報公開をするかしないか、その内容について詳しく審議をしてもらえる様子があった。ということは、全体を考えると、この検討委員会はできるだけ外部の皆さんには余り公開をせず、話は自分たちの方向で持っていこうと。しかもその副委員長は、今教育委員会にいらっしゃる囑託の方です。だから、非常にこの検討委員会の内容も、私から見ると客観的ではない。そういった内容で今PFIの流れが来ています。それで、今その次の質問になるんですけども、この三者、コンサルタントが出した従来方式、それからPFIの方式、それともう一つ、町独自が立てた建てるならばこれだけの費用が要ると。その3つを合わせた上で検討をして、自分たちはPFIがいいと思うのでこういう提案をしますという話があるんだったら、議会のほうでも納得ですが、コンサルタントが出した2つの数字しかなんです。きのうも議員が言われましたが、コンサルタントが出した数字は信用できない。なぜならば、PFI方式を推進する側だからです。だから、私どもが言うのは、町独自で今までの町の文化があるでしょう、物事を立てるときの。それを考えた上で、それは不十分ですよ。新たな事業もそん中に入れるんだから。でも、町としてはこれだけこういう形でできますという、その3つを精査してほしいと何度も言っていますが、その辺がうまくいっていない。教育長、いかがですか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

適切な、本田議員が納得いくお話しになるかどうかわかりませんが、私の理解している範囲で答弁させていただきます。

昨日も話出しましたが、状況が30年前の給食センターと全然違っているということでございます。ただ、建物を建て替えるということだけじゃなくて、保健所からあるいは文科省の指摘によりますと、非常に状況が変わっているということで、教育委員会といたしまして、衛生管理の徹底、児童・生徒の食の安全確保、これが一番じゃなかろうかと思えます。それで、センター入りますと、大きな広い体育館でございますけども、食材は洗うところ、調理するところ、分けるところ、それから運搬するところ、全部ですね、汚染区域、非汚染区域に分けなさいという、部屋につくりなさいということですから、部屋をつくるためには柱を立て、壁をつくらないといけない。その部屋を入り口にドアがありますね、取っ手を扱うなということですよ。自動ドアにしなさいという厳しい管理ですね。エアカーテンをつけなさい。水道も蛇口を手でさわってはいけませんと。ウイルス、ばい菌が接触するじゃないかということで、水道も自動で、手を出したら水が出てくるようになさいということで、非常に施設設備費がかかっているわけでございます。それで、なおかつ

これからのアレルギー問題にも対応しなければなりませんし、昨日太田議員からご指摘いただきました。太田議員は二十数年前ですね、給食荒れたときに、PTAの役員されて大変貢献されたと。また、建物のプロでございますので、高過ぎると、68億円高過ぎじゃないかと言いますが、教育委員会にとりましては、今申し上げましたように、衛生管理の徹底、食の安全を第一に考えていきたい。そのためには最高のものを準備したいと、今できる最高のものをですね。そのように考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

最高のものを考えたいのであれば、まず町に相談しますよね。町長はそういうこと過程に対してその流れで。町でこういうものをつくりたいと思っているがというのは教育委員会のほうから何か依頼がありました。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

もう私が就任したときには、PFIの方向でいくという話でございました。ところが、おっしゃるように、その前さばきができてなかったというのは事実であろうと思います。具体的に議員さん方にお話をしたのは、私が就任後、PFIについての勉強会なり、組合のほうへの視察なり、その前には有志の方で、有田のほうのセンターにも行ってあるようでございますけども、具体的な見える形での行動を起こしたのは、私が就任後しばらくたってだと思います。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

ということは、教育委員会から具体的な依頼はなかった。だから昨日、太田議員がおっしゃったように技術部門でのアドバイスを受けることができなかった。そういうことに関して、今教育長がおっしゃるには、文科省からのいろいろな基準があると。だからということですが、今のうちの町の技術部門の方は、それを踏まえた上で、例えば浸水の対策にする工事ですね、直接課長さんとお話をすることができましたが、非常に詳しい。もうこれは職人さんで、大きな会社を自分でやっていたんじゃないかというような内容の説明をいただきました。だから、教育長がその気になれば、町にはそういう人材はいっぱいいるんですよ。それから、保健所に行けばそういったアドバイスもくれますけれど、今の中でそれがされてなかつ

た。それから、私は町長に申し上げたいんですけど、9月の一般質問で、総務省の地方公共団体におけるPFI実施状況調査報告書というのをこれは議会だよりで出しています。それで一応、全員協議会でも教育次長と委員長には、これは総務省の報告書ですけど、それを見ましたかと言いましたが、そのときに何と答えられましたっけ。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

今ご指摘いただいたのは、私が持っているのはこれでございますか、総務省。擬装請負という件について私は言わせていただきました。後で資料を取り寄せてですね。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

擬装請負は専門的な話なので、私はそこまでちょっと自分が考えることはできないんですが、これは途中でやめた自治体の実情です。それから、現在PFI事業で行っている自治体に対するアンケート調査の結果なんですね。昨日、教育長は50ぐらい、本当は44だと思うんですけど、自治体はそのPFIで給食センターをつくっていると、もう多いというふうに言われましたが、PFI全体で、この平成23年度の12月、現在もほとんど変わってないと思うんですけど、事業数は375のうちに、途中で中止したのは72自治体、つまり5分の1は中止しています。いつ中止したのかというと、導入可能性調査のときに中止をしているのがほとんどです。60自治体ぐらいが中止しています。だから、町長、いいですか。教育委員会から何も話がなかったとか、自分の前にそういう話があったとかおっしゃらずに、これは最終的には町長の責任になるんです。だから、もう少しその辺を、昨日のやりとりを考えても、余り踏み込んでお話しなさない。ある方は、教育委員会を信頼しておられるだろうというふうに教えてくださる方もありましたけれど、これは町全体の町長、副町長、総務部長、それから都市政策部長、それからそちらの住民福祉部の部長さん、その方たち全体のもので、これは問題なんです。もう既に教育委員会を脱していると私は思うんですよ。なぜかといいますと、大きな事故があったら教育委員会では対応できません。

それでちょっと時間がないので申しわけないんですけど、それをうまく映してもらいたいんですけど、やっぱり無理か。議員の皆さんはおわかりですし、それから傍聴

者の方には申しわけないんですが、一番問題は、粕屋町とそれから下に給食サービス粕屋町給食サービスという大きな括弧があります。これですね。

◎議長（進藤啓一君）

マイクをこっちに向けてください。

◎11番（本田芳枝君）

（パネル提示）いいですか。出資は、この構成企業、〇〇設計で、幾つか並べていますが、これは設計会社、それから建設会社、維持管理サービス、それから調理会社、運送会社、これが構成企業になるんですけど、そこから出資された出資企業が出資をして、この特別目的会社をつくります。金銭的な面では、この金融機関が融資をするわけですが、最終的には粕屋町と特別目的会社が事業計画をして進めていくんですよ。ということで、結局この事業計画の今一番大事なのは、これ全体を68億円の債務負担行為で今回議決するかしないかのところに来ています。で、議決してしまえば、この事業計画を結ぶわけですよ。募るわけですよ。そのグループを。このグループ会社をつくっていただいて、幾つ来るかわからないけれども、この会社を募って、そして契約を交わすんですが、契約を交わして実際それをやったら、この内情については粕屋町も、町はある程度担当者はできますが、議会もその中に踏み込むことができない。土地開発公社もそうでしょ。実際やってること、一般の議員、それから一般の町民は踏み込むことができないんです。このペーパーカンパニーじゃないけれども、特別目的会社が全てをここで指令を出す。それと町との契約。今、事業計画を結ぶ段階なんです。本当はこの事業計画を結ぶための要求水準書、それから実施方針、それを公表した段階で、そしてそれから金額を出して、これをお願いしますという、そういう流れになるはずですが、その実施方針すらまだ出されていない。ただ今金額だけしか出してないんですよ。その辺は、教育次長はどういうふうにご考慮されていますか。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

実施方針と要求水準書の案でございますが、今、専門の大学教授を含めました5名の選定委員会を設置いたしまして、第2回の会議を終えたばかりでございます。実施方針、要求水準書等とも選定委員会の委員の皆様がご覧になって、これでいいですよというふうなことで公表をいたすわけでございます。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

選定委員の方がお金を出してくださいますか、68億円。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

実施方針と要求水準書というのは、町がどういった給食を提供をしたいのか、どういった衛生管理基準を守っていただきたいのか、その業者に何を求めているのかという、最終的には業者を選定するときの配分ですね、配点の配分、地元企業を、どれだけの地元企業を優先的に入れていただくかとか、そういうのも含めましてたくさんの項目がございます。それを今協議していただいて、その協議が整いましたら公表いたす予定でございます。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

その協議が整って、数字が明らかになって、そして全体の数字を明らかにして、あるいは議員、あるいは町のほう、あるいは一般の町民の皆さんにも68億円という債務負担行為をしますよというふうなら話はわかるんですが、一切その辺の過程は明らかにされていない。私がどうしても疑問に思うのは、最初のコンサルタント、可能性導入調査のときのコンサルタントと今回出されたコンサルタントの数字がかなり違うんですね。それで、私はむしろ減るんではと、精査したことで減るのではないかと思うんですけど、アップしているんですよ。それは、運営費と維持管理で10億円も違うんです。4億円ほど違うんですね。下がるどころか、4億円ほどアップしていると。そういう内容の、しかもその68億円の債務負担行為を私どもはどうやってそれを認めることができます。しかも責任は誰もとらない、今の段階では。でも、事業計画を進めるようになって公募したら、もう誰もそれをとめることはできないです。あと最後にその議決をするのは、その事業契約者、特定目的会社の事業の内容とそれから事業契約を結ぶとき、つまり今年、平成26年度の12月ですよ。そのときの議決しかもうとめようがない。そういう状況の中で、今非常に困難な状況にいるんです。だから、私は土地開発公社の15年と今からの15年は非常に検討してじっくり考えてほしいと。PFIがさほど悪い制度ではないのかもしれないんです。ただ、給食センター、我が町の給食センターに関して、それから今までの教育委員会のありよう、それから今の契約の私どもに示される提案の仕方、それに関しては私は非常に疑問を感じますので、町長今どういうふうに今のいきさつとか聞かれて思われますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

本田議員がご心配されることもわからないことはありません。ただ、学校給食センターでPFI事業をやって失敗したというところは今のところ聞いておりません。むしろ、PFI、民間活力を利用したやり方でセンターを建設するという方向のほうが多くなっております。そういった意味では、今からの粕屋町が目指す方向であるというふうには思いますので、これを進めていきたいと、ご理解を賜りたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

失敗したところはないというのは、昨日も教育委員会のほうから答弁がありましたが、実際15年の契約が終わったところはないんですよ。ないんです。契約が終わってその後どうするかというふうに踏み込んだところもないんです。給食センターに関しては。だから、失敗しているかもわからないんですよ。私が心配するのは、これをサービスを受ける対象者は子どもだからです。子どもはわかりません。与えられたものを素直に喜んで食べるだけ。職員の方、学校の先生も文句はおっしゃいません。おいしいものをいただきましたというふうにおっしゃいます。うちの町がここ数年冷凍食品が多くなってるのをご存じですか。ある食品会社が急激に内容、業務を伸ばしています。でも、そういう内容について、子どもからも、それから教職員の方からも苦情は一切来ていません。子どもは言わない。ところが、私が本当に悲しいと思うのは、平成22年9月、実は牛乳を夏休み前に牛乳を放置してあったんです、保冷庫に。残った牛乳はすぐに捨てないといけないんですよ。ところが、そのときの用務員の方がそれを、結局工事をしてましたね、東中学。それでうっかりしたこともあったでしょう。それで、そのままにして、9月に入って、気づいておられるんだけど、またそのままにして、子どもたちは七、八本それを飲んでるんですよ。中学生の子どもたちだったから、それは味が悪いということではき出して、すぐさま病院に行ったりされていますけど、その報告も議会中でありながら、議会が終わる直前に教育長からお話を伺いました。私はこれは非常に重要な問題と思ったので、その後学校にもお尋ねしたら、学校が今非常に難しいところだから余り公にしないでほしいというふうにおっしゃったので、それは本当に仕方がないなと。今後こういうことがないようにしていただけるならと。そういう場合の責任は学校長なんですよ。教育委員会ではないんです。それもまた私不思議な気がするんですけど、とにかく学校というところは外にそういう苦情は、子どもたちの

場合は言えないんですよ。だから、子どもにかかわることは本当に真剣にその内容を精査していただかないといけないんですが、どうも今の教育委員体制、委員会体制で、特に大塚教育長の発言の内容に関しては私は疑問を持つことが非常に多いんですね。町長いかが思われますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

子どもに与える給食でございます。安心・安全が第一でございます。なおかつ、今議員からお話がありましたように、だんだん冷凍食品が多くなっておるということは伺っております。そういったことをなくすためにも、また食の安全を守るためにも、官ではだめだと、もう限界に来ていると。やっぱり民を使ってアレルギー対策とか、今に合う適切な措置ができる施設を新たにつくろうという方向に心を固めたところでございます。ご理解をいただきたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

何でそこで一気に官ではだめだ、民でいこうといかれるのかよくわからないんです。この給食センターが建ち上がった30年前、どんな思いで前のときの町長がこれを建設されたか。私、実際調べると、当時の一般会計の金額が50億円とか70億円なんです。そのときから既にもう1億円を支出してあるんですよ。子どもたちのために。そう思って30年間来た給食センターです。今もって多くの市町村で中学校で給食がない。だから、何かノロウイルスとかいろんなもの、弁当配付のときの事故があったりしますよね。そういった心配をうちの町はしなくていいです。うちの町には、最近はずかにいろんな意味で問題点は多いと思うんですけど、そういうノウハウはかなり持っている町だと思っています。民に頼っても、今のやり方は頼るやり方なんです、こちら側がしっかりと指令を出さないと、あるいはチェックできないと、民は民で勝手にやっちゃいます。そういうケースは多いと思うので、今まで議員がいろいろ言われたことの中にもそういう内容が多いと思います。だから、まず民に任すが、官にやるにしても、教育委員会がその姿勢をきちんと持っていないといけない。わかります、教育長。それを本当にしっかりしていただかないといけないと思うんですが、どうも心もとないという気がいたします。

先ほど失敗したところはないと、PFIで失敗したところはないというふうに、これは昨日、教育長もおっしゃったと思うんですけど、今PFIの問題点として掲げてある内容をちょっと読ませてください。4つあるのかな。設計施工管理運営を

一括発注するPFI事業では、よいとどりができない。一方に、設計施工で優秀な提案を行った事業者がいて、他方に管理運営面で優秀な提案を行った事業者がいる場合、どちらかを切り捨ててどちらかに決めなければならない。どちらを切り捨てるにしても非常にもったいない。これは本当に正直なお言葉でしょうね。それから、市の意向が事業者に伝わりにくい。要求水準書が分厚く、事業者が読み切れず、理解できていない。それから、公共が、つまり教育委員会側が職員がなれていない。人事異動による新たなリスクが発生、それからSPC内での責任の所在が不明確、そういう課題点を総務省のアンケートに出してあります。これは今、実際PFIをやっている自治体の正直な言葉です。しかもそれがちゃんと報告書として出ているのにもかかわらず、教育委員会はそれを見ていらっしやらない。私は議会だよりもこれを出しているし、全員協議会の席でも2度ほどこの話はいたしました。私が担当者なら心配なことは全部集めます。そして、それに対してどうするか対応を決めて決めて決めてやります。でも、その姿勢が私には足りない。今後の15年を粕屋町は本当に恵まれています。それは地理的に恵まれていることもあるけれど、先人のたゆまぬ努力の結果、今の粕屋町があります。私はびっくりしたんですが、鹿児島本線に乗って、岡垣町が自分の町のところに引っ越した若い世代には、150万円融資するという広告まで町が出しているんです。うちは人が来られて困るくらい、もう学校も建てなければいけない、何をしなければいけないという非常に恵まれたところにあるそういう町は、なぜそうなったか。それは、子育て環境、教育環境を充実させてきた先人の思いがあるから、私どもはそれを受け継がなければいけない。そういうときにこういう委員会、こういう形で教育委員会が、私にはどうしても計画の綿密さがないと思うんですけど、PFIという新たな事業計画にしよ、SPCとかよくわけのわからない特別目的会社と町が契約をしてですね、しかも十分に伝わらない、意図が伝わらない。個別に、例えば話もできない、全てSPCを通さないといけない。しかもそのSPCの責任者が誰かわからない。どういう人になるかもわからない。

久留米で、名前出しちゃいけないんですけど、A、B、C、Dと4つの会社があったんです。非常に優秀な内容で採点をとりましたけれども、実際採用されたところは10億円も差があるんです。それは、企業の中で何とかしていますよね。本当は58億円必要だったんです。ところが49億円で落札している。それが今受けています。そういう内容のPFIの事業なんですけど、私が今ここで……。

最後に、時間がないですね。これはうちの町にとって給食センターだけの問題ではないんです。公共施設のマネジメント、ライフサイクルを考えないといけない。それを考える一つの手段として、給食センターはPFIにやろうと。ところがほか

のはどうなりますか。私はこれを契機に、一つの町、例えばこども館でも今建てますよね。ライフサイクルコストをきちんと考えて最初からそれをきちんと計算に入れた予算を組んでほしい。そう思っていますが、町長いかがですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

いろいろな貴重なご意見をいただきました。十分参酌しながら、PFIにしても進めていきたいし、今後の新しい事業にしても進めてまいりたいと思います。どうもきょうは貴重なご意見ありがとうございました。

◎11番（本田芳枝君）

うちの町は、今施設が148施設中、41億円建て替えが必要とされています。だから、これは本当に今からうちの町が取り組まなければいけない状況です。そこを町としてしっかり臨んでいただきたい。

以上、私の質問を終わります。

（11番 本田芳枝君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

これにて2日間にわたりました一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

（散会 午前12時37分）

平成26年第1回（3月）

粕屋町議会定例会

（閉会日）

平成26年3月20日（木）

粕屋町議会定例会会議録（第4号）

平成26年3月20日（木）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. 委員長報告
- 第2. 委員長報告に対する質疑
- 第3. 討論
- 第4. 採決

2. 出席議員（15名）

1番 木村優子	9番 久我純治
2番 川口晃	10番 因辰美
3番 安河内勇臣	11番 本田芳枝
4番 太田健策	12番 山脇秀隆
5番 福永善之	13番 八尋源治
6番 小池弘基	15番 伊藤正
7番 田川正治	16番 進藤啓一
8番 長義晴	

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 青木繁信 ミキシング 古賀博文

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町長 因清範	副町長 箱田彰
教育長 大塚豊	総務部長 八尋悟郎
住民福祉部長 水上尚子	都市政策部長 野中清人
教育委員会次長 関博夫	総務課長 安河内強士
経営政策課長 山本浩	協働のまちづくり課長 安川喜代昭
税務課長 石山裕	収納課長 瓜生俊二

学校教育課長	八 尋 哲 男	社会教育課長	中小原 浩 臣
給食センター所長	城 戸 和 子	健康づくり課長	大 石 進
介護福祉課長	吉 原 郁 子	総合窓口課長	今 泉 真 次
子ども未来課長	安河内 涉	環境生活課長	因 光 臣
都市整備課長	吉 武 信 一	地域振興課長	安 松 茂 久
上下水道課長	山 野 勝 寛		

(開議 午前9時30分)

◎議長（進藤啓一君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長（進藤啓一君）

議案第1号粕屋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第2号粕屋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第3号粕屋町職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例について、議案第4号粕屋町行政組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例について、以上4件を一括して議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 登壇)

◎総務常任委員長（山脇秀隆君）

おはようございます。

それでは、総務常任委員会報告を行いたいと思います。

議案第1号から議案第4号まで一括して報告いたします。これらの議案に対して議案の付託を受けました総務常任委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。

まず初めに、議案第1号粕屋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。今回の改正は、監査委員の識見を有する人材の確保を目的として、糟屋地区市町長会で協議した結果、識見を有する監査委員の年額報酬を34万円から40万円に増額変更するものであります。監査委員の職務は、各法令に基づき、予算の執行や財産管理、その他一般行政事務の定期監査、決算監査、財政的援助団体等監査、住民等からの請求による監査を行うなど、多岐にわたっております。また、監査委員の年間出勤日数が例年の34回から昨年の38回に増加している状況にも対応することが必要となったためのものであります。

当委員会で慎重に審議した結果、全員の賛成をもって可決すべきこととしましたので、ご報告いたします。

続きまして、議案第2号粕屋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。地方公務員の高齢層職員の昇給抑制に関する措置につ

いて、人事院勧告を踏まえ、必要な措置を講ずるよう、人事院勧告どおり改定を行うものであります。平成24年の人事院勧告においては、月例給及び特別給については民間給与との格差が小さいことから改定はありません。今回は、世代間の給与配分の適正化から、50歳代後半層における給与水準の上昇を抑える方向で昇給制度の見直しを行うものであります。給与法改正によって、55歳を超える職員は標準の勤務成績では昇給を停止されます。粕屋町における対象者は平成27年1月1日を判定日としており、23名であります。平成27年度の影響額は61万7,128円とされております。

当委員会で慎重審議した結果、賛成多数で可決すべきことと決しましたので、ご報告いたします。

続きまして、議案第3号粕屋町職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例についてであります。高齢者部分休業とは、条例で定められた年齢に達した職員の申請に対して、公務に支障がないと認められる場合に休業を取得させるものであります。1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を限度に就業のあり方を変えられるようにしたものであります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次一括法の交付により地方公務員法の一部が改正されました。今回の改正は、条例で定める期間を定年までの2年とする現行の基準について、地域の実情に応じて国の基準を参酌し、高年齢として条例で定める年齢を55歳とする本条例の改正を行うものであります。

当委員会で慎重審議の結果、全員の賛成で可決すべきことと決しましたので、ご報告いたします。

続きまして、議案第4号粕屋町行政組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。本議案は、町長の施政方針に見られるように、町の将来のあるべき姿を示し、その実現に向けた町の基盤づくりのため、それを主に担う都市計画部門の分離独立をすることで、その取り組みの強化を図るものであります。現在の都市整備課を都市計画課に名称を改め、都市計画係と公園緑化係の2係とし、主に都市計画とこれにかかわる公園に関する事務事業を行い、その施策の強化を図ります。環境生活課は、道路環境整備課に名を改め、管理係、工務係、環境衛生係の3係となり、主に道路、水路の整備及び維持管理並びに全般的な土木事業に関すること、一般廃棄物及び産業廃棄物、清掃センターの管理などの環境衛生全般を担います。

当委員会で慎重審議の結果、全員の賛成で可決すべきことと決しましたので、ご報告いたします。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第1号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

11番本田芳枝議員。

◎11番（本田芳枝君）

本田でございます。

議案第1号粕屋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、賛成意見を申し上げます。

その内容は、今回市長会、糟屋郡の市長会のほうからの申し出により議案提出というふうにされたようですが、私自身はこの案にはとてもいい、賛成だと思っておりますが、ただ6万円では金額アップではまだ足りないような気がしますので、もう少しこの辺を今後検討していただきたいというふうに思っております。

それから、粕屋町独自のほうでも、この件に関しては検討してほしい。といいますのは、私自身は過去において監査委員の3選以上の多選には反対なんです。ところが、高度の識見を要する人材の確保が困難ということで、そういうことを過去にも聞いております。それで、なおさら粕屋町として、もう少し報酬をアップしながら、高度の識見を持った方をお願いするという観点から、もっともっと検討していただきたい。

それから、現在、監査事務局は議会事務局と一緒にの部署で本来の機能を果たしていないように思われます。今後、監査事務局の独立も視野に入れた形で検討していただきたい。これは、賛成討論であり、しかも要望です。そのことをよろしく願いいたします。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですのでこれにて討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

手を挙げられるときは発声してお願いしたいと思います。いいですか。

本案に対する総務常任会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は全員賛成であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これより議案第2号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

2番川口晃議員。

◎2番（川口 晃君）

第2号議案ですが、私も40年間、国家公務員として働いてきました。56歳から以降でしたかね、昇給延伸がありまして、1年半で1号俸しか上がらない、それ以降は全然俸給が上がらない、そういう状態でした。これは、私だけやなくて多くの国家公務員がそうでした。将来の生活設計を描いて、いろいろ組んできた関係もありまして、この延伸は非常に耐えがたいものでした。55歳から60歳、60歳以降もそうですが、子どもたちは、高校生、大学生と金がかかる子どもたちを抱えております。少ない金額の抑制かもしれませんが、そこは働きに応じて賃金お徳得というのが鉄則であります。人事院は、よく給料のベースアップとかを申請しますが、政府はそれを一度として認めたことはありません。したがって、人事院の勧告があるからといって、必ずしも認める必要はないんじゃないかと私は思っております。したがって、町の役職員の55歳以上の方とか、一般職の方もそうですが、一生懸命働いてあるのに賃金を抑制することについては、私は反対です。そういう立場で、反対討論に立ちました。

以上。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

7番田川正治議員。

◎7番（田川正治君）

私は、一般質問の中でも、この問題については55歳以上の人たちの昇級を、この判断を町長なり誰かがするというようなことに基づいたやり方というのは、職員の団結、仕事、やる気も含めて失うということにもなるし、これを反対するという立場で一般質問でも行いました。国は、定数職員の削減することによって交付税を上積みする、このようなことを今後やろうとしてるんですね。ですから、定数削減する方向、そしてこのように55歳以上の賃金を下げる、下げるというか格差をつける、このようなやり方というのは、国が押しつけてくることがあるわけですけど、しかし町としては地方自治法に基づいて本当に職場のこの職員の給与を含め労働条件を守っていくという立場に立ってこそ、町民の立場に立った町政がやっていけるというふうに思うわけです。

もう一つは、これは皆さんもご存じのとおりと思いますが、NTTが50歳になったらアウトソーシング、別会社に行かせるというやり方をとったんです。裁判をされて、このやり方は正しくないという裁判の結果も出てるんですね。このように、民間のやり方、国が官から民へという誘導のもとで全て進めていくというやり方については、やっぱり考える必要があると思います。

そういう点で、この55歳以上の人たち、特にこれは勤務成績が特に良好な場合に限るというふうなことなど触れてあるわけですよ。誰がこれを決めるのか、判断するのかという点では非常に問題をはらんだ内容だということで反対をいたします。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は賛成多数であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これより議案第3号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は全員賛成であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

これより議案第4号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決す

ることに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は全員賛成であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第5号粕屋町消防団条例の一部を改正する条例について、議案第6号粕屋町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、議案第7号粕屋町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について、議案第8号粕屋町債権管理条例の制定について、以上4件を一括して議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 登壇)

◎総務常任委員長（山脇秀隆君）

議案第5号と議案第6号、議案第7号、議案第8号は一括して報告いたします。付託を受けました総務常任委員会の審議の経過と結果について報告をいたします。

まず初めに、議案第5号粕屋町消防団条例の一部を改正する条例についてであります。本議案は、昨年12月に消防団を支援する地域防災力充実強化法の成立、施行を受け、消防団の抜本的な強化が求められたことから、条例の改正を行うものであります。

今回の改正は、1つには、消防団長及び副団長を町長が任命していたものを消防団長のみを町長が任命するとし、団長以外の消防団員を団長が次の各号のいずれにも該当する者のうちから、町長の承認を得て任命するとした条例の文言を変えるものであります。

もう一つには、出動訓練、警戒の要員に対して支払われる手当の額の変更であります。交付税単価7,000円には及びませんが、現行1回につき2,800円を3,000円とするものであります。

当委員会で慎重審議した結果、全員の賛成で可決すべきことと決しましたので、ご報告いたします。

次に、議案第6号粕屋町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本議案は、先ほども述べましたが、昨年の臨時国会で消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が成立し、その法律のもと、消防団の処遇改善が図られたことにより、消防団員の退職報奨金が

全階級で一律5万円引き上げられるものでございます。しかし、条例では勤続年数5年以上の縛りがあるため、粕屋町消防団の団長や副団長職の要職についてはこの恩恵を受けにくい状況があることから、何らかの対処が必要と考えられます。今後、地域防災力の中核として欠くことのできない存在として定義された消防団のさらなる処遇改善が必要であると思われまます。

当委員会で慎重審議した結果、全員の賛成で可決すべきことと決しましたので、報告いたします。

続きまして、議案第7号粕屋町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本議案は、社会教育法の改正により、第15条、社会教育委員の設置に関し、教育委員が委嘱する事項が示され、第18条、地方公共団体の条例に定める必要があるため、粕屋町社会教育委員に関する条例の第2条第2項にその文言を新設するものであります。新設された中には、第2項、委員は次に掲げるものうちから、教育委員会が委嘱する、1、学校教育の関係者、2、社会教育の関係者、3、家庭教育の向上に資する活動を行う者、4、学識経験のある者であります。委嘱数は10名とされております。

当委員会で慎重審議した結果、全員の賛成で可決すべきことと決しましたので、ご報告いたします。

続きまして、議案第8号粕屋町債権管理条例の制定についてであります。本議案は、町の債権の管理に関する処理について必要な事項を定めることにより、公平かつ公正な町民負担の確保及び町の債権管理の一層の適正化を図るために制定されるものであります。町の債権は、それぞれの債権の根拠となる法律によって、公債権と私債権に区分され、公債権は強制徴収公債権と非強制徴収公債権に分類されます。地方税の滞納処分においては、滞納処分ができる国保税を含む町税などの強制徴収公債権と、それができない学童や幼稚園の保育料などの非強制徴収公債権がありますが、町営住宅使用料などの私債権を含めたこれらの債権を収納課が債権回収のサポートを行い、徴収業務に適切に対応できるようにするためのものであります。管理条例の制定により、施行規則で台帳の記載事項や連絡会議の設置及び債権放棄に至った場合の議会への報告事項などが明文化され、より一層の収納業務が適正される予定であります。町の債権の管理に関する処理については、法令及び粕屋町個人情報保護条例に定めがある場合を除き、この条例の定めによることを規定しております。行き過ぎた行為にならないよう十分に配慮するよう、職員に指導を徹底することが求められます。

当委員会で慎重審議した結果、全員の賛成で可決すべきことと決しましたので、ご報告いたします。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑は一括議案番号順にお願いいたします。
質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。
これより議案第5号の討論に入ります。
まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。
これより議案第5号を採決いたします。
本案に対する総務常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は全員賛成であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。
これより議案第6号の討論に入ります。
まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。
これより議案第6号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は全員賛成であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

これより議案第7号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は全員賛成であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

これより議案第8号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

11番本田芳枝議員。

◎11番（本田芳枝君）

この粕屋町債権管理条例の制定について、その理由として、町の債権に関する処理について、公正かつ公平な町民負担の確保及び債権管理の一層の適正化を図りということで、この条例をつくられたことを私は心より喜んでおります。それで、なぜそうなのかといいますと、実はここに2006年発行の議会だよりを持ってきています。私ども何人かの議員が議員になって2年目なんですけれども、その当時、粕屋町の徴収率というのは非常に低くて、現在も余り高いほうではないんですが、いろんな問題をはらんでおりました。ところが、それ以前には、優良納税町として県知事や国からも表彰されたような経緯がある粕屋町でございました。その後、議会の

ほうからいろんな提案をいたしました、その中に抜本的な徴収システムの採用をということで、徴収係の充実強化と、それから差し押さえなどの専門的な措置もできる対応をということその記事にしておりますが、8年目にして、本当に大切な中心になる条例ができ上がったということ喜んでいます。幾ら小手先で徴収を強化するとしても、基本的なものがきちんとしていない以上、その考えがきちんとしていない以上、非常に難しいわけですね。

私は、この条例の中で3点を高く評価しています。というのは、これは実は当たり前前のことと思われませんが、台帳の整理、それから個人情報に基づき税務課が対応できるということ。それからもう一つは、ここが大事なんですけど、督促、町が督促をしていないと強制執行も何もできないんですね。こういうことを明文化されていると、されたということに非常にうちの町が、当たり前前のごようですが、一つの町、自治体が物事を実行していくにはこういうことをきちん明文化するということがとても大切であろうと思います。しかも、この条例をつくるに当たって、担当者、係長クラスの方たちから、二十数回の忙しい業務の合間を縫って集まって話をされ、要項もきちんつくっておられます。そういう今の因町長の姿勢に私は高く評価をしたいと思います。

今後さらに、先ほど監査委員の報酬も上がって監査のほうも充実するようございますが、町が町民の皆さんから税収を徴収する、しかもそれを大事に使うということを本当に肝に銘じて仕事を邁進していただきたいと、そういう意味で賛成をいたします。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は全員賛成であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第9号粕屋町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について、議案第10号粕屋町農産物直販施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議案第11号粕屋町水道事業給水条例の全部を改正する条例について、以上3件を一括して議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

建設常任委員会委員長。

（建設常任委員長 長 義晴君 登壇）

◎建設常任委員長（長 義晴君）

議案第9号、議案第10号並びに議案第11号につきまして、付託を受けました建設常任委員会における審議の経過並びに結果について一括してご報告いたします。

初めに、議案第9号は、粕屋町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例についてであります。地区計画を設定済みの長者原駅南地区のB-1地区について、業務機能と住宅機能を調和させた計画的な複合市街地を目指していましたが、商業施設や医療機関の誘致が実現せず、住宅のみの立地計画に変更し、同じ住宅地として計画しているB-2地区に統合するものでございます。よって、B-1地区を削除し、現計画のB-2、B-3地区の名称を繰り上げ、B-1地区及びB-2地区にそれぞれ改めるものでございます。

以上につきまして当委員会で審議いたしました結果、全員賛成で可決すべきことに決しましたので、ご報告いたします。

続きまして、議案第10号は、粕屋町の農産物直販施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。付託を受けました建設常任会の審議の経過と結果についてご報告いたします。

今回の改正は、消費税法及び地方消費税法の一部改正に伴い、施設の使用料におきまして、税率を記載した100分の105を乗じて得た額を標記の税率を記載しない消費税及び地方消費税を加算して得た額の表記に改正したものでございます。

以上につきまして当委員会で審査いたしました結果、全員賛成で可決すべきことに決しましたので、ご報告いたします。

続きまして、議案第11号は、粕屋町水道事業給水条例の全部を改正する条例についてであります。付託を受けました建設常任委員会の審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

本条例は、水道法の規定に鑑み、粕屋町水道事業の給水を行うに当たり、その供

給条件並びに給水の適正を保持するための事項を定めるものであります。改正の主なものといたしましては、給水標識の掲示、給水工事、給水装置所有者の代理人、消火栓使用等に係る規定を改定し、これにあわせて条文の細かい表現も含め、全面的な見直しを行ったものであります。

なお、この条例は平成26年4月1日から施行されます。

以上につきまして当委員会で審議いたしました結果、全員の賛成で可決すべきことに決しましたので、ご報告いたします。

終わります。

(建設常任委員長 長 義晴君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第9号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

本案に対する建設常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は全員賛成であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

これより議案第10号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は全員賛成であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

これより議案第11号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は全員賛成であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第12号から議案第16号までの平成25年度補正予算5議案は、山脇秀隆予算特別委員会委員長からの報告になります。

議案第12号平成25年度粕屋町一般会計補正予算についてを議題といたします。

本件に関し、予算特別委員会委員長の報告を求めます。

（予算特別委員長 山脇秀隆君 登壇）

◎予算特別委員長（山脇秀隆君）

それでは、議案第12号は、平成25年度粕屋町一般会計補正予算について、付託を受けました予算特別委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。

なお、審議の経過につきましては、議員全員によります審議でございましたので、要点のみご報告させていただきます。

今回は、既定の予算に歳入歳出それぞれ11億3,129万円を追加し、歳入歳出予算の総額を132億8,086万6,000円とするものであります。

歳入の主なものといたしましては、1款町税を5,100万円、13款国庫支出金では、国庫負担金、国庫補助金合わせまして2億9,197万2,000円、15款財産収入では、町有財産売払収入等を534万1,000円、20款町債では、教育債等を9億650万円増額するものであります。一方、14款県支出金では、民生費県補助金の乳幼児医療補助金等を2,064万1,000円、17款繰入金では、減債基金繰入金、財政町政基金繰入金等を合わせて1億466万2,000円、19款諸収入では、遺跡発掘調査受託事業収入、消防団員退職報奨金等を合わせて607万8,000円減額するものであります。

歳出の主なものといたしましては、最初に総務部所管、経営政策課所管の歳出補正は8,090万6,000円の増額であります。主なものといたしましては、2款1項10目情報システム管理費のうち、業務システム法制改正対応委託料を800万円減額し、8款6項1目流域関連公共下水道費では、補助金を5,000万円、13款1項1目公共施設整備基金費では、基金積立金を5,000万円増額し、同じく2項1目開発公社費では粕屋町土地開発公社利子等補助金を420万円減額するものであります。

次に、収納課所管の歳出補正は860万円の減額であります。主なものといたしましては、2款2項2目徴収費のうち、町税過誤納還付金を500万円減額するものであります。

協働のまちづくり課所管の歳出補正は2,209万4,000円の減額であります。主なものといたしましては、9款1項1日常備消防費では、粕屋南部消防組合負担金を811万9,000円減額するものであります。

続きまして、住民福祉部でございます。

総合窓口課所管であります。歳出補正は5,426万8,000円の減額であります。主なものといたしましては、3款1項3目社会保障費のうち、国民健康保険事業費拠出金を1,736万1,000円減額し、後期高齢者医療療養給付費負担金を633万3,000円増額するものであります。同じく2項3目では、子育て支援費のうち児童手当給付費を2,000万円、乳幼児・子ども医療助成費を2,000万円減額するものであります。

続きまして、子ども未来課所管の歳出補正は7,129万円の減額であります。主なものといたしましては、3款2項2目児童福祉施設費のうち、町立保育所の嘱託手当・臨時雇い賃金を920万円、私立保育所の運営委託料を5,000万円減額するもので

あります。

次に、介護福祉課所管の歳出補正は506万1,000円の増額であります。主なものとしたしましては3款1項4目老人福祉費のうち、老人保護措置委託料600万円減額し、3款1項8目障害者福祉費のうち障害者福祉サービス事業費を扶助費の増加見込から2,300万円を増額するものであります。

次に、健康づくり課所管の歳出補正は884万3,000円の減額であります。主なものとしたしましては、4款1項2目感染症対策費のうち、予防接種委託料を1,000万円、風しん等ワクチン接種助成金を450万円減額し、同じく3目母子保健事業費では、妊婦健康診査受診者増等により、委託料を700万円の増額を行うものであります。

続きまして、都市政策部であります。

環境生活課所管の歳出補正は2,820万円の減額であります。主なものとしたしましては、4款1項4目。環境衛生費では、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金を2,360万円の減額としております。

次に、都市整備課所管の歳出補正であります。890万円の減額であります。主なものとしたしましては、8款2項2目道路改良新設費のうち、工事請負費を2,230万円減額し、8款5項1目都市計画総務費のうち、千代・粕屋線等の街路建設負担金を工法の変更等による負担金増のため3,300万円増額するものであります。

引き続き、教育委員会に移ります。

学校教育課所管の歳出補正は12億9,784万1,000円の増額であります。主なものとしたしましては、10款2項1目学校管理費の小学校運営費のうち、臨時雇い賃金を460万円減額し、小学校施設整備事業では国の補正予算を活用し、繰越明許費として大川小学校校舎増築工事、大川小学校第2期大規模改造工事、それから4小学校の空調設備設置工事、工事監理業務を合わせて7億510万8,000円の増額とするものであります。さらに、10款3項1目学校管理費の中学校施設整備事業費では、同じく繰越明許費として、粕屋中学校増築工事、粕屋中学校第2期大規模改造工事、それから2中学校の空調設備設置工事、設計監理業務を合わせて6億1,628万2,000円を増額するものであります。

次に、社会教育課所管であります。歳出補正は1,717万9,000円の減額であります。主なものとしたしましては、10款6項1目社会教育総務費のうち、分館施設及び集会所整備等補助金を500万円減額するものであります。

最後に議会事務局所管の補正予算は432万6,000円の減額であります。主なものとしたしましては、1款1項1目議会費のうち、議員報酬・期末手当を272万9,000円

減額するものであります。

以上、補正予算の概要を報告させていただきましたが、国の平成25年度補正予算、好循環実現のための経済対策に即した積極的編成がなされておるといふふうに思っております。

これら慎重に審議しました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告して終わります。

(予算特別委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの予算特別委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

この議案につきましては、既に予算特別委員会にて審議済みであります。その後特に質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第12号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は全員賛成であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第13号平成25年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第14号平成25年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について、議案第15号平成25年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について、以上3件を一括して議題といたします。

本件に関し、予算特別委員会委員長の報告を求めます。

(予算特別委員長 山脇秀隆君 登壇)

◎予算特別委員長(山脇秀隆君)

議案第13号から議案第14号、議案第15号は一括して報告させていただきます。

審議の経過並びに結果を報告しますが、審議の経過につきましては議員全員による予算審議でございましたので、結果のみをご報告させていただきます。

それでは、議案第13号平成25年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算についてご報告いたします。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,090万円を減額し、歳入歳出総額を41億7,567万5,000円とするものであります。

歳入の主なものといたしましては、財政安定化支援事業繰入金及び出産育児一時金等繰入金の減少により、繰入金を1,736万2,000円減額するものであります。

一方、歳出としましては、総務費を250万円、出産育児一時金の減少により保険給付費を840万円減額するものであります。

以上、予算特別委員会で慎重審議いたしました結果、全員賛成で可決すべき議案としましたことをご報告いたします。

続きまして、議案第14号平成25年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算についてであります。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ600万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億1,786万2,000円とするものであります。

歳入としましては、後期高齢者医療保険料を500万円、繰入金を100万9,000円減額するものであります。

一方、歳出としましては、総務費を120万円、後期高齢者医療広域連合納付金を480万9,000円減額するものであります。

以上、予算特別委員会で慎重審議しました結果、賛成多数で可決すべきことと決しましたことをご報告いたします。

続きまして、議案第15号平成25年度粕屋町介護保険特別会計補正予算についてであります。

保険事業勘定の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ302万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を18億2,818万9,000円とするものであります。

歳入の主なものといたしましては、一般会計繰入金を277万4,000円減額するものでございます。

歳出の主なものといたしましては、総務費を263万9,000円減額するものであります。

す。

介護サービス勘定の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,265万1,000円とするものでございます。

歳入の主なものとしましては、サービス収入を62万8,000円増額するものでございます。

歳出の主なものとしましては、サービス事業費を20万円増額するものでございます。

以上、予算特別委員会で慎重審議をした結果、全員賛成で可決すべきことと決しましたことをご報告して終わります。

(予算特別委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの予算特別委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

各議案につきましても、既に予算特別委員会にて審議済みであります。その後特に質疑はありませんか。

質疑は一括議案番号順にお願いいたします。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第13号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は全員賛成であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

これより議案第14号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

7 番田川正治議員。

◎7 番（田川正治君）

私は、後期高齢者医療制度に対して反対する立場から討論に参加いたします。

そもそもこの後期高齢者医療制度については、国民皆保険である医療制度から切り離して、75歳以上のお年寄りが増える、また医療費が増えれば高い保険料を押しつけるというものであります。それも福岡県単位の広域連合のもとで保険料などが決められ、地方自治体の主体性、町民の意見が反映しにくい、このような制度になっております。このような状況のもとで、福岡県の保険料、全国でも高いということでありまして、保険料が年金から天引きされるということで、年金が低い高齢者が日常生活に支障が生まれるということなども聞いております。介護保険とか、その他のものも含め、消費税など増える中で、この後期高齢者医療制度の保険料は非常に問題をはらんでおります。高齢者が戦後の日本の復興のために一生懸命働いてきたということ、そして家族を守り、子育てをして、日本経済を支えてきた、このような高齢者の人たち、75歳以上、まあ私たちもそういう年齢に達してくるということにはなります。そういうときに、国民皆保険の立場で、保険制度と一緒に高齢者も入れていくということが大事だというふうに思います。民主党の政権のときにも、この選挙公約で廃止するということをマニフェストでも約束をいたしました。非常に廃止をするということで、全国的にも支持を得たわけではありますが、残念ながら公約を破って継続するということになっております。日本共産党は世界にも例のないこのうば捨て山と言われる希代の悪法の廃止をすべきだと考えてます。そして、もとのように国民健康保険の老人保険制度戻して維持していくと、そのためにも国の補助金が投入することが当然必要であると思います。国保財政そのものを国が責任を持つということこそ、今必要ではあると考えます。

以上の立場から、この後期高齢者医療制度についての議案に反対をいたします。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は賛成多数であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

これより議案第15号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第15号を採決いたします。

本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は全員賛成であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第16号平成25年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

本件に関し、予算特別委員会委員長の報告を求めます。

(予算特別委員長 山脇秀隆君 登壇)

◎予算特別委員長（山脇秀隆君）

議案第16号平成25年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算について、付託を受けました予算特別委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。

審議の経過については、議員全員による予算審議でありましたので、要点のみをご報告いたします。

収益的収入は6,166万6,000円を増額し、10億6,384万7,000円とするものであります。

収益的支出に関しましては292万3,000円を減額し、10億8,448万5,000円とするものであります。

収益的収入の主なものは、排除汚水量の増加で4,044万5,000円、他会計補助金2,496万1,000円、県の多々良川流域事業の決算による特別利益415万8,000円の増額によるものであります。

収益的支出の主なものは、処理汚水量の増加による400万円、下水道計画の変更による委託料730万9,000円の減額によるものであります。

資本的収入は1億7,578万3,000円の減で、5億5,724万6,000円、資本的支出は7,287万2,000円の減で、9億1,832万9,000円であります。

資本的収入の主なものは、事業費の減による起債の1億8,050万円、国庫補助金2,822万円を減額し、一般会計繰入金を3,293万7,000円増額するとするものです。

資本的支出の主なものは、国の補助率が3分の2となったため、社会資本整備の減により、管渠事業費が6,420万円の減、流域建設負担金が867万2,000円減額されるものです。補助金の減額により浸水対策事業を優先することとなりました。

付託を受けました予算特別委員会で審議しました結果、全員の賛成をもって原案どおり決することになりましたので、ご報告して終わります。

(予算特別委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの予算特別委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

この議案につきましても、既に予算特別委員会にて審議済みであります。その後特に質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第16号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第16号を採決いたします。

本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は全員賛成であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたしたいと思います。

（休憩 午前10時33分）

（再開 午前10時45分）

◎議長（進藤啓一君）

では、再開いたします。

◎議長（進藤啓一君）

議案第17号から議案第23号までの平成26年度当初予算7議案は、山脇秀隆予算特別委員会委員長からの報告になります。

議案第17号平成26年度粕屋町一般会計予算についてを議題といたします。

本件に関し、予算特別委員会委員長の報告を求めます。

（予算特別委員長 山脇秀隆君 登壇）

◎予算特別委員長（山脇秀隆君）

議案第17号平成26年度一般会計当初予算について、付託を受けました予算特別委員会の審議の経過と結果について報告いたしますが、川口晃議員ほか2名より提出されました修正案について、さきの審議、採決を行いまして、この件につきましても全員による審議でございましたので、結果のみご報告させていただきます。

さきに行いました採決の結果は、賛成少数により否決されましたことをご報告いたします。

それで続きまして、議案第17号平成26年度一般会計当初予算について、総務部についてであります。

経営政策課所管では、歳入を33億3,646万5,000円、歳出を20億6,878万8,000円とするものであります。

歳入の主なものは、消費税8%による地方消費税の増額分のうちの30%である8,400万円を増額した地方消費税交付金4億8,400万円、地方交付税見込み12億1,000万円、減債基金繰入金1億8,800万円、財政調整基金繰入金2億円、臨時財政対策債6億7,000万円と公共事業債や公営住宅建設事業債などの土木債1億380万円などを含む町債が7億8,980万円であります。

歳出の主なものは、第5次総合計画策定業務に係る事業費1,303万6,000円、マイナンバー制導入に対応した基幹系業務システムの事務費である電子自治体推進事業債1億5,731万2,000円、福岡地区水道企業団への補助及び出資金3,904万円、流域関連公共下水道補助金5億6,000万円、町債の元金償還金10億6,467万5,000円など

の公債費11億8,617万8,000円であります。

続きまして、総務課所管です。

歳入を2,689万7,000円、歳出を4億4,210万7,000円とするものであります。

歳入の主なものは、長者原西駐車場の使用料800万円、県委託金376万2,000円、法務局や交番土地貸付料などの財産貸付収入428万5,000円、職員駐車場使用料や自販機などの雑入984万円などであります。

歳出の主なものは、障害者雇用1名分164万9,000円を含む総務事務費4,180万1,000円、協働のまちづくり課より組み替えになりました区長会・組合長関係事務費3,366万8,000円、庁舎の維持管理などの町有財産管理事務費8,876万8,000円、原町子供広場の返却によるフェンスの取り外しなどの子供広場管理整備事業費537万5,000円、平成26年7月に任期が来ます農業委員会選挙執行事務費154万4,000円と県知事及び県議会議員選挙の執行に係る事務費537万円であります。

続きまして、税務課所管であります。

歳入を54億5,541万3,000円、歳出を9,215万1,000円とするものであります。

歳入の主なものは、町民税均等割額になります1人当たり500円の増額、1,500万円超の給与所得控除上限を245万円に改正することによる増額、納税義務者の増加による増額により、個人の課税分として19億4,100万円、平成23年の税制改正による法人の実効税率の引き下げにより、法人の課税分を5億8,800万円、新築家屋の増による固定資産税25億5,500万円、軽自動車税6,300万円、町たばこ税2億9,000万円などで、全体の歳入総額予算に占める割合は45%で、滞納税額を含む55億2,191万2,000円となっております。

次に、収納課所管であります。

歳入は1億3,210万1,000円で、歳出は1億362万7,000円であります。

歳入の主なものは、滞納繰越個人分の3,500万円、法人分50万円、固定資産税分3,000万円、県税徴収事務委託金5,700万円などであります。

歳出の主なものは、収納課職員8名の給与5,437万8,000円と法人分の決算による還付金の過誤還付金2,400万円を含む徴収事務費4,924万9,000円であります。

次に、協働のまちづくり課所管であります。

歳入は951万3,000円で、歳出は5億7,527万4,000円であります。

歳入の主なものは、コミュニティーホール使用料25万円、消防団員退職報償金20名分の500万円とコミュニティー助成事業助成金340万円を含む雑入880万1,000円であります。

歳出の主なものは、広報紙の印刷製本をプロポーザル方式で業者を選定した広報広聴事業費1,206万5,000円、住民活動団体支援事業費1009万5,000円、男女共同参

画計画策定のための男女共同参画推進事業費411万3,000円、粕屋南部消防組合負担金3億9,517万9,000円、消防団員出動手当の増による消防団等運営事務費4,485万6,000円、花ヶ浦区可搬消防ポンプ車購入や防災無線の維持管理などの消防施設設置補助事業費2,054万円、災害対策事業費1,891万円は防災グッズの助成や全職員に災害時用の作業服購入代金などが含まれております。

次に、会計課所管であります。

歳入はなく、歳出のみで2,355万4,000円であります。

歳出の主なものは、職員の給与3名分、1,975万1,000円と指定金融機関変更による初期費用と役務費など、234万7,000円であります。

続きまして、都市政策部であります。

まず、都市整備課所管であります。

歳入1億209万円、歳出5億34万8,000円であります。

歳入の主なものは、交通安全対策特別交付金1,200万円、土木使用料、手数料780万円と50万円、国からの補助金、活力創出基盤整備交付金8,140万円であります。

歳出の主なものは、道路側溝や水路の浚渫を行う下水路整備事業1,300万3,000円、道路維持管理、清掃を行う道路維持修繕事業6,015万6,000円、峰屋敷向川原線や前田北隈線などの道路の新設改良や舗装の改良、道路照明の整備などを行う道路改良新設事業2億2,056万7,000円、橋梁維持事業費900万円、地元要望や交通危険23カ所の改善を行う交通安全施設整備事業2,608万6,000円、酒殿周辺地区区画整理事業調査事務委託費1,000万円を含む地域生活空間整備促進事業1,060万円、千代・粕屋線街路建設負担金1,800万円と粕屋久山線街路建設負担金3,130万円を含む街路建設に伴う町事業4,950万円であります。

続きまして、環境生活課所管であります。

歳入1億2,097万6,000円、歳出12億6,514万8,000円であります。

歳入の主なものは、事業系ごみ袋の導入による増額で、9,731万1,000円、須恵町外二ヶ町清掃組合派遣人件費1,480万1,000円と古紙類等売払収入300万円を含む衛生手数料9,731万1,000円などであります。

歳出の主なものは、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金6億8,454万8,000円を含む広域環境衛生事務費6億9,093万3,000円、各行政区環境美化時の車の借り上げ料や報奨金等の環境美化事業1,124万4,000円、太陽光発電設置補助金300万円を含む公害対策事業351万7,000円、古紙類等回収奨励金520万円などのリサイクル推進事業4,034万1,000円、ごみ収集事業3億3,683万2,000円、緑化等推進事業5,144万円、駕与丁公園管理事業5,968万6,000円、第10回を迎えるバラまつり事業250万

円、原町駅改良照明LED化などの駐輪場等施設管理事業1,363万5,000円などであり
ます。

続きまして、地域振興課所管であります。

歳入は3,929万8,000円で、歳出は1億7,887万8,000円であります。

歳入の主なものは、新大間池の護岸工事による農林水産業費県補助金675万
4,000円、ボタ山関係土地貸付料291万3,000円、中小企業融資預託金収入貸付金元
利収入2,000万円などであります。

歳出の主なものは、各調査事務による調査員の報酬や臨時雇い賃金201万
2,000円、農業委員報酬318万3,000円を含む農業委員会事務費820万7,000円、粕屋
町外1市水利組合負担金、戸原古屋敷井堰改良事業県負担金と転作等推進事業奨励
補助金を含む農業振興事業8,277万5,000円、緊急地域経済対策事業が1年延長する
に当たり、緊急経済対策事業住宅改修補助金300万円を含む地域振興事業3,751万
3,000円であります。

続きまして、住民福祉部の報告をいたします。

総合窓口課所管であります。

歳入を14億823万9,000円、歳出を23億4,240万9,000円とするものであります。

歳入の主なものといたしましては、民生費国庫負担金8億4,510万6,000円、子育
て世代臨時特例給付金給付費補助金8,005万3,000円を含む民生費国庫補助金が
8,005万4,000円、民生費県負担金3億912万7,000円、民生費県補助金1億2,243万
5,000円であります。

歳出の主なものといたしましては、国民健康保険事務費2億7,447万1,000円、後
期高齢者医療事務費3億8,301万3,000円、児童手当給付事業費11億7,929万
8,000円、ゼロ歳から小学校6年生までの児童に係る健康保険診療対象となる医療
費の一部を助成する乳幼児・子ども医療費助成事業費1億7,042万6,000円、児童手
当の所得制限に満たない支給対象者に対して、対象児童1人につき1万円を給付す
る子育て世帯臨時特例給付金給付事務費8,005万3,000円であります。

続きまして、介護福祉課所管であります。

歳入を5億8,242万7,000円、歳出を12億7,282万9,000円とするものであります。

歳入の主なものといたしましては、民生費国庫負担金2億3,660万円、民生費国
庫補助金1億2,361万5,000円、土木費国庫補助金4,111万8,000円、民生費県負担金
1億1,829万9,000円であります。

歳出の主なものといたしましては、社会福祉総務事務3,814万8,000円、隣保館等
管理運営事業2,340万5,000円、元気高齢者支援事業3,212万7,000円、この中には新
たに高齢者地域ニーズ対応事業として、シルバー人材センターによる野菜の製造販

売に係る経費を3年間国が補助する事業が含まれております。福祉センター管理運営事業2,303万9,000円、障害者のための障害者自立支援給付事業4億2,731万2,000円、精神の昼間の居場所づくりのための支援センター負担金や外に出るための街路ヘルパーへの委託料などの障害者地域生活支援事業5,211万6,000円、介護保険特別会計繰出金を初めとする介護保険事務として3億1,562万円、消費増税に伴う低所得者に対して暫定的、臨時的給付する事業で、国の100%補助事業の臨時福祉給付金給付事務として1億610万4,000円、町営住宅管理運営事業では内橋団地屋根断熱防水及び外壁改修工事費を含む1億65万円であります。

続きまして、子ども未来課所管であります。

歳入を8億8,888万1,000円、歳出を15億2,397万5,000円とするものであります。

歳入の主なものといたしましては、民生費負担金3億1,814万3,000円、民生費国庫負担金1億7,500万円、民生費県負担金8,750万円、民生費県補助金2億4,800万1,000円であります。

歳出の主なものといたしましては、保育施設整備事業費は、施設私立保育園の建設に対する補助金でありまして2億2,336万5,000円、町立保育所運営管理事業費1億9,127万3,000円、私立保育所運営管理事業費6億3,252万7,000円、こども館整備事業費はこども館の設計費1,000万円を含む1,006万7,000円、就園奨励費の基準額の引き上げで増額となりました町立幼稚園運営事業費4,718万8,000円、私立幼稚園奨励事業費は区国に準じた就園奨励費の見直しを含んでおります、3,229万円であります。

続きまして、健康づくり課所管であります。

歳入を1,517万6,000円、歳出を3億9,615万6,000円計上するものであります。

歳入の主なものといたしましては、衛生費国庫負担金647万円、衛生費県負担金323万5,000円、衛生費県補助金315万6,000円であります。

歳出の主なものといたしましては、健康センター事務室、保健指導室空調設備の工事474万2,000円を含む健康センター施設管理運営事務費として1,334万4,000円、子宮頸がん等ワクチン接種事業を含みます感染症予防事業費1億5,554万7,000円、妊婦健診支援事業費6,489万3,000円、乳幼児健診事業費1,023万6,000円、健やか子育て支援事業費1,924万3,000円、集団療育委託料660万円を含む乳幼児療育事業費1,987万5,000円、健康増進事業費では、40歳、50歳、60歳を対象に歯周病疾患健診を行う委託料を含む658万3,000円、がん検診事業費2,475万1,000円であります。

続きまして、議会事務局であります。

歳入予算はなく、歳出を1億3,963万6,000円とするものであります。

歳出の主なものといたしましては、議事録作成システムマイクの増設が含まれる

議会運営事務費 1 億1,345万2,000円、特別委員会事務費235万8,000円であります。

続きまして、教育委員会の報告をいたします。

学校教育課所管であります。歳入を2,794万3,000円、歳出を 5 億8,397万9,000円とするものであります。

歳入の主なものといたしましては、放課後児童クラブ運営費補助金1,911万円であります。

歳出の主なものは、学童保育所運営事業5045万1,000円、小学校運営事業費 1 億6,095万4,000円、小学校施設整備事業費では粕屋西小学校の増築設計、非構造部の耐震改修設計の業務委託、粕屋西小学校の手すり改修工事等が3141万8,000円あります。中学校運営事業費9,006万6,000円、中学校施設整備事業費では粕屋中学校の3期目の改修工事の設計と非構造部の耐震設計等が1,320万円であります。中学校教育振興事業費では、学力向上に向け学力テスト等の委託費、体育大会出場旅費補助金等が4,063万8,000円あります。

続きまして、学校給食共同調理場所管についてであります。

歳入予算はなく、歳出は 1 億6,160万8,000円とするものであります。

歳出の主なものといたしましては、管理運営事業費で8,289万4,000円あります。

続きまして、学校給食共同調理場建設準備室所管についてであります。

歳入予算はなく、歳出を428万1,000円とするものであります。

歳出の主なものといたしましては、学校給食センター建設事業費のPFIアドバイザー委託料など428万1,000円あります。また、粕屋町学校給食共同調理場整備運営事業費といたしましては、平成27年度から平成43年度までの債務負担行為68億3,400万円を合わせて計上するものであります。

続きまして、社会教育課所管であります。

歳入を 1 億3,058万円、歳出を 6 億125万2,000円とするものであります。

歳入の主なものといたしましては、教育使用料7,995万円、教育費国庫補助金688万3,000円、青少年健全育成交流基金繰入金537万3,000円、サンレイク、図書館、ドームによる事業収入が主である雑入2,860万7,000円あります。

歳出の主なものといたしましては、大隈公民館大規模改修工事補助金3,000万円を含む分館活動支援事業費5,819万8,000円、遺跡発掘受託事業費2,137万1,000円、青少年対策事業費では、ときめき体験事業補助金を含む1,204万3,000円、図書館管理運営事業費7903万9,000円、生涯学習センター管理運営事業費 1 億320万円、社会体育事業費では、東中学校テニスコートナイター設備設置工事費を含む5,060万3,000円あります。総合体育館管理運営事業費 1 億7,078万7,000円あります。

以上で議案第17号平成26年度粕屋町一般会計当初予算特別委員会におきまして全員により審議しましたところ、慎重審議の結果、賛成多数で可決されましたことをご報告します。

なお、学校給食共同調理場建設準備室に関する予算につきましては、さきの平成25年度一般会計当初予算において、PFI事業による建設には十分な慎重審議と議会への説明責任を果たすよう付帯決議がなされたところでございますが、平成26年度当初予算までに慎重に議論がなされたにもかかわらず、いまだに議会への十分な説明や、計画どおりの進捗ができないまま計画が進められようとしております。しかし、議会としても、将来にわたる粕屋町の子どもたちに安心して安全な学校給食の提供を遅滞なく計画どおりに進めるには時間に限りがあり、今回予算の執行に関し、予算特別委員会において賛成多数で可決いたしました。執行部にあつては、議会の苦渋の決断に対して十分にご理解を賜り、今後とも議会に対して十分な説明責任を果たされますよう、付帯決議として付すことを決しましたので、申し添えておきます。

以上で終わります。

(予算特別委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの予算特別委員会委員長から報告がありましたように、議案第17号には修正案が提出されております。

予算特別委員会委員長報告に対する質疑に入ります。

この議案並びに修正案につきましては、既に予算特別委員会で審議済みであります。その後特に質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第17号修正案の討論に入ります。

まず、修正案賛成の議員の発言を許します。

2番川口晃議員。

◎2番（川口 晃君）

私は、修正案に賛成の立場で意見を述べたいと思います。

町長の一般会計予算案に対しては、非常に敬意を表するところが多々あります。私たちの要望とかたくさん取り入れていただいているところですが、この学校給食共同調理等の建設について賛成できかねるところがありますので、緊急避難的修正案を上程したわけです。

私は、一、二点、その修正案に対する賛成の意見を述べたいと思います。

私が多々一般質問で述べましたように、まだPFIという認識が町職員の中に十分伝わっているのかどうか、学習されているのかどうか、疑問があります。

例えばSPCについての構成役職員の数とか、職員の数をどうするとか、そういうのはまだ詳細な検討はされていません。人件費にかかわる問題ですから、役職員それから職員の人件費の15年間分のトータル合わせますと数億円になります。それが、PFIのほうに導入されてきますと、恐らくVFMは非常に少ない値になるんじゃないかというふうに思います。職員の説明では、調理場の職員が代行するとか、上から来るとか、無料で働くとかということを書いてありますが、それは推定であって、まだ確定ではありません。そういう点が明らかになっていない中で、債務負担行為を出すことについては、多々疑問が残ります。

もう一つは、PFIにおける最大の問題は、SPCが中に入っておって、二次下請業者の中身をチェックできないということです。そこに大きな問題があって、町がどういう仕事をしているのか、その業務内容についての監察ができない。会計を取り寄せて、それをチェックすることはできない、そういう仕組みになっています。私は、そういう中で、早期にこの債務負担行為を決めることはまだ時期が早いんじゃないかというふうに思っております。そういう立場で修正案を上程しました。

それで、私の賛成討論はそういうことで終わらせていただきます。

◎議長（進藤啓一君）

次に、修正案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、修正案賛成の方の発言を許します。

7番田川正治議員。

◎7番（田川正治君）

今回、学校給食センター問題での債務負担行為について、時期尚早だということで、議会に対して、議員に対しての説明不十分、このような状況のもとで執行すべきでないという立場から、修正案を出した一人として発言をいたします。

学校給食センターの建て替えという問題について、PFIの事業を導入することなどについて、町の職員の人と一緒に私たち議員も役場の中で学習もいたしました。そのときは、役場の人たちは知ってあったかもしれませんが、議員のほうは全くこのPFIというのがどういうものか全体像がよくつかめない、そういう状況にあったんじゃないかと思います。このような状況のもとで、本当にこの安心・

安全な給食を提供するためにこの給食センターの建て替えを急ぐということが問題であるというふうに思うんですね。

昨年3月、先ほど山脇委員長が説明でも一言述べられましたけど、今日、出席をされております当時の安川予算特別委員長の報告されました会議録に記述されている内容から見ると、このように言われてます。学校給食共同調理場建設準備室に関する予算につきましては、PFIに関する予算の説明について、執行部と委員会、すなわち議会との認識の相違が見られました。特別委員会といたしましても、町のみに専属いたします予算編成権と執行の財政権は理解しつつ、予算の議決権は議会のみが擁する権限であることから、今後も互いに尊重し、つかず離れずの原則にて信頼関係を継続しなければなりません。よって、今回の準備室の予算執行については、1つ、十分な検討を重ねられ慎重に対応されること、2つ、議会への十分な説明、経過などを報告されること、以上を付帯決議して付すことが決まりましたので、重く受けとめられるよう、あわせて報告します。このように、報告されておる。昨年3月のこの予算議会から1年間ですね。議会ごとに説明はされてきました。しかし、関係の学校給食準備室の担当者を含め、一般質問での町長の答弁なども聞いても、中身が深まらない、説明を求めてもそれに対してPFIでやるのが最もいい、官から民へという考え、民間に委託すれば大丈夫、信頼、信用してくださいと、そういうような考え方、そして、具体的な内容について、例えば建設問題についても従来型で安くつくという方法もあると、私もこの前一般質問で言いました。行橋などは8億円出てきたというような先日資料をもらいましたし、帯広市では同じ40億円ぐらいでできるという、そういうようなことなどあるんですね。そういうものを何で資料として、また検討したものとして出さないのかって言っても、コンサルタントが出す資料に基づいて報告されるだけという点なんですよ。何かあればコンサルタント、次に準備したものを出します。しかし、それが出てこないというのがここ1年間の状況だったと思います。

今、川口議員も言われましたように、SPC管理会社、特別目的会社が一時下請でありますので、二次下請である調理会社などの状況は全く町からの手が入らない。直接指導したり、現場に入ったら擬装請負になる。このようなことも含めて、法律的な問題、建築の問題含めて、本当に検討しながら進めていくということをするべきじゃないかということも指摘してきました。しかし、全くそのような指摘したことについては真摯に受けとめようとする姿勢というのは見受けられませんでした。

このような状況のもとで、この3月議会に、27年度から34年度まで、68億円、債務負担行為ということで出されております。私も一般質問のときにびっくりしたの

が、この64億円やったのが68億円、4億円ぼんと上がったのが消費税絡みの問題で必要になったからという提案でした。しかし、消費税が上がるとのはもう前から決まっておることで、何でこのせっぱ詰まったこの時期になって、いよいよ債務負担行為の問題が出てくる中で引き上げて提案するのか。非常に危機に感じましたね。疑問を持って本当にこの計画は大丈夫なのかと、どこまで予算がつき込まれていくようになるのか、非常に心配というのがあります。こういう点では、この12月議会に、このPFIへの事業計画を議会で議決させると、本契約決めると取り決めて、この方向の終着点に合わせて物事を強行にやろうという状況があると見受けられますね。

保護者説明会のときも、教育長も報告されたんですが、もう十分に説明できましたような趣旨を言われておりましたけど。私ここ3つの小学校に行きました。1つの小学校は行った人から聞きました。ほとんどPFIについてわからない、そういう状況の中で、学校から説明するからそれを聞いただけ、このような考えが多いんですよ、捉え方が。いうことも含めて、あるんですよ。私、一般質問で言いました、行橋が5年間、6年間かけて、保護者の意見も含めて集約するんですよ。そういうことをして、そしてPFIがいいと、民間委託のやり方こういうのがいいと、従来型もということも含めて、いろいろ考える中で決めていくというようなことをするくらいの内容のこの予算ですよ。毎年4億円ずつ、これを本当に責任を持てるのかという問題があるというふうに思います。

今まで、国がゼネコンや銀行のもうけをつくり出す、いろんな施策を行なって公共事業を推進しました。箱物推進、ごみのクリーンパークの問題もあります。土地開発公社の問題もあります。いろいろ国からのそういう施策を受け入れて、やらざるを得ないという問題が、今の国の政治の中で生まれると思います。しかし、町としては予算を組んでそれをどうするかというのは責任持ってできるわけですから、そういう点で言えば、今までの予算を含めた財政運営、箱物行政の中でツケが回ってきたという状況が今来て、実質公債費比率も18%超えていく原因の一つになっていってるというふうに思うんですよ。そういう点では、この学校給食センターを建て替えてほしいというのは当然あります。それ、私たちも、議員、私も何度もいろんなときに言いました。早く建て替えてほしい。しかし、その早く建ててほしいけど、もう7年も8年も前からそういう状況、O157の問題も起きたり、保健所からの指導もあった。そのときに何もその方向性を見つけださんですよ、もう民営化、民営化という方向だけの結論で先送りしてきたというところに、給食センターを建て替えてほしいということとか、すぐ建てられないかんとことの大義名分は全く崩れている状況だと思いますね。早く建てられないかんとしたら、もう予

算を組んで、それを積み立てるなど当然するべきなんですよね。そういうのも私も質問をしてきました。しかし、それも余りすっきりした説明として受けれるようなものでありませんでした。

町長が、施政方針で議会とともに車の両輪で行政を推進すると施政方針で述べておられます。私は、もうこのとおりだと思います。議会と行政が一体となって町民のいわゆる暮らし、福祉、生活守ると。当然、その町のいろんな運営をやっていくという点では、主導性としては行政側に大きな役割があるし、責任があるというふうには思うんですが、今回の場合は本当にこのままの状況で12月の末の議会までに物事を全部決めていくというやり方をすることについては、先ほど山脇委員長が付帯決議としても言われましたように、去年と今年と同じようにこういう状況が、説明責任も含めてあるわけですから、私はそういう点で、この債務負担行為を、68億円を削除するよということと修正案を提出したわけです。議会としても、そういう点で審議もして深めたということの結果として、先ほどの報告にもなったわけですが、私は修正案を出した一人としても、この点について非常に私たちの責任も今後大事な局面が生まれてくるということもある中で、意見を述べて討論としたい。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

次に、修正案反対の方の発言を許します。

6番小池弘基議員。

◎6番（小池弘基君）

私は、この修正案に反対の立場から意見を述べさせていただきます。

まず、平成26年度当初予算の中に、この債務負担行為が入ってる、これを外すということに関してですけども、もともといろんな議員の方も十分承知でございますけども、この給食センターが非常に老朽化してるといった問題が1つ、また最近では〇157でありましたように、細菌だとか、あとまたアレルギー食、そういった対応に、やはり今の給食センターがマッチしていないということをご理解してあると思います。そういった中で、町としても平成28年9月から新しく建てた、非常にアレルギーや80食種ですか、種類に対する対応できるような学校給食センターを建ててやっていこうということで今スケジュールを組んでるわけです。その中で、この債務負担行為を当初予算の中から外すということになると、今後、今やってるアドバイザー、その契約の、これからがやっとな詳細設計に入っていく大事な時期を迎えるわけです。その中で、そういったものを外すということは、また工期的にどんどん遅れていって、結局最終的には子どもたちに全て迷惑を押しつける形になる

んではないかと私は思います。ですから、私は一刻も早く、今回のこの3月定例会において当初予算を可決し、新しく設計に着手していただいて、一日も早く新しい子どもたちが喜ぶ、食育ができ、アレルギー対応もでき、子どもの本当にすばらしい建物を建ててほしいという意見からこの修正案に対しては反対いたします。

◎議長（進藤啓一君）

次に、修正案賛成の方の発言を許します。

11番本田芳枝議員。

◎11番（本田芳枝君）

私は、この修正案に関しては賛成でございます。

賛成の理由はたくさんございます。1年半近く議会でも審議してまいりましたし、不十分といえば不十分ですが、教育委員会のほうから説明がございました。今の粕屋町の給食センターの老朽化に関しては、老朽化という言葉は正確ではないと思います。平成18年に、町が委託を、外部委託、民営化をすると決めて、でも結局それがかなわなかった。その後の給食センターに対する施策を、行政だけではなく、議会も放置していたという反省がございます。私自身はそれに気づいた平成21年から2年に、もっと給食センターのことを勉強して、皆さんに提案できるようなそういうことをすれば、検討委員会の設置のやり方とか、その後の推移は今とはまた違ったものになったかもしれないというふうに思いますが、今回私がこの修正案に賛成するのは、別の観点からです。それは、私が昨年9月に一般質問をいたしました。新しいコンサルタント会社が決まって、今後の経過をどういうふうになるかお尋ねしたときに、実施方針は11月に、それから要求水準書は1月に公表するという流れを説明していただきました。私はそれを待っていました。でも、いまだにそれがありません。説明は確かにございます。でも、説明も数字もころころ変わるのです。だから、町としてこういうふうにしたいということをやっぱり明文化して、それが行政の仕事ではないかと思うんですよ。たとえ不十分であっても形にする。その形にしたものに対して、一般の町民の皆さんからも意見を受け付ける。PFIはそのようなものなんですね。実際事業が始まりましたら、なかなか情報公開がうまくいかない。それが事業を締結する前は非常に丁寧に一般の町民の皆さんとも話し合いながらするようなシステムができております。ところが、うちの町は、準備室をつくっていただいたのはとても正しいというか、早めにつくっていただいた、結局だからそれだからもうこれを覆せないというところがあるんかもわかりませんが、きちんと仕事をしておられるはずなんですけど、その明文化されたものが私どもの手元にも、それから町民の皆さんにもないんですよ。この間の予算審議の後にもこの話を聞きましたら、3月中にはそれを出すというふうに言われま

したけれども、何のための議会でしょうかね。それを審議するための議会なんですね。久留米のやり方を、比較をいろいろして、久留米ではこうですああですとおっしゃいますが、久留米も2月18日にその実施方針は出されて、そして意見を聞きながら、4月2日に訂正案を出しておられます。それは、議会とあるいは町民の皆さんとの十分な質疑があった後でしょうね。その経過を見ましたときに、また一般質問で答えていただいた内容に関して、今回の、私はPFIに対してはまだよくわかりません。ただ、うちの町が、公共施設マネジメントのこともわかりますように、補修費とかをきちんと予算に組んでいないものですから、このような結果を招いたのかなというふうに今思っておりますので、全面的に反対でもございません。だから、私としても、今回3月議会の実施方針の発表を非常に楽しみにしております。それに対して自分が対応しようというふうに思っておりましたが、いまだにそれが無いということで、私は今回修正案、この粕屋町給食調理場整備運営事業の債務負担行為の68億3,400万の削除をぜひお願いしたいというふうに思っております。

それでこの修正案に賛成でございます。

◎議長（進藤啓一君）

次に、修正案反対の方の発言を許します。

8番長義晴議員。

◎8番（長 義晴君）

今、反対議員、賛成議員、それぞれそれなりの立場で発言ありましたけど、先ほど小池議員が言われましたように、私も修正案反対の立場で、種々内容につきましてはいろんな角度から検討せないかん。特に、68億円という大きな15年ではありますけど、そういったことで議員が真剣に今議会、1年間かけていろいろ議論してきたわけですが、これにつきましても非常に問題は今の給食センターが老朽化もいろいろあると思いますが、施設の中がウエット方式がその当時としては最善というふうなことでつくられた中で、今ドライ方式ということで、クーラーがきいた、そういう中での食中毒とかそういうふうなことが出ないようなことでつくっていくということで、これはもう大分前から検討されてきた問題であるのはもう、議員、重々承知ですが、これが今の3月の予算提案されても、2年後の28年9月からしか稼働できないという中で、もうせっぱ詰まった、今後食中毒とかいろいろ、今までにないような問題が出てきております。そういうふうなことで、私は予算というのは執行部がいろいろ提案してあることについて、詳細については立場の違いでいろいろ精査はあると思いますが、執行部はそれなりの形で説明をしてございますので、私はそういったことで債務負担行為を粛々とつけて早急に問題ないような給食を提供

していくことはもう議員皆さん同じような考えでありますので、そういった意味で債務負担行為の修正については反対いたしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

次に、修正案賛成の方の発言を許します。

4番太田健策議員。

◎4番（太田健策君）

私は、今回の修正案に賛成の立場で言わせていただきます。

先ほど言われました反対議員の質問に反論するんですが、給食センターが老朽化しておるということはないと思います。建物はまだ29年、鉄筋コンクリート造です。鉄筋コンクリートは50年もたないかんです。それで老朽化したということになると、粕屋町が今まで建ててきた建物は全部老朽化ですよ。そういう判断をちょっと間違ってるんじゃないかなと。ただ、老朽化したのは、中の調理機器、調理機器等が老朽化しておるということを保健所から指摘されとるとということじゃないかと思っております。職員の方も、やはり暑い中で一生懸命給食、子どもに食べさせようと思っつつくってある姿を視察しましたが、本当に気の毒やなと思っております。

その中で、私が議員になりまして、給食センターの建て替えについてのアドバイザー事業というのがもう決定されておりまして、その報告を受けたときに、PFI方式で建てると従来方式よりも5.8億円安くなるというような資料をいただきました。私たち、今まで町にお世話になって仕事をしてきたが、町は仕事こげえ高かったのかなあと。高かっとりやまだもうかっとならないかんとはぼってんと本当に思いましたけど、そのアドバイザー事業で出されました従来方式というのは、アドバイザー事業者のPFIを尊重する業者が出したということですから、これは全くPFIに同調したような試算づくりになっておると思っております。

その中で、私は質問の中で、何で今まで従来どおりっていいますと、粕屋町が今まで建ててきた中の建てる方法が従来どおりのやり方やなかったんですかと。その方法で試算してみれば、今度のPFI事業が高いのか安いのか、その辺ははっきりするっちゃないですかと、再三私言ってきましたけど、聞く耳があるのかないのかわかりませんが、その辺の返答も何もありません。

そうした中で、町長は最初の調査から精査しましたら、また金額が、いい金額が出てくるっちゃないですかと、説明しなさいと言われましたけど、結果が精査されて、施設整備費が当初の調査よりも1億円高くなっておるんですね。PFIのほうは1億5,400万円高くなっておるんです。ほんで、維持管理費は、町が維持管理すると2億5,400万円高くなると。PFIになると2億1,600万円高くなると。給食運

営費につきましては、調査された結果と精査された結果が5億5,100万円、これは町が安くなるとるんですよ。ほんで、PFIで試算されたら8,800万円安くなるとるんですね。こういう調査の結果と精査された結果が、こういう金額の差ではどうしたら判断したらいいのか。判断のしようがないでしょ。そしたら、町で従来方式で積算をしとけば判断ができるんですよ。全部をアドバイザー事業者に任せて、それで判断してますから、高いか安いかわからない。質問されても答えられない。特に、最初今あるやつの撤去費2,640万円がいつの間か7,340万円ぐらいになってきておりました。3倍、約3倍ですよ。こういうことが出されて、どこを信用していいか。誰なら信用できますか、賛成できますか、本当言うて。

そういうことで考えておりましたら、久留米へ視察行きました。久留米は、49.9億円の発注ですよ。粕屋町が今のところ68億円です。18.1億円違うんですよ。何でそう違うとですかと言いましたら、久留米と粕屋の違いは、光熱費を向こうは全部支給しております。それが年間5,000万円ですと。5,000万円やったら15年間で7億5,000万円ですか。それから、給食をよそで依頼してつくらせておきますと。そうすると、給食、米飯の施設はパン屋さんが全部しておるんですよ。市がしてないんですよ。その費用も要らんはずですよ。そういう18.1億円が違う、その説明がやはり違いをぴしゃっと私たちに説明していただかないと、どうして役場みんなお金がない、お金がないということをお願いしてもなかなかしていただけん事業もある中で、こういう事業をされると私らは修正案に賛成して、ぜひ見直しをしていただきたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

次に、修正案反対の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、修正案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、修正案反対の方の発言を許します。

9番久我純治議員。

◎9番（久我純治君）

私は、反対というよりも推進していただきたいということで述べさせていただきます。

私たち、小学校のときから始まった給食はパンと牛乳で、私たちの初等は脱脂粉

乳を飲ませてもらいました。まずい記憶が残っております。ところが、昨日たまたまテレビ見よったら、日本は昨年日本食が世界遺産に登録されました。それで、京都からの発祥なんですけど、来年からはパンと牛乳をなくして学校給食をやってみようっっちゃうような、給食センター関係の試みが始まっておるそうです。そして、現にもう3年ほどやってるところがあるそうです。それとまた、いろんな食中毒、アレルギーありますけど、今の対応でできるかどうかを私はよくわかりませんが、とにかく子どもたちのことが第一と私は考えております。それで、食に関するほうで、私はぜひ一日も早く子どもたちに安心して安全な食をつくってほしい。そして、食生活のもし変わることがあるかもわかりませんが、国の方針やからわかりません。国は時々トップダウンで、中学生はスポーツせろとか言いますけど、学校給食においても、要するに国からの指導がなされると思いますから、ぜひいろんな対応ができるような給食センターをつくってほしいと、私、要望と、反対意見でございませぬが、要望で発表させていただきます。

◎議長（進藤啓一君）

次に、修正案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、修正案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第17号の修正案を採決いたします。

修正案に対する予算特別委員会委員長の報告は否決であります。本案は委員長の報告が否決でありますので、提出された修正案に賛成の議員がボタンを押すこととなります。修正案に賛成の議員はボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は賛成少数であります。よって、議案第17号の修正案は賛成少数により否決されました。

次に議案第17号の討論に入ります。

まず原案反対の方の発言を許します。

7番田川正治議員。

◎7番（田川正治君）

一般会計予算についてですが、今学校給食センター問題での債務負担行為について

て修正案を提出しておりましたが、特別委員会、予算特別委員会と今の議決により、その修正案は否決ということになりました。本来、この施政方針で町長が述べてる内容など、非常に要求は取り入れたものとして出てきておるといのは、私も一般質問のときも言いました。ただ、そのPFIで学校給食センターを強力に進めるという趣旨がありましたし、今回、この債務負担行為の修正案が否決されるという事態にもなりましたので、今年度の予算に対して反対の立場を表明します。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

8番長義晴議員。

◎8番（長 義晴君）

先ほどの修正案につきまして意見を述べさせていただきましたけど、今回の26年度一般会計当初予算につきましては、議員の方いろいろ全体的な予算執行については賛成であります。殊、先ほどから言われます給食センター建設共同調理場の建設についてはいろいろ議論があることだと思っております。この件につきましては山脇予算特別委員長が一般会計のことに報告されまして、今後とも議会への十分な説明、経過等のこれを盛り込んだ付帯決議ということでございますが、私は付帯決議をつけるまでもなく、議案全体に対してそういうふうな要するに十分な説明といろんな報告をするちゅうのは、これはもう議会と執行部の共通の認識だというふうに私は理解しているところでございます。それで、今回の学校給食共同調理場のPFI事業導入については、そういったことでいろいろ内容的にはありますが、一番大きなのは再三言われますように、現在の町事情ではいろいろウェット方式で食中毒その他いろいろな感染の温床になりつつあるという現状でございますので、これを一刻も今の形を新しい設備に切り替えるちゅうことが債務負担行為をつけられて当初予算を執行していただくのが、この町の最大の責任と課題と私は考えますので、一般会計当初予算に沿って、26年度一般会計当初予算は執行していただきたいというふうなことで賛成いたします。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

15番伊藤正議員。

◎15番（伊藤 正君）

私は、議案第17号の平成26年度粕屋町一般会計予算について、賛成の立場から意見を申し上げます。

2つございます。1つは、粕屋南部消防署組合と連携をいたしまして、住民の安全・安心な生活の維持に努めることから、粕屋町西部地区の仲原、内橋、阿恵、柚須区の消防力効果のため、平成27年度10月の完成を目指して、消防車、救急車の配備をして、出張所の建設を計画されております。予算は3億9,517万円ということでございます。これは、現場到着時間の短縮ということで、住民の不安の解消につながっていくと思っております。

それから、1つは、先ほど来、討議が進められておりますが、学校給食共同調理場整備運営について、PFI方式の導入についてであります。これは、平成27年から平成43年までの68億3,400万円の債務負担行為であります。現在の給食センターは、老朽化、狭隘化が進み、学校給食衛生管理基準に適合しないウエットシステムの調理場で、食中毒などが発生する危険性が高い施設であります。早急に衛生管理基準を満たした施設を整備する必要があります。また、粕屋保健所、社会福祉事務所からも再三改善命令の要求が出ておるところであります。学校給食の最も重要なことは、児童・生徒が安全で安心な食を享受できることであります。より効果的、効率的に学校給食事業を運営していくためには、民間のすぐれたノウハウを活用して、官民一体となって整備運営して、PFI方式による手法が適していると思いません。具体的には、アレルギー源対応、8アレルギー、それとPFIを導入することによって、おかずが従来よりも二、三品目増えるということがございます。これらのことから、官民一体となった手法で、粕屋町にとって新たな試みでありますので、他の自治体のお手本になるような設備を期待するものでございます。

以上、議案第17号平成26年粕屋町一般会計予算についての賛成の意見を申し上げます。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

11番本田芳枝議員。

◎11番（本田芳枝君）

こういうことが許されるかどうかは、私はいまだにわかりません。ただ、どうしてもここで述べておきたいことがありますので、私が述べたことに対して、後で皆

さんで審査をされて、だめならだめというふうにさせていただいて構いませんので、自分の思いを述べたいと思います。

私自身は、この債務負担行為のこの件さえなければ、私はこの予算案は自分が今まで9年間予算案を見てまいりました。その中で最もすぐれた予算案と思っております。最初に、議会の初日に、ペイ・アズ・ユー・ゴーということで、そのことを審査しますよと皆さんに申し上げましたが、実際予算審議で皆さんの提案されたことを私は一つ一つ自分なりに質疑をして考えてまいりました。町長が提案されるように、本当に一つ一つを精査されて、足りないものは足す、それから必要はないものは消す、それからほかとの組み替えが必要であればそれをするというふうなことが、実際私は感じられました。なぜそれができたのかなというふうに思いましたときに、実は第4次粕屋町総合計画後期基本計画の存在があるのではないかと思います。これが23年から27年まで5年間ありますが、その中でこれを一つ一つの計画が粕屋町のその予算の事務事業と結びついているんですね。さらに、電子自治体構築ということで、また公会計を採用されて、基準モデルですか、それをされて、その結果、財務4表も完了いたしました。その結果、今回のような予算審議ができたのではないかと、そのことを私は皆さんとともに喜びたいというふうに思っています。私自身が賛成をするには、その協働のまちづくり所管の男女共同参画推進事業、従来ならばこの予算をつけられるだけでしょうが、今回はその要綱まで用意して、予算の段階でその内容について話ができる。それから子ども未来課の所管のこども館の整備事業、これは金額だけで非常に不透明で、先ほどの話、男女共同参画とは別でございますが、今までこのこども館は出ては消え、出ては消え、お金がないからできないということで可能にならなかったものでございますが、これは町長の英断でしょう。何とかどうしてもこれをしたい。うちの町は子ども関連の事業は盛んになっているんですが、その司令塔の場所がない。あるいは、そのシステムがない。だから、やっぱり今この時期こども館の事業は必要です。それで、この事業を上げられたこと、それから、私立幼稚園奨励事業、これも私前から言っていたんですが、私の試算では国からの補助金がほぼ全部と聞いていましたが、実際ふたをあけてみると、町が全体の3,200万円のうち町が2,100万円も負担しなければならない。そういう内容ですが、本当にこれが必要だと思われて出されたのでしょうか。それから最後に、健康増進事業、歯周病検査の実施ですが、今日、毎日新聞に歯周病とそれから生活習慣病の深いかわりが出ています。これに目をつけられた健康づくり課の皆さんの事業に対する考え、健康日本一をつくろうという町長の姿勢、そういったものに私は本当に熱いものがございます。ただ、先ほど申しましたようにその債務負担行為に関しては、そういう事務的などころでひっかかりがありますの

で、そのことを皆さんに伝えましたけど、今回のこの予算は本当によく考えられたものでございました。ある議員が、パソコンが、X Pがもう期限が来ると、部品がないということで質問をされましたけれども、経営政策課の方が、職員が時間の合間に見て、それをちゃんと自分たちの力でやっていると。それは、私、前々から知っていたんですけれども、電子自治体構築がかなり高い水準まで、しかも職員自らがそれをされているということに深く感銘しております。そういう意味で、私はこの予算案に賛成をしたいと。もう削除の件は、議会ではどうしようもなかったもので、それはそれとして私自身は認めて、この予算案に賛成したいと思っておりますが、こういうことが可能かどうかわかりませんので、その判断は議長にお任せいたします。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

私からその判断ということではありませんけれども、修正案も一つの議案、議案第17号も一つの議案であります。そのことだけ申し述べておきます。

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

6番小池弘基議員。

◎6番（小池弘基君）

私は、この平成26年度当初予算に賛成の立場で意見を申し上げます。

まず、私、1期目からのモットーであります次の世代のためにということで、やはり子どもがもう宝だということで、今まで学童保育施設であったり、学校の増築だとかいろんな意見も言ってきましたけども、今回の26年度の予算の中には小学校の増築、西小学校、粕屋中学校の増築、あと保育園もまた新設、いろんなふうなやっぱ大事な予算がたくさん入っております。その中の一つが、先ほども議論されましたけども、学校給食センターの建て替え、この問題が非常に大きな問題だったかなと思いますけども、そういったふうな形の中でも、私はもう先ほども修正案反対の立場からいろんな意見を申し上げました。今度は、逆に賛成の立場で、どうしてもやはりこのP F Iでの建設というものは必要だと思っておりますし、先ほどから施設の老朽化を皆さん認識してありますけど、よく言われます公設公営という言葉が、反対の議員からはよく聞かれるんですけども、建てる側とそれを運営する側と実際2つあるわけですけども、公が建てても、民が建てても、建てるのは民間の建設会社が建てるわけです。結局、建てた建物にそういった差というのがまずあるの

かなど。問題は、起債を使って、やっぱ公が建てるのか、PFIという民間の資金を使って建てるのか、その手法の問題だと思っております。その中では、15年という長期の契約というものもありますけども、その中にはメンテナンスといったものもちゃんと入ってきますし、建てた会社がやっぱり一年でもやはり長く、余分な費用も使いたくないといった思いで、きちっとした点検だとかというのは当然やっていくと考えております。また、運営につきましても、やはり今まで粕屋町が直接運営していた中では、どうしても予算の関係で人員を増やしたい、いろんなことを考えてもなかなかやはり予算の関係で増やせないといったような状況だったと思われまます。そういった中では、やはり民間に、保育園もそうですけども、やはり民間、最近随分とよくなってきていると思います。特に、保健所のほうからいろんな指摘、粕屋町も異物混入だとかいろんな事故がありましたけども、結局保健所のほうからいろいろな指摘だと改善命令が出て、直接やはり役場が運営していると、結局そのままの状態でも給食をつくり続けるというような現状には変わらないと思います。それが民間になりますと、やはりその食中毒なり、何か異物購入とか出した業者は、今度新しくまたほかのところにかえるとか、もしくはもったきつい指導という形がとれると思います。そういった面では、アレルギー食の問題も含めて、私はPFIという事業でやっていくのがいいのではないかと。また、それを決断された町長に私は支持していきたいと考えております。そういったふうなことで、私は今回の当初予算については賛成という立場で討論いたします。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

10番因辰美議員。

◎10番（因辰美君）

賛成の立場から討論いたします。

先ほど委員長が申されましたとおり、苦渋の選択をした一人でございます。今本日に修正案を提出された方の意見を十分に今後認識されながら議会に報告を求めているということをお願いしたいと思います。それから、平成17年の今日ですね、3月20日がちょうど西方沖地震がありました。先ほど、他の議員が、こども館は非常にいいものだというのも私も認識いたしておりますけども、仲原保育園や中央保育園、非常に木造で老朽化しております。こういった中で地震が起き

ますと、やはり責任を持って預かっている自治体としてはもう犯罪に等しいと思います。ですから、新しいこともすることも大事ですが。やはり老朽化して、もしものときのことをぜひ認識していただきながら、優先順位をつけてぜひ事業に邁進していただきたいと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第17号を採決いたします。

本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は賛成多数であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

ここで一言申し述べておきます。議案第17号は可決されましたが、うち学校給食共同調理場建設の件につきましては、予算特別委員会委員長、またほかの議員の方からの意見も十分考慮しながら進めていかれませう付け加えておきます。

皆さんいかがいたしましょうか。この後の当初予算幾つとありますけれども、弁当とってないでしょ。皆さんどうですか。

じゃあ、今12時ですから、20分に再開といたします。よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

暫時休憩いたします。

（休憩 午前12時08分）

（再開 午前12時20分）

◎議長（進藤啓一君）

では、再開いたします。

◎議長（進藤啓一君）

議案第18号平成26年度粕屋町国民健康保険特別会計予算について、議案第19号平成26年度粕屋町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第20号平成26年度粕屋町介護保険特別会計予算について、議案第21号平成26年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、以上4件を一括して議題といたします。

本件に関し、予算特別委員会委員長の報告を求めます。

(予算特別委員長 山脇秀隆君 登壇)

◎予算特別委員長(山脇秀隆君)

議案第18号から議案第21号までの4議案につきましては一括して報告をさせていただきます。

審議の経過と結果につきましては、予算特別委員会、全議員で審議をいたしましたので、結果のみを報告させていただきますので、よろしく申し上げます。

それでは、議案第18号平成26年度粕屋町国民健康保険特別会計予算について報告いたします。

国民健康保険特別会計当初予算につきましては、歳入歳出それぞれ41億2,244万3,000円とするものであります。これは前年度当初予算比で3.9%の減となります。

歳入の主なものは、国民健康保険税8億3,872万7,000円、国庫支出金9億2,008万9,000円、後期高齢者交付金7億9,649万4,000円であります。

歳出の主なものとしましては、保険給付費26億2,172万4,000円、後期高齢者支援金等4億7,185万5,000円、共同事業拠出金5億3,092万4,000円であります。

付託を受けました予算特別委員会で慎重審議しました結果、賛成多数で可決すべきことと決しましたことをご報告いたします。

続きまして、議案第19号平成26年度粕屋町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

後期高齢者特別会計当初予算につきましては、歳入歳出それぞれ4億2,451万2,000円とするものであります。これは前年度当初予算比で5.7%の増となります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料3億3,360万円、繰入金8,989万7,000円であります。

歳出の主なものとしましては、後期高齢者医療広域連合納付金4億431万3,000円であります。

特別委員会で慎重審議しました結果、賛成多数で可決すべきことと決しましたことをご報告いたします。

続きまして、議案第20号平成26年度粕屋町介護保険特別会計予算についてであります。

保険事業勘定は、予算総額を歳入歳出それぞれ20億3,074万7,000円とするもので

あります。

歳入の主なものといたしましては、介護保険料 3 億 9,031 万 6,000 円、国庫支出金 4 億 1,414 万 2,000 円、支払基金交付金 5 億 5,871 万 4,000 円、県支出金 2 億 9,029 万 4,000 円、繰入金 3 億 7,716 万 5,000 円となっております。

歳出の主なものといたしましては、総務費 6,742 万 9,000 円、保険給付費 19 億 865 万 3,000 円、地域支援事業 5,192 万 9,000 円であります。

次に、介護サービス勘定は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1,321 万 7,000 円とするものであります。

歳入の主なものといたしましては、介護予防サービス計画給付費収入 1,254 万円であります。

歳出の主なものといたしましては、総務管理費 1,165 万 6,000 円でございます。

当委員会において慎重審議しました結果、全員賛成で可決すべきものと決しましたことをご報告いたします。

続きまして議案第 21 号平成 26 年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてであります。

本会計の予算総額を歳入歳出それぞれ 256 万 1,000 円とするものであります。

歳入の主なものといたしましては、貸付金元利収入 255 万円。

歳出の主なものといたしましては、一般会計拠出金 191 万円でございます。

当委員会において慎重審議いたしました結果、全員の賛成で可決すべきものと決しましたことをご報告して終わります。

(予算特別委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの予算特別委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

この各議案につきましても既に予算特別委員会で審議済みであります、その後特に質疑はありませんか。

質疑は一括議案番号順にお願いいたします。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第 18 号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

7 番 田川正治議員。

◎7 番（田川正治君）

国民健康保険当初予算に反対する立場から討論に参加します。

消費税が4月から8%に増税されますが、福祉や医療に充てる予算が少なく、中小企業や零細企業は消費税が増税されても商品に転嫁できる売上げが減少すると言われております。それに比べて、消費税増税の財源で、大企業の法人税、高額所得者などが優遇される、まさに大企業栄えて民滅ぶというようなことが言われる状況にあります。4月から8%、来年10月には10%に増税されます。食料品を初めあらゆる物品も消費税の増税による負担増が増えることになる。このようなもとの、町民の税金の負担を軽減することこそ、町は予算を振り向けることに力を入れるべきであります。粕屋町の保険税は、給与収入が312万円の所得で200万円の家庭では、子ども2人、4人家族で37万8,300円になる状況です。福岡県下で4番目に高い粕屋町の保険税、1世帯1万円引き下げたためには、予算の0.5%、5,000万円を一般財政から繰り入れれば5,094世帯の国保税の引き下げが可能です。一般財政の繰り入れは、須恵町が5%を行っております。粕屋町は2.2%と低くなってきております。私は、昨年3月議会の本会議での一般質問で、国保税の1世帯1万円引き下げを提案したとき、町長は、国保税は町民の担税能力を超えてるということを答弁されました。そうであれば、今年度の予算でこのように消費税が上がるような状況のもとで、国保税を引き下げを努力すべきであると考えます。それを行わず、昨年と一昨年同様に、当初予算は4,000万円しか一般財政からの繰り入れを行わず、赤字補填を補正予算で行うということになっております。このような国保の運営でなく、保険税を引き下げることも含めて、初めから当初予算を増額すべきと考えます。

以上をもちましてこの議案に対しての反対討論とします。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第18号を採決いたします。

本案に対する予算特別委員会委員長からの報告は可決であります。本案は委員長

の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は賛成多数であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

これより議案第19号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第19号を採決いたします。

本案に対する予算特別委員会委員長からの報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は賛成多数であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

これより議案第20号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第20号を採決いたします。

本案に対する予算特別委員会委員長からの報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は全員賛成であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決され

ました。

これより議案第21号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第21号を採決いたします。

本案に対する予算特別委員会委員長からの報告は可決であります。本案は委員長
の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は全員賛成であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決され
ました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第22号平成26年度粕屋町水道事業会計予算について、議案第23号平成26年度
粕屋町流域関連公共下水道事業会計予算について、以上2件を一括して議題といた
します。

本件に関し、予算特別委員会委員長の報告を求めます。

(予算特別委員長 山脇秀隆君 登壇)

◎予算特別委員長（山脇秀隆君）

議案第22号と議案第23号は一括して報告をさせていただきます。

この件につきましても全議員による予算特別委員会で行いましたので、審議の
経過と結果のみをご報告させていただきますので、よろしく申し上げます。

それでは、議案第22号平成26年度粕屋町水道事業会計予算についてであります。

収益的収支につきましては、収入が9億7,692万3,000円、支出が9億837万
9,000円であります。

収入の主なものは、給水収益などの営業収益が9億6,846万1,000円。また一般会
計繰入金などの営業外収益が846万円あります。

支出の主なものにつきましては、浄水場等の委託に関する費用が5,935万円、水
道企業団等の受水費が3億6,050万円、また減価償却費2億595万8,000円でありま
す。

資本的収支につきましては収入が20万円、支出につきましては3億7,104万7,000円であります。

支出の主なものにつきましては、老朽化した配水管布設替工事、浄水場等機器更新工事など改良工事の費用2億4,544万円、企業債償還金1億1,850万7,000円であります。

収入が支出に対し不足しています額につきましては、損益勘定留保資金等で補填するものであります。

予算特別委員会で慎重に審議しました結果、全員の賛成で原案どおり可決すべきことを決しましたので、ご報告いたします。

続きまして、議案第23号平成26年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計予算の審議の経過と結果についてご報告いたします。

収益的収支につきましては、収入が12億1,252万5,000円、支出が12億6,199万1,000円あります。

収入の主なものは、下水道使用料が6億4,041万3,000円、一般会計からの繰入金3億9,438万9,000円あります。

支出の主なものは、流域下水道維持管理負担金3億9,770万円、減価償却費4億6,367万2,000円、企業債の利息2億3,150万1,000円あります。

資本的収支につきましては、収入が6億1,721万1,000円、支出が9億6,299万3,000円あります。

収入の主なものは、企業債が3億8,930万円、一般会計負担金1億6,561万1,000円、国庫補助金5,280万円あります。

支出の主なものは、汚水及び雨水工事に係る改良工事費が1億7,552万3,000円、流域下水道建設負担金5,220万2,000円、企業債償還金7億1,950万円あります。

収入が支出に対し不足しています額につきましては、損益勘定留保資金等で補填するものであります。

予算特別委員会で慎重審議しました結果、全員の賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告して終わります。

(予算特別委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの予算特別委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

この議案につきましても既に予算特別委員会で審議済みであります。その後特に質疑はありませんか。

質疑は一括議案番号順にお願いいたします。

(声なし)

(221)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第22号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第22号を採決いたします。

本案に対する予算特別委員会委員長からの報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は全員賛成であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

これより議案第23号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第23号を採決いたします。

本案に対する予算特別委員会委員長からの報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は全員賛成であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第24号粕屋町町花、町木の追加についてを議題といたします。

本件に関し、総務常任委員会委員長の報告を求めます。
総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 登壇)

◎総務常任委員長(山脇秀隆君)

議案第24号粕屋町町花、町木の追加について、付託を受けました総務常任委員会の審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

本議案は町花であるバラとコスモス、町木であるクロガネモチに桜を認定し、つけ加えるものであります。

粕屋町には、現在、各小・中学校を初め、江辻山公園、大川河畔公園、御野立所公園、町内の児童公園、そしてサンレイクかすや、駕与丁公園など、町内至るところに2,000本以上の桜の木があり、駕与丁公園の700本を超える桜も植栽から20年を経過し、立派な成木に成長しております。今回、桜を町木に認定し、花と緑あふれるまちづくりを進めていくものであります。

当委員会で慎重審議した結果、全員の賛成で可決すべきことと決しましたことを報告いたします。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長(進藤啓一君)

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(声なし)

◎議長(進藤啓一君)

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第24号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(進藤啓一君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

9番久我純治議員。

◎9番(久我純治君)

町木、桜の追加を賛成の意味で紹介させていただきます。

粕屋町の視察のときには、必ず地の利を言います。駅から10分ぐらいとが、博多駅から10分ぐらいとか、空港からも10分ぐらいとかと言いますが、余り駕与丁の話は出ません。私も粕屋町の駕与丁を誇りに思っておりますが、これ以上桜の木は植えられませんが、ぜひこの町長の発案であったさくら祭り、その中の今バラまつりのほうはもう十何回になると思うんですが、定着していると思います。ぜひ

この桜の木も、もうこれ以上植えられないそうですけども、ぜひもう少しPRをやって、駕与丁公園のPR、粕屋町のPRをやってほしいと要望しております。それだけです。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第24号を採決いたします。

本案に対する総務常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は全員賛成であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第25号町道路線の変更についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

建設常任委員会委員長。

（建設常任委員長 長 義晴君 登壇）

◎建設常任委員長（長 義晴君）

報告いたします。

議案第25号町道路線の変更についてでございますが、付託を受けました建設常任委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。

町道黒の前線において、起点側を県営河川多々良川の管理道路としていましたが、県道筑紫野・古賀線バイパス工事に伴い、大隈橋交差点への取り付け道路改良工事が実施されたために、起点を変更し、町道路線の延長を行うものでございます。

以上につきまして当委員会で審議いたしました結果、全員賛成で可決すべきことに決しましたので、ご報告いたします。

（建設常任委員長 長 義晴君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第25号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第25号を採決いたします。

本案に対する建設常任会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は全員賛成であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

意見書案第9号国民の「知る権利」を侵害する「特定秘密保護法」の撤廃を求める意見書（案）を議題といたします。

意見書案第9号に対する総務常任委員会委員長からの報告は否決であります。意見書案第9号は否決とすることにご異議ありませんか。

7番田川正治君。

◎7番（田川正治君）

この特定秘密保護法については、意見書を国に提出することを求めて、私と川口議員で提出いたします。

皆さんもご存じのように、この秘密保護法は強行されてから国民の強い廃止や撤回を求める声が大きくなっているということが言えます特定秘密保護法については、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義という日本国憲法の基本原理を根底から覆す、極めて危険な違憲性を本質としてと言われております。それは、特定機密の指定を国に委ねられて、政府が保有する膨大な情報の中から、その恣意的な判

断で勝手に決められるということでもあります。ですから、国民は何が機密かわからないと。そして、秘密かどうかわからない情報に抵触したということで処罰の対象にされるというものであります。政府が幾ら特定秘密の範囲は防衛や外交に限定されるということを言っておりますけど、秘密の要件が我が国の安全保障にとって著しく支障を与えるおそれがあるということを含め、内容は広範で曖昧なものであります。また、我が国の国家機密のほとんどは日米安保条約の根幹にかかわるものであります。今でさえ核密約の内容、沖縄返還密約の内容などについても明らかにできておりません。日本共産党は、これまで国会において、米国で公表された文書、そのものを資料に出しても、目の前にある資料でも、国会ではないということであるので、その答弁、繰り返してきたのが歴代自民党政府です。今回、この秘密保護法が指定期間として60年延長されるということになって、安保条約のときの秘密文書60年前の内容が今後60年、合計120年にわたって国民にも知らされないという永久秘密文書というふうなことが指定されていくということにもなります。このようなこの秘密保護法によって懲役10年以下の重罰とか、適正評価の名のもとで、プライバシーの侵害、権力による監視、このようなことが行われると。国家公務員だけの漏えい問題というようなことでなくて、広く国民の自由の侵害、報道の自由、知る権利まで及ぶということを言われております。政府与党は、一般の国民は一切処罰の対象になりません。報道機関や取材の自由は保障される、このように言っておりますけど、処罰の対象になるとなれば、逮捕、拘留、身柄を拘束して、密室での取り調べ、捜査、差し押さえなど行われると。そして、その内容も秘密の中身で明らかにされないということがあります。このような重罰を持つ法規、それだけで言論、表現の自由を萎縮させて、民主主義の社会、日本のこの国のあり方、土台から掘り崩す、このような暗黒社会となると言われております。国民を弾圧の対象とした戦前の軍機保護法、治安維持法のもとで大本営発表ということで、国民を欺いて、あの侵略戦争の誤りに再び国民を総動員するというようなことがあってはなりません。憲法を守り、平和と民主主義を守る戦争のない国を断固守り抜くという決意と、特定秘密保護法の撤廃を求める意見書を粕屋町議会として国に提出することを申し述べて討論いたします。

◎議長（進藤啓一君）

議長の発言は否決でございました。議長の発言に反対される方は、3人以上の同意が必要であります。この否決に賛成議員は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（進藤啓一君）

起立者3人未満であり、異議の申し立ては成立いたしません。よって、議長の宣

告は確定いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

請願第1号学校給食センターを引き続き公設・公営で行うことを求める請願を議題といたします。

請願第1号に対する総務常任委員会委員長からの報告は継続審査であります。請願第1号は継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、請願第1号は継続審査とすることに決定いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

請願第2号建設業従事者アスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう国に働きかける意見書の提出を求める請願を議題といたします。

請願第2号に対する厚生常任委員会委員長からの報告は一部修正採択であります。請願第2号は一部修正採択とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、請願第2号は一部修正採択とすることに決定しました。

◎議長（進藤啓一君）

陳情第1号「『要支援者に対する介護予防給付継続』と『利用者負担増の中止』及び『特養の要介護1、2の入所継続』に関する」意見書提出を求める陳情を議題といたします。

陳情第1号に対する厚生常任委員会委員長からの報告は継続審査であります。陳情第1号は継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、陳情第1号は継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

請願にかかわる意見書の草案につきましては、事務局と協議作成の上、関係機関に提出したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、意見書案につきましては事務局と協議作成の上、関係機関に提出することに決定いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

委員会の閉会中の所管事務調査を議題といたします。

会議規則第75条の規定により、各委員長から閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

町長から発言の申し出がっておりますのでこれを認めます。

因町長。

◎町長（因 清範君）

議会閉会に当たりまして一言御礼の挨拶をいたします。

先月の28日に開会いたしました粕屋町第1回の町議会、大変長丁場で、21日間に及ぶ議会でもございました。大変皆様お疲れさまでした。その中には、大変重要な案件が幾つもございました。そういった中、慎重審議をしていただき、提案いたしました26の議案については全て原案どおり可決、承認をいただきました。本当にありがとうございました。なお、特に学校給食センターのこれからの進め方については、総務委員長からの報告にもございましたように、真摯に説明を続けながら皆様方のできるだけ多くの理解をいただいて、一日も早い予定どおりの、28年9月の供用開始に向けて頑張ってもらいたいと思います。今後ともいろいろなご指導を賜りますようお願いいたします。

それから、大変、今年の冬は寒うございました。暑さ寒さも彼岸までというふうには、ちょうど今彼岸に入りました。それから、桜のつぼみも大分膨らんでまいりました。議決を得て桜をこの春から町木に認定いただき、桜の花もいつもと違って誇らしく咲いて、皆様の目を楽しませるのではないかと思います。

休会中につきましては、皆様方、お体に十分お気を付けて、また時々は役場のほうにお見えになって、町長室でもいろんなお話をしたいと思います。お待ちしております。本当にお疲れさまでした。ありがとうございました。

◎議長（進藤啓一君）

これをもって本定例会に付議されました案件の審議は全部終了しました。よって、平成26年第1回粕屋町議会定例会を閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。

ここで先日の全員協議会において報告しておりましたとおり、内示の段階ではありますが、職員の人事異動によって新しく議会事務局に赴任されます高榎 元君を紹介いたします。

高榎君、一言ご挨拶をお願いします。

◎介護福祉課（高榎 元君）

ただいまご紹介にあずかりました介護福祉課の高榎と申します。4月1日より議会事務局のほうに異動という内示をいただいておりますので、一日でも早く迅速な業務の遂行ができるよう、日々研さんに努めてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

さて、今議会は2月28日開会から21日間という長丁場の会期でありましたゆえ、皆さん大変お疲れさまでございました。

これにて平成26年第1回粕屋町議会定例会を閉会いたします。

(閉会 午前12時55分)

会議録調製者 青 木 繁 信

上記会議の経過については、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 進 藤 啓 一

署名議員 八 尋 源 治

署名議員 伊 藤 正